

動物協会発 196号
平成24年8月15日

社団法人日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 福井邦顯
(公印省略)

動物用生物学的製剤基準の一部改正等について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より通知がありましたのでお知らせします。



24消安第1961号
平成24年8月10日

社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



動物用生物学的製剤基準の一部改正等について

のことについて、別添写しのとおり各都道府県知事宛て通知したので、御了知願います。また、貴会会員に対する周知方よろしくお願ひします。





24消安第1961号
平成24年8月10日

北海道知事 殿

農林水産省消費・安全局長

動物用生物学的製剤基準の一部改正等について

今般、「動物用生物学的製剤基準」(平成14年10月3日農林水産省告示第1567号)、「動物用生物学的製剤検定基準」(平成14年10月3日農林水産省告示第1568号)、「動物用医薬品の検定手数料並びに出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件」(平成17年3月18日農林水産省告示第516号)及び「薬事法第43条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件」(昭和36年2月1日農林省告示第66号)の一部が別紙1から別紙4までのとおり改正されましたので、貴庁に備え置いて縦覧願います。

これらの改正に伴い、「薬事法関係事務の取扱いについて」(平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知)の一部を別紙5のとおり改正することとしましたので、御了知願います。

(別紙1)

○農林水産省告示第二千四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年八月十日

農林水産大臣 郡司 彰

~~〔〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局・農水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて、縦覽は供する。〕~~

ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部の牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢一粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチンの項を次のように改める。

牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢一粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチン

1 定義

牛伝染性鼻気管炎ウイルス、牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス（1型）、牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス（2型）、牛パラインフルエンザ3型ウイルス及び牛RSウイルスを培養細胞でそれぞれ増殖させて得たウイルス液を不活化したものと混合し、アジュバントを添加したワクチンである。

2 製法

2.1 製造用株

2.1.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス

2.1.1.1 名称

牛伝染性鼻気管炎ウイルス マッカチャー株又はこれと同等と認められた株

2.1.1.2 性状

牛に接種すると、発熱、鼻汁漏出を伴って鼻気管炎を発症する。

牛腎由来株化（以下この項において「MDBK」という。）細胞でCPEを伴って増殖する。

2.1.1.3 繙代及び保存

原株及び種ウイルスは、牛腎及び牛精巣継代細胞又は適当と認められた培養細胞で継代する。

継代は、原株では3代以内、種ウイルスでは2代以内でなければならない。

原株及び種ウイルスは、凍結して-70℃以下又は凍結乾燥して5℃以下で保存する。

2.1.2 牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス（1型）

2.1.2.1 名称

牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス（1型）シンガー株又はこれと同等と認められた株

2.1.2.2 性状

牛に接種すると、発熱、鼻汁漏出等の呼吸器症状、下痢及び軟便等の消化器症状、白血球減少等を示す。

MDBK細胞でCPEを伴って増殖する。

2.1.2.3 繙代及び保存

原株及び種ウイルスは、牛腎及び牛精巣継代細胞又は適当と認められた培養細胞で継代する。

継代は、原株では3代以内、種ウイルスでは2代以内でなければならない。

原株及び種ウイルスは、凍結して-70℃以下又は凍結乾燥して5℃以下で保存する。

2.1.3 牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス（2型）

2.1.3.1 名称

牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス（2型）5912株又はこれと同等と認められた株

2.1.3.2 性状

牛に接種すると、発熱、鼻汁漏出等の呼吸器症状、下痢及び軟便等の消化器症状、白血球減少等を示す。

MDBK細胞でCPEを伴って増殖する。

2.1.3.3 繙代及び保存

原株及び種ウイルスは、牛腎及び牛精巣継代細胞又は適當と認められた培養細胞で継代する。

継代は、原株では3代以内、種ウイルスでは2代以内でなければならない。

原株及び種ウイルスは、凍結して-70℃以下又は凍結乾燥して5℃以下で保存する。

2.1.4 牛パラインフルエンザ3型ウイルス

2.1.4.1 名称

牛パラインフルエンザ3型ウイルス ライシンガーSF-4株又はこれと同等と認められた株

2.1.4.2 性状

牛に接種すると、発熱、鼻汁漏出を伴って牛のパラインフルエンザを発症する。

MDBK細胞でCPEを伴って増殖する。

2.1.4.3 繰代及び保存

原株及び種ウイルスは、牛腎及び牛精巣継代細胞又は適當と認められた培養細胞で継代する。

継代は、原株では3代以内、種ウイルスでは2代以内でなければならない。

原株及び種ウイルスは、凍結して-70℃以下又は凍結乾燥して5℃以下で保存する。

2.1.5 牛RSウイルス

2.1.5.1 名称

牛RSウイルス ダイヤモンド株又はこれと同等と認められた株

2.1.5.2 性状

MDBK細胞でCPEを伴って増殖する。

2.1.5.3 繰代及び保存

原株及び種ウイルスは、牛腎及び牛精巣継代細胞又は適當と認められた培養細胞で継代する。

継代は、原株では3代以内、種ウイルスでは2代以内でなければならない。

原株及び種ウイルスは、凍結して-70℃以下又は凍結乾燥して5℃以下で保存する。

2.2 製造用材料

2.2.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス

2.2.1.1 培養細胞

MDBK細胞又は製造に適當と認められた細胞を用いる。

2.2.1.2 培養液

製造に適當と認められた培養液を用いる。

2.2.2 牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス(1型)

2.2.2.1 培養細胞

MDBK細胞又は製造に適當と認められた細胞を用いる。

2.2.2.2 培養液

製造に適當と認められた培養液を用いる。

2.2.3 牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス(2型)

2.2.3.1 培養細胞

MDBK細胞又は製造に適當と認められた細胞を用いる。

2.2.3.2 培養液

製造に適當と認められた培養液を用いる。

2.2.4 牛パラインフルエンザ3型ウイルス

2.2.4.1 培養細胞

MDBK細胞又は製造に適當と認められた細胞を用いる。

2.2.4.2 培養液

製造に適當と認められた培養液を用いる。

2.2.5 牛RSウイルス

2.2.5.1 培養細胞

MDBK 細胞又は製造に適當と認められた細胞を用いる。

2.2.5.2 培養液

製造に適當と認められた培養液を用いる。

2.3 原液

2.3.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス

2.3.1.1 細胞の培養

1回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前の細胞に異常を認めてはならない。

個体別培養細胞について、3.1 の試験を行う。

2.3.1.2 ウィルスの培養

種ウイルスを培養細胞で培養し、ウイルスの増殖極期に回収したウイルス液をウイルス浮遊液とする。

ウイルス浮遊液について 3.2 の試験を行う。

2.3.1.3 不活化

ウイルス浮遊液を適當と認められた方法により処理して不活化し、不活化ウイルス浮遊液とする。

不活化ウイルス浮遊液について、3.3 の試験を行う。

2.3.1.4 原液

不活化ウイルス浮遊液を混合し、原液とする。

原液について、3.4 の試験を行う。

2.3.2 牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス（1型）

2.3.2.1 細胞の培養

1回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前の細胞に異常を認めてはならない。

個体別培養細胞について、3.1 の試験を行う。

2.3.2.2 ウィルスの培養

種ウイルスを培養細胞で培養し、ウイルスの増殖極期に回収したウイルス液をウイルス浮遊液とする。

ウイルス浮遊液について、3.2 の試験を行う。

2.3.2.3 不活化

ウイルス浮遊液を適當と認められた方法により処理して不活化し、不活化ウイルス浮遊液とする。

不活化ウイルス浮遊液について、3.3 の試験を行う。

2.3.2.4 原液

不活化ウイルス浮遊液を混合し、原液とする。

原液について、3.4 の試験を行う。

2.3.3 牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス（2型）

2.3.3.1 細胞の培養

1回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前の細胞に異常を認めてはならない。

個体別培養細胞について、3.1 の試験を行う。

2.3.3.2 ウィルスの培養

種ウイルスを培養細胞で培養し、ウイルスの増殖極期に回収したウイルス液をウイルス浮遊液とする。

ウイルス浮遊液について、3.2 の試験を行う。

2.3.3.3 不活化

ウイルス浮遊液を適當と認められた方法により処理して不活化し、不活化ウイルス浮遊液とする。

不活化ウイルス浮遊液について、3.3 の試験を行う。

2.3.3.4 原液

不活化ウイルス浮遊液を濃縮した後、混合し、原液とする。

原液について、3.4 の試験を行う。

2.3.4 牛パラインフルエンザウイルス

2.3.4.1 細胞の培養

1回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前の細胞に異常を認めてはならない。

個体別培養細胞について、3.1 の試験を行う。

2.3.4.2 ウィルスの培養

種ウイルスを培養細胞で培養し、ウイルスの増殖極期に回収したウイルス液をウイルス浮遊液とする。

ウイルス浮遊液について、3.2 の試験を行う。

2.3.4.3 不活化

ウイルス浮遊液を適当と認められた方法により処理して不活化し、不活化ウイルス浮遊液とする。

不活化ウイルス浮遊液について、3.3 の試験を行う。

2.3.4.4 原液

不活化ウイルス浮遊液を混合し、原液とする。

原液について、3.4 の試験を行う。

2.3.5 牛RSウイルス

2.3.5.1 細胞の培養

1回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前の細胞に異常を認めてはならない。

個体別培養細胞について、3.1 の試験を行う。

2.3.5.2 ウィルスの培養

種ウイルスを培養細胞で培養し、ウイルスの増殖極期に回収したウイルス液をウイルス浮遊液とする。

ウイルス浮遊液について、3.2 の試験を行う。

2.3.5.3 不活化

ウイルス浮遊液を適当と認められた方法により処理して不活化し、不活化ウイルス浮遊液とする。

不活化ウイルス浮遊液について、3.3 の試験を行う。

2.3.5.4 原液

不活化ウイルス浮遊液を混合し、原液とする。

原液について、3.4 の試験を行う。

2.4 最終バルク

牛伝染性鼻気管炎ウイルス原液、牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス（1型）原液、牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス（2型）原液、牛パラインフルエンザ3型ウイルス原液及び牛RSウイルス原液を混合し、適当と認められたアジュバント、安定剤及び保存剤を添加した後、濃度調整し、最終バルクとする。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、小分製品とする。

小分製品について、3.5 の試験を行う。

3 試験法

3.1 培養細胞の試験

個体別培養細胞の1%以上を対照培養細胞とし、これについて次の試験を行う。

3.1.1 培養観察

対照培養細胞を、ウイルスを接種することなく、ウイルス培養と同じ条件で培養し、観察するとき、CPE を認めてはならない。

3.1.2 赤血球吸着試験

3.1.1 の観察最終日に培養液を除き、リン酸緩衝食塩液で細胞表面を 2 回洗浄した後、2 群に分け、生理食塩液で濃度を調整した 0.1vol % のモルモット及びがちょうの赤血球浮遊液を重層し、60 分間静置後、赤血球吸着の有無を観察するとき、培養細胞に赤血球吸着を認めてはならない。

3.2 ウィルス浮遊液の試験

3.2.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.2 ウィルス含有量試験

3.3.3 の試験を実施するものについては、この試験を行わなくてもよい。

3.2.2.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス、牛ウイルス性下痢ウイルス（1型）、牛ウイルス性下痢ウイルス（2型）及び牛パラインフルエンザ 3 型ウイルス

3.2.2.1.1 試験材料

3.2.2.1.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液（付記 1）で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.2.2.1.1.2 培養細胞

MDBK 細胞を 24 穴プラスチックプレートに 1 ~ 3 日間培養し、単層となつたものを用いる。

3.2.2.1.2 試験方法

試料 0.1mL ずつをそれぞれ 5 穴以上の培養細胞に接種し、37 °C で 60 分間吸着させた後、ウイルス増殖用培養液を加え、37 °C で 7 日間培養し、観察する。

3.2.2.1.3 判定

培養細胞に CPE を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀ を算出する。

検体のウイルス含有量は、1 mL 中牛伝染性鼻気管炎ウイルスでは 10^{8.0} TCID₅₀ 以上、牛ウイルス性下痢ウイルス（1型）では 10^{7.0} TCID₅₀ 以上、牛ウイルス性下痢ウイルス（2型）では 10^{5.7} TCID₅₀ 以上、牛パラインフルエンザ 3 型ウイルスでは 10^{8.1} TCID₅₀ 以上でなければならない。

3.2.2.2 牛 R S ウィルス

3.2.2.2.1 試験材料

3.2.2.2.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.2.2.2.1.2 培養細胞

Vero 細胞を 24 穴プラスチックプレートに 1 ~ 3 日間培養し、単層となつたものを用いる。

3.2.2.2.2 試験方法

試料 0.1mL ずつをそれぞれ 5 穴以上の培養細胞に接種し、37 °C で 60 分間吸着させた後、ウイルス増殖用培養液を加え、37 °C で 7 日間培養し、観察する。

3.2.2.2.3 判定

培養細胞に CPE を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀ を算出する。

検体のウイルス含有量は、1 mL 中 10^{5.7} TCID₅₀ 以上でなければならない。

3.3 不活性ウイルス浮遊液の試験

3.3.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.2 不活性試験

3.3.2.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス

3.3.2.1.1 試験材料

検体を試料とする。

3.3.2.1.2 培養細胞

MDBK 細胞を 1～3 日間培養し、単層となつたものを用いる。

3.3.2.1.3 試験方法

試料 1 mL につき 3 cm^2 以上の培養細胞に接種し、37 °Cで 90 分間静置吸着させた後、ウイルス増殖用培養液を加え、37 °Cで 7 日間培養し、観察する。

3.3.2.1.4 判定

培養細胞に CPE を認めないとき、活性ウイルス陰性とする。

検体に活性ウイルスを認めてはならない。

3.3.2.2 牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス（1型）

3.3.2.2.1 試験材料

検体を試料とする。

3.3.2.2.2 培養細胞

MDBK 細胞を 1～3 日間培養し、単層となつたものを用いる。

3.3.2.2.3 試験方法

試料 1 mL につき 3 cm^2 以上の培養細胞に接種し、37 °Cで 90 分間静置吸着させた後、ウイルス増殖用培養液を加え、37 °Cで 7 日間培養し、観察する。

3.3.2.2.4 判定

培養細胞に CPE を認めないとき、活性ウイルス陰性とする。

検体に活性ウイルスを認めてはならない。

3.3.2.3 牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス（2型）

3.3.2.3.1 試験材料

検体を試料とする。

3.3.2.3.2 培養細胞

MDBK 細胞を 1～3 日間培養し、単層となつたものを用いる。

3.3.2.3.3 試験方法

試料 1 mL につき 3 cm^2 以上の培養細胞に接種し、37 °Cで 90 分間静置吸着させた後、ウイルス増殖用培養液を加え、37 °Cで 7 日間培養し、観察する。

3.3.2.3.4 判定

培養細胞に CPE を認めないとき、活性ウイルス陰性とする。

検体に活性ウイルスを認めてはならない。

3.3.2.4 牛パラインフルエンザ 3 型ウイルス

3.3.2.4.1 試験材料

検体を試料とする。

3.3.2.4.2 培養細胞

MDBK 細胞を 1～3 日間培養し、単層となつたものを用いる。

3.3.2.4.3 試験方法

試料 1 mL につき 3 cm^2 以上の培養細胞に接種し、37 °Cで 90 分間静置吸着させた後、ウイルス増殖用培養液を加え、37 °Cで 7 日間培養し、観察する。

3.3.2.4.4 判定

培養細胞に CPE を認めないとき、活性ウイルス陰性とする。

検体に活性ウイルスを認めてはならない。

3.3.2.5 牛 R S ウィルス

以下の試験方法又は適当と認められた試験方法を用いる。

3.3.2.5.1 試験材料

検体を試料とする。

3.3.2.5.2 培養細胞

MDBK 細胞を 1 ~ 3 日間培養し、単層となつたものを用いる。

3.3.2.5.3 試験方法

試料 1 mL につき 3 cm² 以上の培養細胞に接種し、37 °Cで 90 分間静置吸着させた後、ウイルス増殖用培養液を加え、37 °Cで 7 日間培養し、観察する。

3.3.2.5.4 判定

培養細胞に CPE を認めないと、活性ウイルス陰性とする。

検体に活性ウイルスを認めてはならない。

3.3.3 抗原定量試験

酵素免疫測定法により参考品（付記 2）に対する相対抗原量を算出するため、以下の試験方法又は適當と認められた試験方法を用いる。3.2.2 の試験を実施するものについては、この試験を行なうてもよい。

3.3.3.1 試験材料

3.3.3.1.1 試料

検体に小分製品と同じ組成となるように希釈液（付記 3）及びアジュバントを加えたものを試料とする。

3.3.3.1.2 抗体感作プレート

抗牛伝染性鼻気管炎ウイルス牛血清、抗牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス（1型）牛血清、抗牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス（2型）牛血清、抗牛パラインフルエンザ 3 型ウイルス牛血清及び抗牛 R S ウィルス牛血清（付記 4）を用時調製した 0.05mol/L 炭酸緩衝液（pH9.7）でそれぞれ希釈し、96 穴の抗体吸着プレートに 100 μ L ずつ分注する。これを 2 ~ 7 °Cで 1 昼夜静置した後、0.3vol % ポリソルベート 20-リン酸緩衝液で 4 回洗浄する。1.15w/v % 脱脂粉乳加 0.05mol/L 炭酸緩衝液を 1 穴当たり 200 μ L ずつ加え、37 °Cで 60 分間静置する。この処理済み抗体吸着プレートを 0.3vol % ポリソルベート 20-リン酸緩衝液で 4 回洗浄し、抗体感作プレートとする。

3.3.3.2 試験方法

試料及び参考品を 0.01mol/L-リン酸緩衝液にて 2 倍に希釈し、この液 3 mL に 0.5mL の 20w/v % NZ アミン-リン酸緩衝液を加える。これを氷水中で 6 ± 2 Wで 1 分間超音波処理した後、2.86w/v % NZ アミン加 0.3vol % ポリソルベート 20-リン酸緩衝液で 5 倍に希釈する。試料及び参考品を必要に応じて希釈液で希釈した後、2.86w/v % NZ アミン加ポリソルベート 20-リン酸緩衝液で 1.75 倍（牛 R S ウィルスの場合には 2 倍）階段希釈する（希釈範囲は、牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス（2型）及び牛 R S ウィルスの場合には 7 段階、その他は 11 段階とする。）。各希釈試料は、100 μ L をそれぞれ 2 穴ずつの抗体感作プレートに添加し、37 °Cで 1 昼夜静置した後、0.3vol % ポリソルベート 20-リン酸緩衝液を用いて 4 回洗浄する。洗浄プレートに対象ウイルスのモノクローナル抗体の希釈液を 100 μ L ずつ加え、37 °Cで 60 分間静置感作する。感作プレートは、0.3vol % ポリソルベート 20-リン酸緩衝液で 4 回洗浄した後、2 % 牛胎子血清-2.86w/v % NZ アミン加 0.3vol % ポリソルベート 20-リン酸緩衝液で希釈したビオチン標識-抗マウス IgG ヤギ抗体（H + L）液を 100 μ L ずつ加え、37 °Cで 60 分間静置した後、更に 0.3vol % ポリソルベート 20-リン酸緩衝液にて 4 回洗浄する。ストレプトアビジン-ペルオキシダーゼ標識抗体を 100 μ L ずつ添加し、37 °Cで 30 分間静置した後、0.3vol % ポリソルベート 20-リン酸緩衝液で 4 回洗浄する。洗浄した後、牛伝染性鼻気管炎ウイルス及び牛 R S ウィルスでは基質 1（付記 5）を、牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス（1型）、牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス（2型）及び牛パラインフルエンザ 3 型ウイルスでは基質 2（付記 6）を用い、全ての穴に 100 μ L ずつ添加し、基質 1 では 37 °C、基質 2 では常温で 30 分間暗所に静置して発色させる。発色後、基質 1 では主波長 405nm、補正波長 490nm、また、基質 2 では主波長 650nm、補正波長 490nm で吸光度を測定する。

3.3.3.3 判定

参照品の抗原量を 1.0 として試料中の相対抗原量を統計学的計算方法（付記 7）により算出するとき、試料中の各抗原の参照品に対する相対力値は 1.0 以上でなければならない。この際、参照品及び試料とも希釈と吸光度間の相関係数は 0.95 以上を示し、参照品の積分値は希釈液のそれの 4 倍以上であり、かつ、試料を 3 段階まで希釈した穴の吸光度は参照品のそれの 85 % 以上でなければならない。

3.4 原液の試験

3.4.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5 小分製品の試験

3.5.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する均質な懸濁液でなければならず、異物及び異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.5.2 pH 測定試験

一般試験法の pH 測定試験法を準用して試験するとき、pH は、固有の値を示さなければならない。

3.5.3 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.4 チメロサール定量試験

一般試験法のチメロサール定量法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.5 アルミニウム定量試験

一般試験法のアルミニウム定量法を準用して試験するとき、アルミニウムの含有量は、1 mL 中 2.0mg 以下でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験法によるものとする。

3.5.6 毒性限度確認試験

一般試験法の毒性限度確認試験法 2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、本試験における注射液量は 1 頭当たり 1 mL とし、注射後 3 日目の体重が注射前の体重と同等以上であることを、等分散を仮定した母平均の差の t 検定（対応のない場合、両側検定、有意水準 5%）により確認する。

3.5.7 力価試験

3.5.7.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス、牛パラインフルエンザ 3 型ウイルス及び牛 R S ウィルス

3.5.7.1.1 試験材料

3.5.7.1.1.1 注射材料

試験品を注射材料とする。

3.5.7.1.1.2 試験動物

体重約 300g のモルモットを用いる。

3.5.7.1.1.3 中和試験用ウイルス

3.5.7.1.1.3.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス

牛伝染性鼻気管炎ウイルス マッカチャー株又は適当と認められた株を用いる。

3.5.7.1.1.3.2 牛パラインフルエンザ 3 型ウイルス

牛パラインフルエンザ 3 型ウイルス ライシンガー SF-4 株又は適当と認められた株を用いる。

3.5.7.1.1.3.3 牛 R S ウィルス

牛 R S ウィルス ダイヤモンド株又は適当と認められた株を用いる。

3.5.7.1.1.4 培養細胞

3.5.7.1.1.4.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス

MDBK 細胞浮遊液を用いる。

3.5.7.1.1.4.2 牛パラインフルエンザ3型ウイルス

Vero細胞浮遊液を用いる。

3.5.7.1.1.4.3 牛R Sウイルス

96穴マイクロプレートで単層となったVero細胞を用いる。

3.5.7.1.2 試験方法

注射材料3mLずつを5匹の試験動物に2週間隔で2回注射する。注射方法は、2か所の筋肉内にそれぞれ1mLずつ注射し、1か所の皮下に1mLを注射する。第2回目の注射後10日目に得られた各個体の血清について、中和試験を行う。

3.5.7.1.2.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス

被検血清を非働化した後、ウイルス増殖用培養液で2倍階段希釈する。各希釈血清と200TCID₅₀/25μLに濃度を調整した中和試験用ウイルスを等量混和し、37℃で18時間中和処理する。この混合液25μLずつを96穴プラスチックプレートの4穴に接種し、更にMDBK細胞浮遊液を0.1mLずつ加え、37℃、5vol%炭酸ガス下で7日間培養し、観察する。

3.5.7.1.2.2 牛パラインフルエンザ3型ウイルス

被検血清を非働化した後、ウイルス増殖用培養液で2倍階段希釈する。各希釈血清と200TCID₅₀/25μLに濃度を調整した中和用ウイルスを等量混和し、37℃で60分間中和処理する。この混合液25μLずつを96穴プラスチックプレートの4穴に接種し、更にVero細胞浮遊液を0.1mLずつ加え、37℃、5vol%炭酸ガス下で7日間培養し、観察する。

3.5.7.1.2.3 牛R Sウイルス

被検血清を非働化した後、ウイルス増殖用培養液で2倍階段希釈する。各希釈血清と200TCID₅₀/25μLに濃度を調整した中和試験用ウイルスを等量混和し、37℃、5vol%炭酸ガス下で60分間中和処理する。Vero細胞の培養液を除き、混合液25μLずつを4穴に加え、37℃、5vol%炭酸ガス下で60分間吸着する。吸着後にウイルス増殖用培養液を0.1mLずつ加え、34℃5vol%炭酸ガス下で7日間培養し、観察する。

3.5.7.1.3 判定

培養細胞の2穴以上にCPEの阻止を認めた血清の最高希釈倍数を中和抗体価とする。

3.5.7.1.3.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス

中和抗体価128倍以上を陽性とするとき、試験動物の中和抗体陽性率は、80%以上でなければならない。

3.5.7.1.3.2 牛パラインフルエンザ3型ウイルス

中和抗体価4倍以上を陽性とするとき、試験動物の中和抗体陽性率は、80%以上でなければならない。

3.5.7.1.3.3 牛R Sウイルス

中和抗体価2倍以上を陽性とするとき、試験動物の中和抗体陽性率は、80%以上でなければならない。

3.5.7.2 牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス1型及び2型

3.5.7.2.1 試験材料

3.5.7.2.1.1 注射材料

試験品を注射材料とする。

3.5.7.2.1.2 試験動物

体重約100gのラットを用いる。

3.5.7.2.1.3 中和試験用ウイルス

3.5.7.2.1.3.1 牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス(1型)

牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス(1型)シンガー株又は適当と認められた株を用いる。

3.5.7.2.1.3.2 牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス(2型)

牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス（2型）5912株又は適当と認められた株を用いる。

3.5.7.2.1.4 培養細胞

MDKB 細胞浮遊液を用いる。

3.5.7.2.2 試験方法

注射材料を5匹の試験動物の両後肢大腿部筋肉内にそれぞれ各1mLずつ注射する。注射後21日目に得られた血清について中和試験を行う。

被検血清を非働化した後、ウイルス増殖用培養液で2倍階段希釈する。各希釈血清と200TCID₅₀/25μLに濃度を調整した中和試験用ウイルスを等量混和し、37℃で60分間中和処理する。この混合液25μLずつを96穴プラスチックプレートの4穴に接種し、更にMDKB細胞浮遊液を0.1mLずつ加え、37℃、5vol%炭酸ガス下で7日間培養し、観察する。

3.5.7.2.3 判定

培養細胞の2穴以上にCPEの阻止を認めた血清の最高希釈倍数を中和抗体価とする。

中和抗体価2倍以上を陽性とするとき、試験動物の中和抗体陽性率は、それぞれの株に対して80%以上でなければならない。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、2年間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

付記1 ウイルス増殖用培養液

1,000mL 中	
トリプトース・ホスフェイト・プロス	2.95 g
牛血清	10～20 mL
イーグル MEM	残 量

炭酸水素ナトリウムを用いてpHを7.2～7.6に調整する。

牛血清は、牛伝染性鼻気管炎ウイルス、牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス（1型）、牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス（2型）、牛パラインフルエンザ3型ウイルス及び牛RSウイルスに対する中和抗体陰性のものを用いる。

必要最少量の抗生物質を加えてよい。

付記2 参照品

ワクチン製造方法で製造されたウイルス浮遊液を不活化したものにアジュバントを小分製品と同一の割合で混合したもので、動物医薬品検査所が適当と認めたもの。

付記3 希釈液

ウイルスの培養と同じ工程でウイルスを接種せずに製造用細胞を培養した後のウイルス増殖用培養液とアジュバントを小分製品と同一割合で混合したもの。

付記4 抗牛伝染性鼻気管炎ウイルス牛血清、抗牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス（1型）牛血清、抗牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス（2型）牛血清、抗牛パラインフルエンザ3型ウイルス牛血清及び抗牛RSウイルス牛血清

各抗血清は、各ウイルスの精製、不活化抗原にフロイントの不完全アジュバントを加え、牛の皮内に注射して得られる。それぞれの抗血清を検体として間接蛍光抗体法により試験するとき、目的のウイルスの感染細胞に特異蛍光が認められ、対照細胞には特異蛍光を認めない。

付記5 基質1

適当と認められた2,2'-アジノビス(3-エチルベンチアゾリン-6-スルホン酸溶液(ABTS)

付記6 基質2

適當と認められた(3,3', 5,5')テトラメチルベンチジン溶液(TMB)

付記7 統計学的計算方法

動物医薬品検査所が適當と認めたもの。

ワクチン（シードロット製剤）の部の炭疽生ワクチン（シード）の項の次に次のように加える。

破傷風（アジュバント加）トキソイド（シード）

1 定義

シードロット規格に適合した破傷風菌を培養して得た破傷風毒素を無毒化し、アルミニウムゲルアジュバントを添加したトキソイドである。

2 製法

2.1 製造用株

2.1.1 名称

破傷風菌 Harvard A/47 株又はこれと同等と認められた株

2.1.2 性状

培養ろ液をマウス又はモルモットの皮下に注射するとき、特異な破傷風症状を呈して死亡する。

2.1.3 マスターシード菌

マスターシード菌は、適当と認められた培地で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシード菌は、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結乾燥して 5°C 以下で保存する。

マスターシード菌について、3.1.1 の試験を行う。

マスターシード菌は、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシード菌から小分製品までの最高継代数は、10 代以内でなければならない。

2.1.4 ワーキングシード菌

2.1.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシード菌は、適当と認められた培地で増殖及び継代する。

ワーキングシード菌は、凍結乾燥して 5°C 以下で保存する。

ワーキングシード菌について、3.1.2 の試験を行う。

2.1.5 プロダクションシード菌

2.1.5.1 増殖及び保存

プロダクションシード菌は、適当と認められた培地で増殖させる。

プロダクションシード菌を保存する場合は、凍結乾燥して 5°C 以下で保存する。

プロダクションシード菌を保存する場合は、3.1.3 の試験を行う。

2.2 製造用材料

2.2.1 培地

製造に適当と認められた培地を用いる。

2.3 原液

2.3.1 培養

プロダクションシード菌を培地に接種して培養し、これを更に培地に接種して培養したものを作養菌液とする。

2.3.2 毒素液

培養菌液を除菌ろ過し、毒素液とする。

2.3.3 トキソイド化及び精製

毒素液にホルマリンを加えてトキソイド化する。トキソイド化の前又は後に適当と認められた方法で精製する。このトキソイドを含む液をトキソイド液とする。

トキソイド液について、3.2 の試験を行う。

2.3.4 アジュバントの添加

トキソイド液を必要な濃度に希釈し、適当と認められたアジュバントを加える。この場合、適當と認められた保存剤を加える。また、適當と認められた安定剤を加えてもよい。これを原液とする。
原液について、3.3 の試験を行う。

2.4 最終バルク

原液を生理食塩液等で希釈し、最終バルクとする。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、小分製品とする。

小分製品について、3.4 の試験を行う。

3 試験法

3.1 製造用株の試験

3.1.1 マスターシード菌の試験

3.1.1.1 同定試験

シードロット規格の 1.4.2.4.1.1 を準用して試験を実施するとき、適合しなければならない。

3.1.1.2 夾雜菌否定試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2 ワーキングシード菌の試験

3.1.2.1 夾雜菌否定試験

3.1.1.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3 プロダクションシード菌の試験

3.1.3.1 夾雜菌否定試験

3.1.1.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2 トキソイド液の試験

3.2.1 無菌試験

3.1.1.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.2 無毒化試験

3.2.2.1 試験材料

3.2.2.1.1 試料

検体を 1/60mol/L リン酸緩衝食塩液で希釈し、最終バルクの 3 倍濃厚なトキソイド液を作る。

また、最終バルクと同等な濃度のトキソイド液を作り、37 °C で 20 日間静置して試料とする。

3.2.2.1.2 試験動物

体重 300 ~ 400g のモルモットを用いる。

3.2.2.2 試験方法

試験動物 4 匹以上を 1 群として、それぞれの試料を 1 匹当たり 5 mL ずつ皮下注射し、21 日間観察する。

3.2.2.3 判定

観察期間中、いずれの動物も毒素による中毒症状その他の異常を認めてはならない。

3.3 原液の試験

3.3.1 無菌試験

3.1.1.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.2 力価試験

3.3.2.1 試験材料

3.3.2.1.1 注射材料

検体、標準沈降破傷風トキソイド（以下この項において「標準品」という。）（付記）及び適當と認められた攻撃用毒素を用いる。

3.3.2.1.2 試験動物

体重 300 ~ 400g のモルモット又は約 5 週齢のマウスを用いる。

3.3.2.1.3 攻撃用毒素

適当と認められた攻撃用毒素を用いる。攻撃用毒素の LD₅₀ 値は、1 群 3 匹以上のモルモット又はマウスのそれぞれ 3 群以上を用いて測定するとき、モルモットでは 25 ~ 100、マウスでは 50 ~ 200 でなければならない。

3.3.2.2 試験方法

検体及び標準品をそれぞれ生理食塩液で対数的等間隔に階段希釈する。検体及び標準品の各希釈液を、1 群 10 匹以上のモルモット又はマウスに、1 匹当たりモルモットでは 2 mL を、マウスでは 0.5 mL をそれぞれ外股部皮下に注射する。4 ~ 6 週後に、ゼラチン加 1/60mol/L リン酸緩衝食塩液で希釈した毒素を、モルモットの場合は約 50LD₅₀/mL ずつ、マウスの場合は約 100LD₅₀/0.5mL ずつをそれぞれ外股部皮下に注射して 7 日間観察する。

3.3.2.3 判定

試験の成績を統計学的に処理して比較するとき、検体の力価は、40 国際単位以上でなければならない。

3.4 小分製品の試験

3.4.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する均質な懸濁液でなければならない、異物及び異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.4.2 pH 測定試験

一般試験法の pH 測定試験法を準用して試験するとき、pH は、固有の値を示さなければならぬ。

3.4.3 無菌試験

3.1.1.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.4 チメロサール定量試験

チメロサール添加製剤については、一般試験法のチメロサール定量法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.5 ホルマリン定量試験

一般試験法のホルマリン定量法を準用して試験するとき、ホルマリンの含有量は、0.03vol%以下でなければならない。

3.4.6 アルミニウム定量試験

一般試験法のアルミニウム定量法を準用して試験するとき、アルミニウムの含有量は、1 mL 中 0.5mg 以下でなければならない。

3.4.7 たん白窒素定量試験

一般試験法のたん白窒素定量法を準用して試験するとき、たん白窒素の含有量は、1 mL 中 20 μg 以下でなければならない。

3.4.8 異常毒性否定試験

一般試験法の異常毒性否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.9 力価試験

3.3.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、製造後 2 年間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

付記 標準沈降破傷風トキソイド

動物医薬品検査所から配布される標準品

ワクチン（シードロット製剤）の部の牛ロタウイルス感染症3価・牛コロナウイルス感染症・牛大腸菌性下痢症（K 99 精製線毛抗原）混合（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）の項の次に次のように加える。

馬鼻肺炎（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

1 定義

シードロット規格に適合した馬鼻肺炎ウイルスを同規格に適合した株化細胞で増殖させて得たウイルス液を濃縮した後、不活化してアルミニウムゲルアジュバントを添加したワクチンである。

2 製法

2.1 製造用株

2.1.1 名称

馬鼻肺炎ウイルス HH-1 BKS 株又はこれと同等と認められた株

2.1.2 性状

馬に接種すると、軽度の発熱を示すが、呼吸器症状は示さない。

牛腎細胞、馬腎細胞及び豚腎細胞で CPE を伴って増殖し、馬の赤血球を凝集する。

2.1.3 マスターシードウイルス

2.1.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、EFD-C₁細胞又は適當と認められた培養細胞で増殖させ、連續した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

マスターシードウイルスについて、3.1.1 の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は 5 代以内でなければならない。

2.1.4 ワーキングシードウイルス

2.1.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、EFD-C₁細胞又は適當と認められた培養細胞で増殖及び継代する。

ワーキングシードウイルスは、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2 の試験を行う。

2.1.5 プロダクションシードウイルス

2.1.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、EFD-C₁細胞又は適當と認められた培養細胞で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3 の試験を行う。

2.2 製造用材料

2.2.1 培養細胞

EFD-C₁細胞又は製造に適當と認められた培養細胞を用いる。

2.2.2 培養液

製造に適當と認められた培養液を用いる。

2.2.3 マスターセルシード

2.2.3.1 作製、保存及びプロダクションセルシードまでの最高継代数

マスターセルシードは、2.2.2 の培養液で増殖させ、連續した工程により作製し、保存用の容器

に分注する。

分注したマスターセルシードは、特定の製造番号又は製造記号を付して、凍結して-70℃以下で保存する。

マスターセルシードについて3.2.1の試験を行う。

マスターセルシードは、ワクチンの製造又は試験以外の目的で継代しない。マスターセルシードからプロダクションセルシードまでの最高継代数は、20代以内でなければならない。

2.2.4 ワーキングセルシード

2.2.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングセルシードは、2.2.2の培養液で増殖及び継代する。

ワーキングセルシードは、凍結して-70℃以下で保存する。

ワーキングセルシードについて、3.2.2の試験を行う。

2.2.5 プロダクションセルシード

2.2.5.1 増殖及び保存

プロダクションセルシードは、2.2.2の培養液で増殖させる。

プロダクションセルシードを保存する場合は、凍結して-70℃以下で保存する。

プロダクションセルシードを保存する場合は、3.2.3の試験を行う。

2.3 原液

2.3.1 プロダクションセルシードの培養

1回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前の培養細胞に異常を認めてもはならない。

2.3.2 ウィルスの培養

プロダクションシードウイルスを2.3.1の培養細胞で培養し、ウイルスの増殖極期に個体別培養細胞ごとに採取した培養液のろ液、遠心上清又はこれを濃縮したものを作成浮遊液とする。

ウイルス浮遊液について、3.3の試験を行う。

2.3.3 不活化

ウイルス浮遊液にホルマリン又は適当と認められた不活化剤を加えて不活化し、不活化ウイルス液とする。

不活化ウイルス液について、3.4の試験を行う。

2.3.4 アジュバントの添加

不活化ウイルス液を混合し適当と認められたアルミニウムゲルアジュバントを加え、原液とする。

原液について、3.5の試験を行う。

2.4 最終バルク

原液を混合し、最終バルクとする。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、小分製品とする。

小分製品について、3.6の試験を行う。

3 試験法

3.1 製造用株の試験

3.1.1 マスターシードウイルスの試験

3.1.1.1 同定試験

シードロット規格の1.4.2.3.1.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法

3.1.1.4.1 共通ウイルス否定試験

一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、2.1 及び 2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験

3.1.1.4.2.1 特定ウイルス否定一般試験

馬伝染性貧血ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1 及び 3.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、3.2.5 及び 3.2.9 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2 ワーキングシードウイルスの試験

3.1.2.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3 プロダクションシードウイルスの試験

3.1.3.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2 株化細胞の試験

3.2.1 マスターセルシードの試験

3.2.1.1 培養性状試験

シードロット規格の 2.1.4.2.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.2 起源動物種同定試験

シードロット規格の 2.1.4.2.1.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.3 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.4 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.5 外来性ウイルス否定試験法

3.2.1.5.1 共通ウイルス否定試験

一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.2、2.1 及び 2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.5.2 特定ウイルス否定試験

3.2.1.5.2.1 特定ウイルス否定一般試験

馬伝染性貧血ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.2 及び 3.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.2、3.2.5 及び 3.2.9 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.6 核学的（染色体）性状試験

シードロット規格の 2.1.4.2.1.6 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.7 腫瘍形成性／腫瘍原性試験

シードロット規格の 2.1.4.2.1.7 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.2 ワーキングセルシードの試験

3.2.2.1 培養性状試験

シードロット規格の 2.1.4.2.2.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.2.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.2.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.3 プロダクションセルシードの試験

3.2.3.1 培養性状試験

シードロット規格の 2.1.4.2.3.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.3.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.3.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3 ウィルス浮遊液の試験

3.3.1 ウィルス含有量試験

3.3.1.1 試験材料

3.3.1.1.1 試料

検体をウィルス増殖用培養液（付記 1）で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.3.1.1.2 培養細胞

MDKB 細胞を小試験管又は 48 穴プレートに 1 ~ 2 日間培養し、単層となつたものを用いる。

3.3.1.2 試験方法

試料 0.1mL ずつを、それぞれ 4 本又は 4 穴以上の培養細胞に接種し、37 °C で 60 分間静置吸着させた後、ウィルス増殖用培養液を 0.5mL ずつ加え、37 °C で 7 日間培養し、観察する。

3.3.1.3 判定

培養細胞に CPE を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀ を算出する。

検体のウィルス含有量は、1 mL 中 10^{8.0} TCID₅₀ 以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウィルス含有量とする。

3.4 不活化ウィルス液の試験

3.4.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.2 不活化試験

3.4.2.1 試験材料

3.4.2.1.1 試料

検体 5 mL を、100 倍量以上のリン酸緩衝液を用い、2 ~ 5 °C で 1 夜透析し、不活化剤を除去したものと試料とする。

3.4.2.1.2 培養細胞

MDKB 細胞を 1 ~ 3 日間培養し、単層となつたものを用いる。

3.4.2.2 試験方法

試料の全量を 1 mL につき 3 cm² 以上の培養細胞に接種し、37 °C で 60 分間吸着させた後、試料を抜き取り、ウィルス増殖用培養液を加え、37 °C で 7 日間培養し観察する。

3.4.2.3 判定

培養細胞に CPE を認めない場合、活性ウイルス陰性と判定する。
検体に活性ウイルスを認めてはならない。

3.5 原液の試験

3.5.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.6 小分製品の試験

3.6.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する均質な懸濁液でなければならず、異物及び異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.6.2 pH 測定試験

一般試験法の pH 測定試験法を準用して試験するとき、pH は、固有の値を示さなければならぬ。

3.6.3 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.6.4 ホルマリン定量試験

一般試験法のホルマリン定量法を準用して試験するとき、ホルマリンの含有量は、0.2vol %以下でなければならない。

3.6.5 アルミニウム定量試験

一般試験法のアルミニウム定量法を準用して試験するとき、アルミニウムの含有量は、1 mL 中 1.0mg 以下でなければならない。

3.6.6 たん白窒素定量試験

一般試験法のたん白窒素定量法を準用して試験するとき、たん白窒素の含有量は、1 mL 中 400 μg 以下でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その含有量とする。

3.6.7 異常毒性否定試験

一般試験法の異常毒性否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.6.8 力価試験

3.6.8.1 試験材料

3.6.8.1.1 注射材料

試験品をリン酸緩衝食塩液で 250、500、1,000 及び 2,000 倍に希釈したものを注射材料とする。

3.5.8.1.2 試験動物

約 6 週齢のハムスターを用いる。

3.6.8.1.3 攻撃ウイルス

ハムスターに馴化させた攻撃用馬鼻肺炎ウイルス KyD 株（付記 2）を用いる。

3.6.8.2 試験方法

試験動物 16 匹を試験群、4 匹を対照群とする。注射材料 1 mL ずつをそれぞれ 4 匹の試験群の腹腔内に注射する。注射後 21 日目に、攻撃ウイルス 1 mL ずつを試験群及び対照群の腹腔内に注射し、7 日間観察する。

3.6.8.3 判定

試験群の生残動物数から試験品の ED₅₀ を算出する。

試験品の ED₅₀ は、500 倍以上でなければならない。この場合、対照群では、全て死亡しなければならない。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、製造後 1 年 9 か月間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

付記1 ウイルス増殖用培養液

1,000mL 中

トリプトース・ホスフェイト・プロス

2.95 g

牛血清

10 mL

イーグル MEM

残 量

炭酸水素ナトリウムで pH を 7.2 ~ 7.6 に調整する。

必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

牛血清 10mL は、やぎ血清 20mL をもって代えることができる。

付記2 攻撃用馬鼻肺炎ウイルス KyD 株

馬鼻肺炎ウイルス KyD 株をハムスターの腹腔内に注射し、感染極期に肝臓を採取し、リン酸緩衝食塩液で 10w/v % 乳剤に調整する。攻撃には、 $10^{4.0} \text{LD}_{50}$ を用いる。

ワクチン（シードロット製剤）の部の馬ロタウイルス感染症（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）の項の次に次のように加える。

日本脳炎・ゲタウイルス感染症混合不活化ワクチン（シード）

1 定義

シードロット規格に適合した日本脳炎ウイルス及びゲタウイルスをそれぞれ同規格に適合した株化細胞で増殖させて得たウイルス液を不活化し、混合したワクチンである。

2 製法

2.1 製造用株

2.1.1 日本脳炎ウイルス

2.1.1.1 名称

日本脳炎ウイルス中山株検査系又はこれと同等と認められた株

2.1.1.2 性状

マウスの脳内に注射すると、死亡する。豚腎初代細胞で増殖し、がちょう、鶏初生ひな及びはとの赤血球を凝集する。

2.1.1.3 マスター・シードウイルス

2.1.1.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスター・シードウイルスは、MPK-III aC1 細胞又は適当と認められた培養細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスター・シードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して-70℃以下又は凍結乾燥して5℃以下で保存する。

マスター・シードウイルスについて、3.1.1の試験を行う。

マスター・シードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスター・シードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5代以内でなければならない。

2.1.1.4 ワーキング・シードウイルス

2.1.1.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキング・シードウイルスは、MPK-III aC1 細胞又は適当と認められた培養細胞で増殖及び継代する。

ワーキング・シードウイルスは、凍結して-70℃以下又は凍結乾燥して5℃以下で保存する。

ワーキング・シードウイルスについて、3.1.2の試験を行う。

2.1.1.5 プロダクション・シードウイルス

2.1.1.5.1 増殖及び保存

プロダクション・シードウイルスは、MPK-III aC1 細胞又は適当と認められた培養細胞で増殖させる。

プロダクション・シードウイルスを保存する場合は、凍結して-70℃以下又は凍結乾燥して5℃以下で保存する。

プロダクション・シードウイルスを保存する場合は、3.1.3の試験を行う。

2.1.2 ゲタウイルス

2.1.2.1 名称

ゲタウイルス MI-110 株又はこれと同等と認められた株

2.1.2.2 性状

馬の皮下、筋肉内又は鼻腔内に接種すると、発熱及び浮腫等の症状を示す。

馬、牛、豚及びサル由来の培養細胞でCPEを伴って増殖し、がちょう赤血球を凝集する。

2.1.2.3 マスターシードウイルス

2.1.2.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、Vero細胞又は適當と認められた培養細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して-70°C以下又は凍結乾燥して5°C以下で保存する。

マスターシードウイルスについて、3.1.1の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5代以内でなければならない。

2.1.2.4 ワーキングシードウイルス

2.1.2.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、Vero細胞又は適當と認められた培養細胞で増殖及び継代する。

ワーキングシードウイルスは、凍結して-70°C以下又は凍結乾燥して5°C以下で保存する。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2の試験を行う。

2.1.2.5 プロダクションシードウイルス

2.1.2.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、Vero細胞又は適當と認められた培養細胞で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して-70°C以下又は凍結乾燥して5°C以下で保存する。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3の試験を行う。

2.2 製造用材料

2.2.1 日本脳炎ウイルス

2.2.1.1 培養細胞

MPK-III aCl細胞又は製造に適當と認められた培養細胞を用いる。

2.2.1.2 培養液

製造に適當と認められた培養液を用いる。

2.2.1.3 マスターセルシード

2.2.1.3.1 作製、保存及びプロダクションセルシードまでの最高継代数

マスターセルシードは、2.2.1.2の培養液で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターセルシードは、特定の製造番号又は製造記号を付して、凍結して-70°C以下で保存する。

マスターセルシードについて3.2.1の試験を行う。

マスターセルシードは、ワクチンの製造又は試験以外の目的で継代しない。マスターセルシードからプロダクションセルシードまでの最高継代数は、20代以内でなければならない。

2.2.1.4 ワーキングセルシード

2.2.1.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングセルシードは、2.2.1.2の培養液で増殖及び継代する。

ワーキングセルシードは、凍結して-70°C以下で保存する。

ワーキングセルシードについて、3.2.2の試験を行う。

2.2.1.5 プロダクションセルシード

2.2.1.5.1 増殖及び保存

プロダクションセルシードは、2.2.1.2の培養液で増殖させる。

プロダクションセルシードを保存する場合は、凍結して-70°C以下で保存する。

プロダクションセルシードを保存する場合は、3.2.3 の試験を行う。

2.2.2 ゲタウイルス

2.2.2.1 培養細胞

2.2.2.1.1 マスター・シードウイルス、ワーキング・シードウイルス及びプロダクション・シードウイルスの増殖、継代及び保存に用いる細胞

Vero 細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

2.2.2.1.2 原液の製造に用いる細胞

EFD-C₁ 細胞又は製造に適当と認められた培養細胞を用いる。

2.2.2.2 培養液

製造に適当と認められた培養液を用いる。

2.2.2.3 マスター・セルシード

2.2.2.3.1 作製、保存及びプロダクション・セルシードまでの最高継代数

マスター・セルシードは、2.2.2.2 の培養液で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスター・セルシードは、特定の製造番号又は製造記号を付して、凍結して -70 °C 以下で保存する。

マスター・セルシードについて 3.2.1 の試験を行う。

マスター・セルシードは、ワクチンの製造又は試験以外の目的で継代しない。マスター・セルシードからプロダクション・セルシードまでの最高継代数は、20 代以内でなければならない。

2.2.2.4 ワーキング・セルシード

2.2.2.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキング・セルシードは、2.2.2.2 の培養液で増殖及び継代する。

ワーキング・セルシードは、凍結して -70 °C 以下で保存する。

ワーキング・セルシードについて、3.2.2 の試験を行う。

2.2.2.5 プロダクション・セルシード

2.2.2.5.1 増殖及び保存

プロダクション・セルシードは、2.2.2.2 の培養液で増殖させる。

プロダクション・セルシードを保存する場合は、凍結して -70 °C 以下で保存する。

プロダクション・セルシードを保存する場合は、3.2.3 の試験を行う。

2.3 原液

2.3.1 日本脳炎ウイルス原液

2.3.1.1 プロダクション・セルシードの培養

1 回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前の培養細胞に異常を認めてはならない。

2.3.1.2 ウィルスの培養

プロダクション・シードウイルスを 2.3.1.1 の培養細胞で培養し、ウイルスの増殖極期に個体別培養細胞ごとに採取した培養液の遠心上清をウイルス浮遊液とする。

ウイルス浮遊液について、3.3 の試験を行う。

2.3.1.3 不活化

ウイルス浮遊液にホルマリン又は適当と認められた不活化剤を加えて不活化し、不活化ウイルス液とする。

不活化ウイルス液について、3.4 の試験を行う。

2.3.1.4 原液の調製

不活化ウイルス液を混合し、日本脳炎ウイルス原液とする。

原液について、3.5 の試験を行う。

2.3.2 ゲタウイルス原液

2.3.2.1 プロダクションセルシードの培養

1回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前の培養細胞に異常を認めてはならない。

2.3.2.2 ウィルスの培養

プロダクションシードウイルスを 2.3.2.1 の培養細胞で培養し、ウィルスの増殖極期に個体別培養細胞ごとに採取した培養液を濃縮したもの浮遊液とする。

浮遊液について、3.3 の試験を行う。

2.3.2.3 不活化

浮遊液にホルマリン又は適当と認められた不活化剤を加えて不活化し、不活化ウイルス液とする。

不活化ウイルス液について、3.4 の試験を行う。

2.3.2.4 原液の調製

不活化ウイルス液を混合し、ゲタウイルス原液とする。

原液について、3.5 の試験を行う。

2.4 最終バルク

日本脳炎ウイルス原液とゲタウイルス原液を混合し、最終バルクとする。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、小分製品とする。

小分製品について、3.6 の試験を行う。

3 試験法

3.1 製造用株の試験

3.1.1 マスター・シードウイルスの試験

3.1.1.1 同定試験

シードロット規格の 1.4.2.1.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法

3.1.1.4.1 共通ウイルス否定試験

一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、2.1 及び 2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験

3.1.1.4.2.1 特定ウイルス否定一般試験

豚由来細胞を用いる場合には馬伝染性貧血ウイルス及び豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルスについて、サル由来細胞を用いる場合には馬伝染性貧血ウイルス及び内在性レトロウイルス（C、D タイプ粒子）について、馬由来細胞を用いる場合には馬伝染性貧血ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1 及び 3.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験

豚由来細胞を用いる場合には、豚コレラウイルス、豚サーコウイルス、牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス、ロタウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7 及び 3.2.9 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

サル由来細胞又は馬由来細胞を用いる場合には、牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、3.2.5 及び 3.2.9 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2 ワーキングシードウイルスの試験

3.1.2.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3 プロダクションシードウイルスの試験

3.1.3.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2 株化細胞の試験

3.2.1 マスターセルシードの試験

3.2.1.1 培養性状試験

シードロット規格の 2.1.4.2.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.2 起源動物種同定試験

シードロット規格の 2.1.4.2.1.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.3 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.4 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.5 外来性ウイルス否定試験法

3.2.1.5.1 共通ウイルス否定試験

一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.2、2.1 及び 2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.5.2 特定ウイルス否定試験

3.2.1.5.2.1 特定ウイルス否定一般試験

豚由来細胞を用いる場合には馬伝染性貧血ウイルス及び豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルスについて、サル由来細胞を用いる場合には馬伝染性貧血ウイルス及び内在性レトロウイルス（C、D タイプ粒子）について、馬由来細胞を用いる場合には馬伝染性貧血ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.2 及び 3.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

豚由来細胞を用いる場合には、豚コレラウイルス、豚サーコウイルス、牛ウイルス性下痢－粘膜病ウイルス、ロタウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.2、3.2.3、3.2.4、3.2.5、3.2.7 及び 3.2.9 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

サル由来細胞又は馬由来細胞を用いる場合には、牛ウイルス性下痢－粘膜病ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.2、3.2.5 及び 3.2.9 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.6 核学的（染色体）性状試験

シードロット規格の 2.1.4.2.1.6 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.7 腫瘍形成性／腫瘍原性試験

シードロット規格の 2.1.4.2.1.7 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.2 ワーキングセルシードの試験

3.2.2.1 培養性状試験

シードロット規格の 2.1.4.2.2.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.2.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.2.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.3 プロダクションセルシードの試験

3.2.3.1 培養性状試験

シードロット規格の 2.1.4.2.3.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.3.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.3.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3 ウィルス浮遊液の試験

3.3.1 ウィルス含有量試験

3.3.1.1 日本脳炎ウィルス

3.3.1.1.1 試験材料

3.3.1.1.1.1 試料

検体をウィルス増殖用培養液（付記 1）で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.3.1.1.1.2 培養細胞

初代ハムスター腎細胞又は適当と認められた培養細胞を小試験管又は 48 穴のマイクロプレートに培養し、単層となったものを用いる。

3.3.1.1.2 試験方法

試料 0.1mL ずつをそれぞれ 4 本又は 4 穴以上の培養細胞に接種し、37 ℃で 60 分間静置吸着させた後、ウィルス増殖用培養液 0.5mL を加え、37 ℃で 7 日間培養し、観察する。

3.3.1.1.3 判定

培養細胞に CPE を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀ を算出する。

検体のウィルス含有量は、1 mL 中 10^{7.5} TCID₅₀ 以上でなければならない。

3.3.1.2 ゲタウィルス

3.3.1.2.1 試験材料

3.3.1.2.1.1 試料

検体をウィルス増殖用培養液で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.3.1.2.1.2 培養細胞

Vero T 細胞を小試験管又は 48 穴のマイクロプレートに 1 ~ 2 日間培養し、単層となったものを用いる。

3.3.1.2.2 試験方法

試料 0.1mL ずつを、それぞれ 4 本又は 4 穴以上の培養細胞に接種し、37 ℃で 60 分間吸着させた後、ウィルス増殖用培養液を 0.5mL ずつ加え、37 ℃で 7 日間培養し、観察する。

3.3.1.2.3 判定

培養細胞に CPE を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀ を算出する。

検体のウィルス含有量は、1 mL 中 10^{7.5} TCID₅₀ 以上でなければならない。

3.4 不活化ウィルス液の試験

3.4.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.2 不活化試験

3.4.2.1 日本脳炎ウィルス

3.4.2.1.1 試験材料

3.4.2.1.1.1 注射材料

検体を注射材料とする。

3.4.2.1.2 試験動物

3週齢のマウスを用いる。

3.4.2.1.2 試験方法

注射材料 0.03mL を 10 匹の試験動物の脳内に注射し、14 日間観察する。

3.4.2.1.3 判定

脳炎症状を示して死亡した試験動物を認めない場合、活性ウイルス陰性と判定する。

検体に活性ウイルスを認めてはならない。

3.4.2.2 グタウイルス

3.4.2.2.1 試験材料

3.4.2.2.1.1 試料

検体 5 mL を、100 倍量以上のリン酸緩衝食塩液を用いて 2~5 °C で 1 夜透析し、不活化剤を除去したものを試料とする。

3.4.2.2.1.2 培養細胞

Vero T 細胞を培養瓶に 2~3 日間培養し、単層となつたものを用いる。

3.4.2.2.2 試験方法

試料の 5 mL を 1 mL につき 3 cm² 以上の Vero T 細胞に接種し、37 °C で 90 分間吸着させた後、試料を抜き取り、ウイルス増殖用培養液を加え、37 °C で 10 日間培養し、観察する。

観察最終日に培養液を小試験管 4 本以上に 0.5mL ずつ採取し、これに等量の牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液（付記 2）を加え、この混合液に、VAD6.2 液（付記 3）で洗浄調整した 0.33vol % のがちよう赤血球浮遊液を 1.0mL ずつ加え、常温で 60 分間静置した後、赤血球凝集の有無を観察する。

3.4.2.2.3 判定

培養細胞に CPE を認めず、培養液にがちよう赤血球の凝集を認めない場合、活性ウイルス陰性と判定する。

検体に活性ウイルスを認めてはならない。

3.5 原液の試験

3.5.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.6 小分製品の試験

3.6.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する均質な懸濁液でなければならず、異物及び異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.6.2 pH 測定試験

一般試験法の pH 測定試験法を準用して試験するとき、pH は、固有の値を示さなければならない。

3.6.3 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.6.4 ホルマリン定量試験

一般試験法のホルマリン定量法を準用して試験するとき、ホルマリンの含有量は、0.1vol % 以下でなければならない。

3.6.5 たん白窒素定量試験

一般試験法のたん白窒素定量法を準用して試験するとき、たん白窒素含有量は、1 mL 中 200 μ g 以下でなければならない。

3.6.6 異常毒性否定試験

一般試験法の異常毒性否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.6.7 力価試験

3.6.7.1 日本脳炎力価試験

3.6.7.1.1 試験材料

3.6.7.1.1.1 注射材料

試験品をリン酸緩衝食塩液で4倍に希釈したものを注射材料とする。

3.6.7.1.1.2 試験動物

2～3週齢のマウスを用いる。

3.6.7.1.1.3 攻撃ウイルス

日本脳炎ウイルス中山株薬検系又は適当と認められた株（付記4）を用いる。

3.6.7.1.1.4 試験方法

試験動物30匹を試験群、60匹を対照群とする。

試験第1日目及び第4日目に、注射材料0.1mLずつを試験群の腹腔内に注射する。試験第8日目に、試験群及び対照群のそれぞれ30匹に攻撃ウイルス0.2mLずつを腹腔内に注射する。さらに、対照群30匹を10匹ずつ3群に分け、各群に攻撃ウイルスを10倍、100倍及び1,000倍に希釈したもの0.2mLずつ腹腔内に注射する。試験群及び対照群について、14日間観察する。

3.6.7.1.1.5 判定

脳炎症状を示して死亡した動物数から各群の死亡率及び攻撃ウイルスのLD₅₀を算出する。この場合、生存しているものの脳炎症状を示している動物は、死亡した動物とみなして計算する。

試験群の耐過率は、40%以上でなければならない。この場合、攻撃ウイルスを注射した対照群の死亡率は90%以上であり、かつ、攻撃ウイルスのウイルス量は、0.2mL中10³LD₅₀以下でなければならない。

3.6.7.2 ゲタウイルス感染症力価試験

3.6.7.2.1 試験材料

3.6.7.2.1.1 注射材料

試験品を注射材料とする。

3.6.7.2.1.2 試験動物

約6週齢のハムスターを用いる。

3.6.7.2.1.3 培養細胞

Vero T細胞を小試験管又は48穴のマイクロプレートに培養し、単層となつたものを用いる。

3.6.7.2.1.4 中和試験用ウイルス

Vero細胞で増殖させたゲタウイルスAMM-2021株を用いる。

3.6.7.2.2 試験方法

試験動物10匹を試験群、2匹を対照群とする。注射材料1mLずつを試験群の皮下に注射し、注射後21日目に得られた各個体の血清について中和試験を行う。

試験群及び対照群の血清は、それぞれ2匹分ずつ等量混合し、非効化する。非効化血清をウイルス増殖用培養液で2倍階段希釈する。各希釈血清と0.1mL中約200TCID₅₀の中和試験用ウイルス液とを等量混合し、37℃で60分間処理する。各混合液0.1mLずつを、それぞれ4本又は4穴の培養細胞に接種し、37℃で90分間静置した後、ウイルス増殖用培養液を0.5mLずつ加え、37℃で7日間培養し、観察する。

3.6.7.2.3 判定

培養試験管又はマイクロプレートの2本又は2穴以上にCPEの阻止を認めた血清の最高希釈倍数を中和抗体価とする。抗体価2倍以上を中和抗体陽性と判定する。

試験群の血清の80%以上が中和抗体陽性でなければならない。この場合、対照群では、2倍未満でなければならない。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、製造後2年6か月間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

付記1 ウイルス増殖用培養液

1,000mL 中		
トリプトース・ホスフェイト・ブロス	2.95 g	
牛又はやぎ血清	10 ~ 20 mL	
イーグル MEM	残 量	
炭酸水素ナトリウムで pH を 7.2 ~ 7.6 に調整する。		
牛又はやぎ血清は、日本脳炎ウイルス及びゲタウイルスに対する中和抗体陰性のもので、56°Cで30分間非働化したもの要用いる。		
必要最少量の抗生物質を加えてもよい。		

付記2 牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液

1,000mL 中		
塩化ナトリウム	7.01 g	
ホウ酸	3.09 g	
水酸化ナトリウム	0.96 g	
牛血清アルブミン	4.0 g	
ゼラチン	0.01 g	
精製水	残 量	

牛血清アルブミンを最終濃度が 0.4w/v %になるように加えた後、水酸化ナトリウム液で pH を 9.0 に調整する。

付記3 VAD6.2 液

1,000mL 中		
塩化ナトリウム	20.45 g	
リン酸水素二ナトリウム十二水和物	20.06 g	
リン酸二水素ナトリウム二水和物	22.47 g	
精製水	残 量	

牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液と等量混合して pH6.2 に調整する。

付記4 攻撃ウイルス

日本脳炎ウイルス中山株検査系又は適当と認められた株を生後 3 ~ 4 週齢のマウスに脳内接種し、発症極期に採脳し、リン酸緩衝食塩液又は適当と認められた希釈液で 10 倍乳剤とする。これを遠心した上清を攻撃ウイルスとし、原液又は必要に応じて希釈した原液を攻撃に用いる。

ワクチン（シードロット製剤）の部の鶏痘生ワクチン（シード）の項を次のように改める。

鶏痘生ワクチン（シード）

1 定義

シードロット規格に適合した弱毒鶏痘ウイルス又は弱毒鳩痘ウイルスを同規格に適合した発育鶏卵で増殖させて得たウイルス液を調製した液状ワクチン又は凍結乾燥したワクチンである。

2 製法

2.1 製造用株

2.1.1 名称

弱毒鶏痘ウイルス#946 株、弱毒鳩痘ウイルス中野株又はこれらと同等と認められた株

2.1.2 性状

鶏の翼膜に穿刺し、又は外股部の毛のうに擦入すると、5～7日で善感発痘する。

12日齢発育鶏卵の漿尿膜上に接種すると、増殖し、特徴的なポックを形成する。

2.1.3 マスターシードウイルス

2.1.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、SPF 動物規格の 1.1 に適合した発育鶏卵で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

マスターシードウイルスについて、3.1.1 の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5 代以内でなければならない。

2.1.4 ワーキングシードウイルス

2.1.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、SPF 動物規格の 1.1 に適合した発育鶏卵で増殖及び継代する。

ワーキングシードウイルスは、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2 の試験を行う。

2.1.5 プロダクションシードウイルス

2.1.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、SPF 動物規格の 1.1 に適合した発育鶏卵で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3 の試験を行う。

2.2 製造用材料

2.2.1 発育鶏卵

SPF 動物規格の 1.1 に適合した 9～13 日齢のものを用いる。

マスターシードウイルス、ワーキングシードウイルスを増殖、継代及び保存する場合の発育鶏卵又はプロダクションシードウイルスを増殖及び保存する場合の発育鶏卵について、3.2 の試験を行う。

2.3 原液

2.3.1 発育鶏卵の培養

1 回に処理する発育鶏卵を個体別発育鶏卵とみなす。

個体別発育鶏卵について、3.3 の試験を行う。

2.3.2 ウィルスの培養

プロダクションシードウイルスを 2.3.1 の発育鶏卵で培養し、漿尿膜を採取して乳剤とし、そのろ液又は遠心上清を原液とする。

原液に適當と認められた必要最少量の抗生物質を加えてよい。

原液について、3.4 の試験を行う。

2.4 最終バルク

原液を混合し、適當と認められた希釀液及び安定剤を加えて調製し、最終バルクとする。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、乾燥製剤の場合は凍結乾燥し、小分製品とする。

小分製品について、3.5 の試験を行う。

3 試験法

3.1 製造用株の試験

3.1.1 マスター・シードウイルスの試験

3.1.1.1 同定試験

シードロット規格の 1.4.2.1.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験

3.1.1.4.1 共通ウイルス否定試験

一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、2.1 及び 2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。この場合、検体を孔径 $0.2 \mu m$ のフィルターを用いて 3 回ろ過処理したものを試料としてもよい。

3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験

3.1.1.4.2.1 特定ウイルス否定一般試験

鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1 及び 3.1.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。この場合、検体を孔径 $0.2 \mu m$ のフィルターを用いて 3 回ろ過処理したものを試料としてもよい。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて 3.1.1.4.2.2 に規定する試験を実施する製剤については、本試験を実施しなくてもよい。

3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験

鶏白血病ウイルス、細網内皮症ウイルス及び鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、3.2.1、3.2.2 及び 3.2.10 を準用して試験するとき、適合しなければならない。この場合、検体を孔径 $0.2 \mu m$ のフィルターを用いて 3 回ろ過処理したものを試料としてもよい。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて 3.1.1.4.2.1 に規定する試験を実施する製剤については、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 3.2.10 の試験を実施しなくてもよい。

3.1.1.5 対象動物を用いた免疫原性試験

一般試験法の対象動物を用いた免疫原性試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.6 対象動物を用いた安全性確認試験

一般試験法の対象動物を用いた安全性確認試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.7 病原性復帰確認試験

一般試験法の病原性復帰確認試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2 ワーキングシードウイルスの試験

3.1.2.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3 プロダクションシードウイルスの試験

3.1.3.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2 発育鶏卵の試験

3.2.1 孵卵性状試験

シードロット規格の3.2.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3 個体別発育鶏卵の試験

個体別発育鶏卵の1%以上又は30個以上を対照発育鶏卵とし、これについて次の試験を行う。

3.3.1 培養観察

対照発育鶏卵を、ウイルスを接種することなく、ウイルスの培養と同じ条件で培養し、観察するとき、鶏胚に異常を認めてはならない。

3.3.2 鶏赤血球凝集試験

3.3.1の試験最終日に尿膜腔液を採取し、0.5vol%の鶏赤血球浮遊液を等量加え、60分間静置し、観察するとき、赤血球凝集を認めてはならない。

3.4 原液の試験

3.4.1 生菌数限度試験

一般試験法の生菌数限度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.2 ウィルス含有量試験

3.4.2.1 試験材料

3.4.2.1.1 試料

検体をリン酸緩衝食塩液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.4.2.1.2 発育鶏卵

生ワクチン製造用材料の規格1.1に適合した11～13日齢の発育鶏卵を用いる。

3.4.2.2 試験方法

試料0.1mLずつをそれぞれ5個以上の発育鶏卵の漿尿膜上に接種し、37℃で5日間培養し、観察する。試験最終日に漿尿膜を検査してポック発現の有無を観察する。

3.4.2.3 判定

漿尿膜にポックが出現したものを感じとみなし、 EID_{50} を算出する。ただし、24時間以内に死亡したものは、除外する。

検体のウィルス含有量は、液状製剤の場合には1mL中 $10^{5.0}EID_{50}$ 以上、乾燥製剤の場合には1mL中 $10^{6.0}EID_{50}$ 以上でなければならない。

3.5 小分製品の試験

次の試験を行う。ただし、液状製剤の場合には、3.5.2及び3.5.3の試験を行わない。

3.5.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、乾燥製剤にあっては、固有の色調を有する乾燥物でなければならない。液状製剤又は乾燥製剤を溶解したものは、固有の色調を有する均質な懸濁液でなければならず、異物及び異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.5.2 真空度試験

一般試験法の真空度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.3 含湿度試験

一般試験法の含湿度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.4 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.5 サルモネラ否定試験

一般試験法のサルモネラ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.6 生菌数限度試験

一般試験法の生菌数限度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.7 チメロサール定量試験

チメロサール添加製剤については、一般試験法のチメロサール定量法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.8 フエノール定量試験

フエノール添加製剤については、一般試験法のチメロサール定量法を準用して試験するとき、フエノールの含有量は、0.5w/v %以下でなければならない。

3.5.9 ウイルス含有量試験

3.4.2 を準用して試験するとき、試験品のウイルス含有量は、1羽分当たり $10^{3.0}$ EID₅₀ 以上でなければならない。

3.5.10 安全及び発痘試験

3.5.10.1 試験材料

3.5.10.1.1 接種材料

試験品を接種材料とする。

3.5.10.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した発育鶏卵由来の鶏を用いる。

ただし、塗擦用試験品では 60 日齢、初生ひな以上用の穿刺用試験品では 4 日齢、中ひな以上用の穿刺用試験品では 60 日齢の鶏とする。

3.5.10.2 試験方法

試験動物の 10 羽を試験群、5 羽を対照群とする。

接種材料 1 羽分ずつを試験群に用法に従って接種し、対照群と共に 21 日間観察する。

試験開始時及び試験終了時に体重を測定する。

3.5.10.3 判定

塗擦用試験群は、接種後 5 ~ 7 日で善感発痘し、痘疱は、14 日以内に完全に消退しなければならない。

穿刺用試験群は、接種後 5 ~ 7 日で善感発痘し、痘疱は、21 日以内に完全に消退しなければならない。

いずれの試験群の場合も、観察期間中、痘疱の転移や重度の痂皮の形成を認めてはならない。

対照群においては、試験動物に臨床的な異常を認めてはならず、試験群においては、試験動物に発痘以外の臨床的な異常を認めてはならない。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、製造後 1 年 9 か月間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

ワクチン（シードロット製剤）の部のマレック病（七面鳥ヘルペスウイルス）生ワクチン（シード）の項を次のように改める。

マレック病（七面鳥ヘルペスウイルス）生ワクチン（シード）

1 定義

シードロット規格に適合した七面鳥ヘルペスウイルスを同規格に適合した初代細胞で増殖させて得た感染細胞浮遊液を凍結又は凍結乾燥したワクチンである。

2 製法

2.1 製造用株

2.1.1 名称

七面鳥ヘルペスウイルス FC126 株又はこれと同等と認められた株

2.1.2 性状

1 日齢の鶏の皮下、筋肉内又は腹腔内に注射しても病原性を示さない。鶏、うずら又はあひるの発育卵の胚初代細胞に接種すると、CPE を伴って増殖する。

2.1.3 マスターシードウイルス

2.1.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞、同規格の 2.7 に適合したうずら胚初代細胞、同規格の 2.8 に適合したあひる胚初代細胞又は適當と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -100 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

マスターシードウイルスについて、3.1.1 の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチン製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5 代以内でなければならない。

2.1.4 ワーキングシードウイルス

2.1.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞、同規格の 2.7 に適合したうずら胚初代細胞、同規格の 2.8 に適合したあひる胚初代細胞又は適當と認められた細胞で増殖及び継代する。

ワーキングシードウイルスは、凍結して -100 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2 の試験を行う。

2.1.5 プロダクションシードウイルス

2.1.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞、同規格の 2.7 に適合したうずら胚初代細胞、同規格の 2.8 に適合したあひる胚初代細胞又は適當と認められた細胞で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して -100 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3 の試験を行う。

2.2 製造用材料

2.2.1 初代細胞

SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞、同規格の 2.7 に適合したうずら胚初代細胞、同規格の 2.8 に適合したあひる胚初代細胞又は製造に適當と認められた初代細胞を用いる。

2.2.2 培養液

製造に適當と認められた培養液を用いる。

2.2.3 マスタークリーマリーセルシード（プロダクションクリーマリーセルシード）

2.2.3.1 増殖、継代及び保存

マスタークリーマリーセルシード（プロダクションクリーマリーセルシード）は、2.2.2 の培養液で増殖し、継代及び保存しない。

マスタークリーマリーセルシード（プロダクションクリーマリーセルシード）について、3.2 の試験を行う。

2.3 原液

2.3.1 マスタークリーマリーセルシード（プロダクションクリーマリーセルシード）の培養

1回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前の個体別培養細胞に異常を認めてはならない。

個体別培養細胞について、3.3 の試験を行う。

2.3.2 ウィルスの培養

プロダクションシードウイルスを 2.3.1 の細胞又は細胞浮遊液に接種して培養し、ウイルスの増殖極期の感染細胞を個体別培養細胞ごとに採取して遠心し、混合して原液とする。原液に適當と認められた安定剤を加えてもよい。

原液について、3.4 の試験を行う。

2.4 最終バルク

原液を混合し、適當と認められた希釈液で濃度調整し、凍結製剤の場合には適當と認められた凍害防止剤を加え、乾燥製剤の場合には適當と認められた安定剤を加え、最終バルクとする。

この場合、適當と認められた必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、凍結製剤の場合には凍結して、乾燥製剤の場合には凍結乾燥して小分製品とする。

小分製品について、3.5 の試験を行う。

3 試験法

3.1 製造用株の試験

3.1.1 マスタークリーマリーセルシードの試験

3.1.1.1 同定試験

シードロット規格の 1.4.2.1.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験

3.1.1.4.1 共通ウイルス否定試験

一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、2.1 及び 2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験

3.1.1.4.2.1 特定ウイルス否定一般試験

鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1 及び 3.1.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて 3.1.1.4.2.2 に規定する試験を実施する製剤については、本試験を実施しなくてよい。

3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験

鶏白血病ウイルス、細網内皮症ウイルス及び鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、3.2.1、3.2.2 及び 3.2.10 を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて 3.1.1.4.2.1 に規定する試験を実施する製剤については、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 3.2.10 の試験を実施しなくてもよい。

3.1.1.5 対象動物を用いた免疫原性試験

一般試験法の対象動物を用いた免疫原性試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.6 対象動物を用いた安全性確認試験

一般試験法の対象動物を用いた安全性確認試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.7 病原性復帰確認試験

一般試験法の病原性復帰確認試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2 ワーキングシードウイルスの試験

3.1.2.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3 プロダクションシードウイルスの試験

3.1.3.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2 初代細胞の試験

3.2.1 マスターープライマリーセルシード（プロダクションプライマリーセルシード）の試験

3.2.1.1 培養性状試験

シードロット規格の 2.2.4.2.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3 培養細胞の試験

静置培養の場合には個体別培養細胞の 1 %以上を、ファーメンター培養の場合には個体別培養細胞の 1 vol %以上又は 500mL 以上を対照培養細胞とし、これについて次の試験を行う。

3.3.1 培養観察

対照培養細胞を、ウイルスを接種することなく、ウイルスの培養と同じ条件で培養し、観察するとき、CPE を認めてはならない。

3.3.2 迷入ウイルス否定試験

3.3.1 の試験最終日に対照培養細胞のそれぞれの容器から細胞及び培養液を探り、混合したものを作成し、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法 2.1、2.2.1 及び 2.2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.3 鶏注射試験

3.3.3.1 試験材料

3.3.3.1.1 注射材料

3.3.1 の試験最終日に対照培養細胞のそれぞれの容器から細胞及び培養液を採り、混合したもの を注射材料とする。

3.3.3.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した発育鶏卵由来の 1 ~ 4 日齢の鶏を用いる。

3.3.3.2 試験方法

注射材料 0.2mL ずつを 10 羽の鶏の皮下に注射し、5 週間観察する。

観察最終日に剖検する。

3.3.3.3 判定

観察期間中、試験動物に臨床的な異常を認めてはならない。また、剖検したとき、異常を認めてはならない。

3.4 原液の試験

3.4.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.3 ウイルス含有量試験

3.4.3.1 試験材料

3.4.3.1.1 試料

検体を細胞維持用培養液（付記 1）で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.4.3.1.2 培養細胞

生ワクチン製造用材料の規格 2.1.1 に適合した鶏胚初代細胞又は 2 代継代細胞を 25cm² 以上のシヤーレに培養し、単層となったものを用いる。

3.4.3.2 試験方法

試料 0.2mL ずつをそれぞれ 4 枚以上の培養細胞に接種し、37 °C で 60 分間静置吸着させた後、細胞維持用培養液を加え、37 °C で 4 ~ 7 日間培養し、観察する。

3.4.3.3 判定

シヤーレ当たり平均 20 個以上検出された試料の希釈倍数及びその平均ブラック数又は平均フォーカス数からウイルスの含有量を算出する。

検体のウイルス含有量は、1 mL 中凍結製剤の場合には 10^{6.0}PFU 又は 10^{6.0}FFU 以上、乾燥製剤の場合には 2 × 10^{6.0}PFU 又は 2 × 10^{6.0}FFU 以上でなければならない。

3.5 小分製品の試験

次の試験を行う。ただし、液状製剤の場合には、3.5.2 及び 3.5.3 の試験を行わない。

3.5.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する凍結物又は乾燥物でなければならぬ。溶解したものは、固有の色調を有する均質な懸濁液でなければならぬ、異物及び異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.5.2 真空度試験

一般試験法の真空度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.3 含湿度試験

一般試験法の含湿度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.4 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.5 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.6 ウイルス含有量試験

3.4.3 を準用して試験するとき、試験品のウイルス含有量は、1羽分当たり凍結製剤の場合には $10^{3.0}$ PFU 又は $10^{3.0}$ FFU 以上、乾燥製剤の場合には $2 \times 10^{3.0}$ PFU 又は $2 \times 10^{3.0}$ FFU 以上でなければならない。

3.5.7 安全試験

3.5.7.1 試験材料

3.5.7.1.1 注射材料

試験品を溶解用液を用いて1注射量当たり 100 羽分のウイルス量が含まれるように濃度を調整し、注射材料とする。

3.5.7.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した発育鶏卵由来の 1 ~ 4 日齢の鶏を用いる。

3.5.7.2 試験方法

試験動物の10羽を試験群、5羽を対照群とする。

注射材料の1注射量ずつを試験群の皮下に注射し、対照群と共に5週間観察する。

試験開始時及び試験終了時に体重を測定し、剖検する。

3.5.7.3 判定

観察期間中、試験群及び対照群に臨床的な異常を認めてはならない。また、剖検したとき、異常を認めてはならない。

3.5.8 力価試験

3.5.8.1 試験材料

3.5.8.1.1 注射材料

試験品を溶解用液を用いて1注射量当たり 1 羽分のウイルスが含まれるように調整し、注射材料とする。

3.5.8.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した発育鶏卵由来の 1 ~ 4 日齢の鶏を用いる。

3.5.8.2 試験方法

試験動物の 10 羽を試験群、3 羽を対照群とする。

注射材料の1注射量ずつを試験群の皮下に注射し、対照群と共に3週間観察する。

観察最終日に得られた各個体の血清について、蛍光抗体反応を行う。

血清をリン酸緩衝食塩液で 20 倍とし、更に 2 倍階段希釈する。感染細胞（付記 2）に各希釈液を加え、37 °C で 45 ~ 60 分間処理した後、リン酸緩衝食塩液で 3 回洗浄し、風乾後、4 単位の抗鶏 IgG 蛍光標識抗体（付記 3）を加え、37 °C で 45 ~ 60 分間処理した後、リン酸緩衝食塩液で 3 回洗浄し、蛍光顕微鏡で観察する。

3.5.8.3 判定

特異蛍光が認められる血清の最高希釈倍数を抗体価とする。

試験群の 80 % 以上が抗体価 40 倍以上でなければならない。この場合、対照群では、全て抗体価 20 倍以下でなければならない。

4 貯法及び有効期間

凍結ワクチンは、-100 °C 以下で保存する。

有効期間は、製造後 1 年 9 か月間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

付記 1 細胞維持用培養液

1,000mL 中

トリプトース・ホスフェイト・プロス	2.95 g
牛血清	適 量
イーグル MEM 又は F10 培地	残 量
炭酸水素ナトリウムで pH を 7.0 ~ 7.4 に調整する。	
必要最少量の抗生物質を加えてもよい。	

付記 2 感染細胞

生ワクチン製造用材料の規格 2.1.1 に適合した鶏胚初代細胞を 37 °C、5 vol % 炭酸ガス下で培養し、カバーガラスに単層を形成させたものに七面鳥ヘルペスウイルス FC126 株又はこれと同等と認められた株を接種し、2 ~ 4 日間培養したもので、特異抗原を有するもの。

付記 3 抗鶏 IgG 蛍光標識抗体

抗鶏 IgG 血清から γ-グロブリンを調製し、これを蛍光色素で標識したもので、8 単位以上を含むもの。

ワクチン（シードロット製剤）の部のマレック病（マレック病ウイルス1型）凍結生ワクチン（シード）の項を次のように改める。

マレック病（マレック病ウイルス1型）凍結生ワクチン (シード)

1 定義

シードロット規格に適合した弱毒マレック病ウイルス（1型）を同規格に適合した初代細胞で増殖させて得た感染細胞浮遊液を凍結したワクチンである。

2 製法

2.1 製造用株

2.1.1 名称

弱毒マレック病ウイルス CVI988 株又はこれと同等と認められた株

2.1.2 性状

1 日齢の鶏の皮下、筋肉内又は腹腔内に注射しても、病原性を示さない。鶏、うずら又はあひるの発育卵の胚初代細胞に接種すると、CPE を伴って増殖する。

2.1.3 マスターシードウイルス

2.1.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞、同規格の 2.7 に適合したうずら胚初代細胞、同規格の 2.8 に適合したあひる胚初代細胞又は適當と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -100 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

マスターシードウイルスについて、3.1.1 の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチン製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5 代以内でなければならない。

2.1.4 ワーキングシードウイルス

2.1.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞、同規格の 2.7 に適合したうずら胚初代細胞、同規格の 2.8 に適合したあひる胚初代細胞又は適當と認められた細胞で増殖及び継代する。

ワーキングシードウイルスは、凍結して -100 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2 の試験を行う。

2.1.5 プロダクションシードウイルス

2.1.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞、同規格の 2.7 に適合したうずら胚初代細胞、同規格の 2.8 に適合したあひる胚初代細胞又は適當と認められた細胞で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して -100 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3 の試験を行う。

2.2 製造用材料

2.2.1 初代細胞

SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞、同規格の 2.7 に適合したうずら胚初代細胞、同規

格の 2.8 に適合したあひる胚初代細胞又は製造に適當と認められた初代細胞を用いる。

2.2.2 培養液

適當に適當と認められた培養液を用いる。

2.2.3 マスタークリーマリーセルシード（プロダクションクリーマリーセルシード）

2.2.3.1 増殖、継代及び保存

マスタークリーマリーセルシード（プロダクションクリーマリーセルシード）は、2.2.2 の培養液で増殖し、継代及び保存しない。

マスタークリーマリーセルシード（プロダクションクリーマリーセルシード）について、3.2 の試験を行う。

2.3 原液

2.3.1 マスタークリーマリーセルシード（プロダクションクリーマリーセルシード）の培養

1 回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前の個体別培養細胞に異常を認めてはならない。

個体別培養細胞について、3.3 の試験を行う。

2.3.2 ウィルスの培養

プロダクションシードウイルスを 2.3.1 の細胞又は細胞浮遊液に接種して培養し、ウイルスの増殖期の感染細胞を個体別培養細胞ごとに採取して遠心し、混合して原液とする。原液に適當と認められた安定剤を加えてよい。

原液について、3.4 の試験を行う。

2.4 最終バルク

原液を混合し、適當と認められた希釈液で濃度調整し、適當と認められた凍害防止剤を加え、最終バルクとする。この場合、適當と認められた必要最少量の抗生物質を加えてよい。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、凍結して小分製品とする。

小分製品について、3.5 の試験を行う。

3 試験法

3.1 製造用株の試験

3.1.1 マスタークリーマリーセルシードウイルスの試験

3.1.1.1 同定試験

シードロット規格の 1.4.2.1.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験

3.1.1.4.1 共通ウイルス否定試験

一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、2.1 及び 2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験

3.1.1.4.2.1 特定ウイルス否定一般試験

鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1 及び 3.1.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて 3.1.1.4.2.2 に規定する試験を実施する製剤については、本試験を実施しなくてもよい。

3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験

鶏白血病ウイルス、細網内皮症ウイルス及び鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、3.2.1、3.2.2 及び 3.2.10 を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて 3.1.1.4.2.1 に規定する試験を実施する製剤については、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 3.2.10 の試験を実施しなくてもよい。

3.1.1.5 対象動物を用いた免疫原性試験

一般試験法の対象動物を用いた免疫原性試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.6 対象動物を用いた安全性確認試験

一般試験法の対象動物を用いた安全性確認試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.7 病原性復帰確認試験

一般試験法の病原性復帰確認試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2 ワーキングシードウイルスの試験

3.1.2.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3 プロダクションシードウイルスの試験

3.1.3.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2 初代細胞の試験

3.2.1 マスタークリーミー細胞シード（プロダクションクリーミー細胞シード）の試験

3.2.1.1 培養性状試験

シードロット規格の 2.2.4.2.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3 培養細胞の試験

個体別培養細胞の 1 %以上を対照培養細胞とし、これについて次の試験を行う。

3.3.1 培養観察

対照培養細胞を、ウイルスを接種することなく、ウイルスの培養と同じ条件で培養し、観察するとき、CPE を認めてはならない。

3.3.2 迷入ウイルス否定試験

3.3.1 の試験最終日に対照培養細胞のそれぞれの容器から細胞及び培養液を探り、混合したものを作料とし、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法 2.1、2.2.1 及び 2.2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.3 鶏注射試験

3.3.3.1 試験材料

3.3.3.1.1 注射材料

3.3.1 の試験最終日に対照培養細胞のそれぞれの容器から細胞及び培養液を探り、混合したものを作料とする。

3.3.3.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した発育鶏卵由来の 1 ~ 4 日齢の鶏を用いる。

3.3.3.2 試験方法

注射材料 0.2mL ずつを 10 羽の鶏の皮下に注射し、5 週間観察する。

観察最終日に剖検する。

3.3.3.3 判定

観察期間中、試験動物に臨床的な異常を認めてはならない。また、剖検したとき、異常を認めてはならない。

3.4 原液の試験

3.4.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.3 ウイルス含有量試験

3.4.3.1 試験材料

3.4.3.1.1 試料

検体を細胞維持用培養液（付記 1）で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.4.3.1.2 培養細胞

生ワクチン製造用材料の規格 2.1.1 に適合した鶏胚初代細胞又は 2 代継代細胞を 25cm^2 以上のシャーレに培養し、単層となったものを用いる。

3.4.3.2 試験方法

試料 0.2mL ずつをそれぞれ 4 枚以上の培養細胞に接種し、37 °C で 60 分間静置吸着させた後、細胞維持用培養液を加え、37 °C で 4 ~ 7 日間培養し、観察する。

3.4.3.3 判定

シャーレ当たり平均 20 個以上検出された試料の希釈倍数及びその平均ブラック数又は平均フォーカス数からウイルスの含有量を算出する。

検体のウイルス含有量は、1 mL 中 $10^{6.0}$ PFU 又は $10^{6.0}$ FFU 以上でなければならない。

3.5 小分製品の試験

3.5.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する凍結物でなければならぬ。溶解したものは、固有の色調を有する均質な懸濁液でなければならず、異物及び異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.5.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法の含湿度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.4 ウイルス含有量試験

3.4.3 を準用して試験するとき、試験品のウイルス含有量は、1 羽分当たり $10^{3.0}$ PFU 又は $10^{3.0}$ FFU 以上でなければならない。

3.5.5 安全試験

3.5.5.1 試験材料

3.5.5.1.1 注射材料

試験品を溶解用液を用いて 1 注射量当たり 100 羽分のウイルス量が含まれるように濃度を調整し、注射材料とする。

3.5.5.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した発育鶏卵由来の 1～4 日齢の鶏を用いる。

3.5.5.2 試験方法

試験動物の 10 羽を試験群、5 羽を対照群とする。

注射材料の 1 注射量ずつを試験群の皮下に注射し、対照群と共に 5 週間観察する。

試験開始時及び試験終了時に体重を測定し、剖検する。

3.5.5.3 判定

観察期間中、試験群及び対照群に臨床的な異常を認めてはならない。また、剖検したとき、異常を認めてはならない。

3.5.6 力価試験

3.5.6.1 試験材料

3.5.6.1.1 注射材料

試験品を溶解用液を用いて 1 注射量当たり 1 羽分のウイルスが含まれるように濃度を調整し、注射材料とする。

3.5.6.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した発育鶏卵由来の 1～4 日齢の鶏を用いる。

3.5.6.2 試験方法

試験動物の 10 羽を試験群、3 羽を対照群とする。

注射材料の 1 注射量ずつを試験群の皮下に注射し、対照群と共に 5 週間観察する。

観察最終日に得られた各個体の血清について蛍光抗体反応を行う。

血清をリン酸緩衝食塩液で 20 倍とし、更に 2 倍階段希釈する。感染細胞（付記 2）に各希釈液を加え、37 ℃で 45～60 分間処理した後、リン酸緩衝食塩液で 3 回洗浄し、風乾後、4 単位の抗鶏 IgG 蛍光標識抗体（付記 3）を加え、37 ℃で 45～60 分間処理した後、リン酸緩衝食塩液で 3 回洗浄し、蛍光顕微鏡で観察する。

3.5.6.3 判定

特異蛍光が認められる血清の最高希釈倍数を抗体価とする。

試験群の 80 % 以上が抗体価 40 倍以上でなければならない。この場合、対照群では、全て抗体価 20 倍以下でなければならない。

4 貯法及び有効期間

— 100 ℃以下で保存する。

有効期間は、製造後 1 年 9 か月間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

付記 1 細胞維持用培養液

1,000mL 中

トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95 g

牛血清 適 量

イーグル MEM 又は F10 培地 残 量

炭酸水素ナトリウムで pH を 7.0～7.4 に調整する。

必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

付記 2 感染細胞

生ワクチン製造用材料の規格 2.1.1 に適合した鶏胚初代細胞を 37 ℃、5 vol % 炭酸ガス下で培養し、カバーガラスに単層を形成させたものにマレック病ウイルス JM 株又はこれと同等と認められた株を接種し、2～4 日間培養したもので、特異抗原を有するもの。

付記3 抗鶏 IgG 蛍光標識抗体

抗鶏 IgG 血清から γ -グロブリンを調製し、これを蛍光色素で標識したもので、8単位以上を含むもの。

ワクチン（シードロット製剤）の部のマレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（シード）の項を次のように改める。

マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）凍結生ワクチン（シード）

1 定義

シードロット規格に適合した弱毒マレック病ウイルス（2型）及び七面鳥ヘルペスウイルスをそれぞれ同規格に適合した初代細胞で増殖させて得た感染細胞浮遊液を混合し、凍結したワクチンである。

2 製法

2.1 製造用株

2.1.1 マレック病ウイルス2型

2.1.1.1 名称

弱毒マレック病ウイルス SB-1 株又はこれと同等と認められた株

2.1.1.2 性状

1日齢の鶏の皮下、筋肉内又は腹腔内に注射しても病原性を示さない。鶏胚初代細胞に接種すると、CPE を伴って増殖する。

2.1.1.3 マスターシードウイルス

2.1.1.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞又は適当と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -100 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

マスターシードウイルスについて、3.1.1 の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチン製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5 代以内でなければならない。

2.1.1.4 ワーキングシードウイルス

2.1.1.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞又は適当と認められた細胞で増殖及び継代する。

ワーキングシードウイルスは、凍結して -100 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2 の試験を行う。

2.1.1.5 プロダクションシードウイルス

2.1.1.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞又は適当と認められた細胞で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して -100 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3 の試験を行う。

2.1.2 七面鳥ヘルペスウイルス

2.1.2.1 名称

七面鳥ヘルペスウイルス FC126 株又はこれと同等と認められた株

2.1.2.2 性状

1日齢の鶏の皮下、筋肉内又は腹腔内に注射しても病原性を示さない。鶏、うずら又はあひるの発育卵の胚初代細胞に接種すると、CPE を伴って増殖する。

2.1.2.3 マスター・シードウイルス

2.1.2.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスター・シードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞、同規格の 2.7 に適合したうずら胚初代細胞、同規格の 2.8 に適合したあひる胚初代細胞又は適當と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスター・シードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -100 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

マスター・シードウイルスについて、3.1.1 の試験を行う。

マスター・シードウイルスは、ワクチン製造以外の目的で継代しない。マスター・シードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5 代以内でなければならない。

2.1.2.4 ワーキング・シードウイルス

2.1.2.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキング・シードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞、同規格の 2.7 に適合したうずら胚初代細胞、同規格の 2.8 に適合したあひる胚初代細胞又は適當と認められた細胞で増殖及び継代する。

ワーキング・シードウイルスは、凍結して -100 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

ワーキング・シードウイルスについて、3.1.2 の試験を行う。

2.1.2.5 プロダクション・シードウイルス

2.1.2.5.1 増殖及び保存

プロダクション・シードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞、同規格の 2.7 に適合したうずら胚初代細胞、同規格の 2.8 に適合したあひる胚初代細胞又は適當と認められた細胞で増殖させる。

プロダクション・シードウイルスを保存する場合は、凍結して -100 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

プロダクション・シードウイルスを保存する場合は、3.1.3 の試験を行う。

2.2 製造用材料

2.2.1 マレック病ウイルス 2型

2.2.1.1 初代細胞

SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞又は製造に適當と認められた初代細胞を用いる。

2.2.1.2 培養液

製造に適當と認められた培養液を用いる。

2.2.1.3 マスター・プライマリーセルシード（プロダクション・プライマリーセルシード）

2.2.1.3.1 増殖、継代及び保存

マスター・プライマリーセルシード（プロダクション・プライマリーセルシード）は、2.2.1.2 の培養液で増殖し、継代及び保存しない。

マスター・プライマリーセルシード（プロダクション・プライマリーセルシード）について、3.2 の試験を行う。

2.2.2 七面鳥ヘルペスウイルス

2.2.2.1 初代細胞

SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞、同規格の 2.7 に適合したうずら胚初代細胞、同規格の 2.8 に適合したあひる胚初代細胞又は製造に適當と認められた初代細胞を用いる。

2.2.2.2 培養液

製造に適当と認められた培養液を用いる。

2.2.2.3 マスタークリーミー細胞シード（プロダクションクリーミー細胞シード）

2.2.2.3.1 増殖、継代及び保存

マスタークリーミー細胞シード（プロダクションクリーミー細胞シード）は、2.2.2.2 の培養液で増殖し、継代及び保存しない。

マスタークリーミー細胞シード（プロダクションクリーミー細胞シード）について、3.2 の試験を行う。

2.3 原液

2.3.1 マレック病ウイルス2型原液

2.3.1.1 マスタークリーミー細胞シード（プロダクションクリーミー細胞シード）の培養

1回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前の個体別培養細胞に異常を認めてはならない。

個体別培養細胞について、3.3 の試験を行う。

2.3.1.2 ウィルスの培養

プロダクションシードウイルスを 2.3.1.1 の細胞に接種して培養し、ウイルスの増殖極期の感染細胞を個体別培養細胞ごとに採取して遠心し、混合して原液とする。原液に適当と認められた安定剤を加えてもよい。

原液について、3.4 の試験を行う。

2.3.2 七面鳥ヘルペスウイルス原液

2.3.2.1 マスタークリーミー細胞シード（プロダクションクリーミー細胞シード）の培養

1回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前の個体別培養細胞に異常を認めてはならない。

個体別培養細胞について、3.3 の試験を行う。

2.3.2.2 ウィルスの培養

プロダクションシードウイルスを 2.3.2.1 の細胞又は細胞浮遊液に接種して培養し、ウイルスの増殖極期の感染細胞を個体別培養細胞ごとに採取して遠心し、混合して原液とする。原液に適当と認められた安定剤を加えてもよい。

原液について、3.4 の試験を行う。

2.4 最終バルク

マレック病ウイルス2型原液及び七面鳥ヘルペスウイルス原液を混合し、適当と認められた希釈液で濃度調整し、適当と認められた凍害防止剤を加え、最終バルクとする。

この場合、適当と認められた必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、凍結して小分製品とする。

小分製品について、3.5 の試験を行う。

3 試験法

3.1 製造用株の試験

3.1.1 マスタークリーミー細胞シードウイルスの試験

3.1.1.1 同定試験

シードロット規格の 1.4.2.1.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験

3.1.1.4.1 共通ウイルス否定試験

一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、2.1 及び 2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験

3.1.1.4.2.1 特定ウイルス否定一般試験

鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1 及び 3.1.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて 3.1.1.4.2.2 に規定する試験を実施する製剤については、本試験を実施しなくてもよい。

3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験

鶏白血病ウイルス、細網内皮症ウイルス及び鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、3.2.1、3.2.2 及び 3.2.10 を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて 3.1.1.4.2.1 に規定する試験を実施する製剤については、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 3.2.10 の試験を実施しなくてもよい。

3.1.1.5 対象動物を用いた免疫原性試験

一般試験法の対象動物を用いた免疫原性試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.6 対象動物を用いた安全性確認試験

一般試験法の対象動物を用いた安全性確認試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.7 病原性復帰確認試験

一般試験法の病原性復帰確認試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2 ワーキングシードウイルスの試験

3.1.2.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3 プロダクションシードウイルスの試験

3.1.3.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2 初代細胞の試験

3.2.1 マスタープライマリーセルシード（プロダクションプライマリーセルシード）の試験

3.2.1.1 培養性状試験

シードロット規格の 2.2.4.2.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3 培養細胞の試験

個体別培養細胞の 1 %以上を対照培養細胞とし、これについて次の試験を行う。

3.3.1 培養観察

対照培養細胞を、ウイルスを接種することなく、ウイルスの培養と同じ条件で培養し、観察する

とき、CPE を認めてはならない。

3.3.2 迷入ウイルス否定試験

3.3.1 の試験最終日に対照培養細胞のそれぞれの容器から細胞及び培養液を探り、混合したものと試料とし、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法 2.1 及び 2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.3 鶏注射試験

3.3.3.1 試験材料

3.3.3.1.1 注射材料

3.3.1 の試験最終日に対照培養細胞のそれぞれの容器から細胞及び培養液を探り、混合したものと注射材料とする。

3.3.3.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した発育鶏卵由来の 1 ~ 4 日齢の鶏を用いる。

3.3.3.2 試験方法

注射材料 0.2mL ずつを 10 羽の鶏の皮下に注射し、5 週間観察する。

観察最終日に剖検する。

3.3.3.3 判定

観察期間中、試験動物に臨床的な異常を認めてはならない。また、剖検したとき、異常を認めてはならない。

3.4 原液の試験

3.4.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4.3 ウィルス含有量試験

3.4.3.1 試験材料

3.4.3.1.1 試料

検体を細胞維持用培養液（付記 1）で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.4.3.1.2 培養細胞

生ワクチン製造用材料の規格 2.1.1 に適合した鶏胚初代細胞又は 2 代継代細胞を 25cm² 以上のシャーレに培養し、単層となったものを用いる。

3.4.3.2 試験方法

試料 0.2mL ずつをそれぞれ 4 枚以上の培養細胞に接種し、37 °C で 60 分間静置吸着させた後、細胞維持用培養液を加え、37 °C で 4 ~ 7 日間培養し、観察する。

3.4.3.3 判定

シャーレ当たり平均 20 個以上検出された試料の希釈倍数及びその平均ブラック数又は平均フォーカス数からウィルスの含有量を算出する。

検体のウィルス含有量は、1 mL 中それぞれ 10^{6.0}PFU 又は 10^{6.0}FFU 以上でなければならない。

3.5 小分製品の試験

3.5.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する凍結物でなければならぬ。溶解したものは、固有の色調を有する均質な懸濁液でなければならぬ、異物及び異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.5.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.4 ウイルス含有量試験

3.4.3 を準用し、両ウイルス株の CPE の形態学的相違による鑑別法で、それぞれのブラック数又はフォーカス数を測定するとき、試験品のウイルス含有量は、1羽分当たり両ウイルス株とともに $10^{3.0}$ PFU 又は $10^{3.0}$ FFU 以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウイルス含有量とする。また、CPE の形態学的相違による鑑別法で十分に測定できないときは、モノクローナル抗体を用いた免疫染色法により測定する。

3.5.5 安全試験

3.5.5.1 試験材料

3.5.5.1.1 注射材料

試験品を溶解用液を用いて 1 注射量当たり 100 羽分のウイルス量が含まれるように濃度を調整し、注射材料とする。

3.5.5.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した発育鶏卵由来の 1 ~ 4 日齢の鶏を用いる。

3.5.5.2 試験方法

試験動物の 10 羽を試験群、5 羽を対照群とする。

注射材料の 1 注射量ずつを試験群の皮下に注射し、対照群と共に 5 週間観察する。

試験開始時及び試験終了時に体重を測定し、剖検する。

3.5.5.3 判定

観察期間中、試験群及び対照群に臨床的な異常を認めてはならない。また、剖検したとき、異常を認めてはならない。

3.5.6 力価試験

3.5.6.1 試験材料

3.5.6.1.1 注射材料

試験品を溶解用液で 1 注射量当たり 1 羽分となるように濃度を調整したものを注射材料とする。

3.5.6.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した発育鶏卵由来の 1 ~ 4 日齢の鶏を用いる。

3.5.6.2 試験方法

試験動物の 10 羽を試験群、3 羽を対照群とする。

注射材料の 1 注射量ずつを試験群の皮下に注射し、対照群と共に 3 週間観察する。

観察最終日に得られた各個体の血清について、両ウイルス株に対する蛍光抗体反応を行う。

血清をリン酸緩衝食塩液で 20 倍とし、更に 2 倍階段希釈する。感染細胞（付記 2）に各希釈液を加え、37 °C で 45 ~ 60 分間処理した後、リン酸緩衝食塩液で 3 回洗浄し、風乾後、4 単位の抗鶏 IgG 蛍光標識抗体（付記 3）を加え、37 °C で 45 ~ 60 分間処理した後、リン酸緩衝食塩液で 3 回洗浄し、蛍光顕微鏡で観察する。

3.5.6.3 判定

特異蛍光が認められる血清の最高希釈倍数を抗体価とする。

試験群の 80 % 以上が両ウイルス株に対してそれぞれ抗体価 40 倍以上でなければならない。この場合、対照群では、全て抗体価 20 倍以下でなければならない。

4 貯法及び有効期間

– 100 °C 以下で保存する。

有効期間は、製造後 2 年 3 か月間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

付記1 細胞維持用培養液

1,000mL 中

トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95 g

牛血清 適 量

イーグル MEM 又は F10 培地 残 量

炭酸水素ナトリウムで pH を 7.0 ~ 7.4 に調整する。

必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

付記2 感染細胞

生ワクチン製造用材料の規格 2.1.1 に適合した鶏胚初代細胞を 37 °C、5 vol % 炭酸ガス下で培養し、カバーガラスに単層を形成させたものにマレック病ウイルス SB-1 株又はこれと同等と認められた株及び七面鳥ヘルペスウイルス FC126 株又はこれと同等と認められた株をそれぞれ接種し、2 ~ 4 日間培養したもので、特異抗原を有するもの。

付記3 抗鶏 IgG 蛍光標識抗体

抗鶏 IgG 血清から γ -グロブリンを調製し、これを蛍光色素で標識したもので、8 単位以上を含むもの。

ワクチン（シードロット製剤）の部のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ（A・C型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）の項の次に次のように加える。

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

1 定義

シードロット規格に適合したニューカッスル病ウイルス及び血清型のそれぞれ異なる2種類の鶏伝染性気管支炎ウイルスを同規格に適合した発育鶏卵で増殖させて得たウイルス液並びに同規格に適合したサルモネラ・エンテリティディスの培養菌液をそれぞれ不活化したものと混合し、油性アジュバントを添加したワクチンである。

2 製法

2.1 製造用株

2.1.1 ニューカッスル病ウイルス

2.1.1.1 名称

ニューカッスル病ウイルス Lasota 株又はこれと同等と認められた株

2.1.1.2 性状

10日齢の発育鶏卵の尿膜腔内に注射すると、増殖し、その尿膜腔液には鶏赤血球凝集性を認める。

2.1.1.3 マスター・シードウイルス

2.1.1.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスター・シードウイルスは、SPF動物規格の1.1に適合した発育鶏卵で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスター・シードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して-60°C以下又は凍結乾燥して5°C以下で保存する。

マスター・シードウイルスについて、3.1.1の試験を行う。

マスター・シードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスター・シードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5代以内でなければならない。

2.1.1.4 ワーキング・シードウイルス

2.1.1.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキング・シードウイルスは、SPF動物規格の1.1に適合した発育鶏卵で増殖及び継代する。

ワーキング・シードウイルスは、凍結して-60°C以下又は凍結乾燥して5°C以下で保存する。

ワーキング・シードウイルスについて、3.1.2の試験を行う。

2.1.1.5 プロダクション・シードウイルス

2.1.1.5.1 増殖及び保存

プロダクション・シードウイルスは、SPF動物規格の1.1に適合した発育鶏卵で増殖させる。

プロダクション・シードウイルスを保存する場合は、凍結して-60°C以下又は凍結乾燥して5°C以下で保存する。

プロダクション・シードウイルスを保存する場合は、3.1.3の試験を行う。

2.1.2 鶏伝染性気管支炎ウイルス

2.1.2.1 名称

鶏伝染性気管支炎ウイルス Holland 52 株及び M-41 株、又は製造に適当と認められた2種類の株

2.1.2.2 性状

10日齢の発育鶏卵の尿膜腔内に注射すると、鶏胚に特徴的な病変を伴って増殖する。

2.1.2.3 マスターシードウイルス

2.1.2.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、SPF 動物規格の 1.1 に適合した発育鶏卵で増殖させ、連續した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -60 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

マスターシードウイルスについて、3.1.1 の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5 代以内でなければならない。

2.1.2.4 ワーキングシードウイルス

2.1.2.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、SPF 動物規格の 1.1 に適合した発育鶏卵で増殖及び継代する。

ワーキングシードウイルスは、凍結して -60 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2 の試験を行う。

2.1.2.5 プロダクションシードウイルス

2.1.2.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、SPF 動物規格の 1.1 に適合した発育鶏卵で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して -60 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3 の試験を行う。

2.1.3 サルモネラ・エンテリティディス

2.1.3.1 名称

サルモネラ・エンテリティディス 037-90 株、038-90 株及び 039-90 株又は適當と認められた株

2.1.3.2 性状

サルモネラ・エンテリティディス基準株に一致する生物学的性状を示す。

2.1.3.3 マスターシード菌

2.1.3.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシード菌は、適當と認められた培地で継代させ、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシード菌は、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -60 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

マスターシード菌について、3.1.4 の試験を行う。

マスターシード菌は、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシード菌から小分製品までの最高継代数は、10 代以内でなければならない。

2.1.3.4 ワーキングシード菌

2.1.3.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシード菌は、適當と認められた培地で増殖及び継代する。

ワーキングシード菌は、凍結して -60 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

ワーキングシード菌について、3.1.5 の試験を行う。

2.1.3.5 プロダクションシード菌

2.1.3.5.1 増殖及び保存

プロダクションシード菌は、適當と認められた培地で増殖させる。

プロダクションシード菌を保存する場合は、凍結して -60 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

プロダクションシード菌を保存する場合は、3.1.6 の試験を行う。

2.2 製造用材料

2.2.1 ニューカッスル病ウイルス

2.2.1.1 発育鶏卵

2.2.1.1.1 マスター・シード・ウイルス、ワーキング・シード・ウイルス及びプロダクション・シード・ウイルスの増殖、継代及び保存に用いる発育鶏卵

SPF 動物規格の 1.1 に適合した 9 ~ 11 日齢のものを用いる。

マスター・シード・ウイルス及びワーキング・シード・ウイルスを増殖、継代及び保存する場合の発育鶏卵又はプロダクション・シード・ウイルスを増殖及び保存する場合の発育鶏卵について、3.2 の試験を行う。

2.2.1.2 原液の製造に用いる発育鶏卵

9 ~ 11 日齢のものを用いる。

2.2.2 鶏伝染性気管支炎ウイルス

2.2.2.1 発育鶏卵

2.2.2.1.1 マスター・シード・ウイルス、ワーキング・シード・ウイルス及びプロダクション・シード・ウイルスの増殖、継代及び保存に用いる発育鶏卵

SPF 動物規格の 1.1 に適合した 9 ~ 11 日齢のものを用いる。

マスター・シード・ウイルス、ワーキング・シード・ウイルスを増殖、継代及び保存する場合の発育鶏卵又はプロダクション・シード・ウイルスを増殖及び保存する場合の発育鶏卵について、3.2 の試験を行う。

2.2.2.1.2 原液の製造に用いる発育鶏卵

9 ~ 11 日齢のものを用いる。

2.2.3 サルモネラ・エンテリティディス

2.2.3.1 培地

製造に適當と認められた液状培地を用いる。

2.3 原液

2.3.1 ニューカッスル病ウイルス原液

2.3.1.1 発育鶏卵の培養

1 回に処理する発育鶏卵を個体別発育鶏卵とみなす。

個体別発育鶏卵について、3.3 の試験を行う。

2.3.1.2 ウィルスの培養

プロダクション・シード・ウイルスを 2.3.1.1 の発育鶏卵で培養し、感染増殖させた尿膜腔液の遠心上清をウィルス浮遊液とする。

ウィルス浮遊液について、3.4.1.1 の試験を行う。

2.3.1.3 不活化

ウィルス浮遊液にホルマリンを加えて不活化し、不活化ウィルス浮遊液とする。

不活化ウィルス浮遊液について、3.6.1 及び 3.6.2.1 の試験を行う。

2.3.1.4 濃縮

限外ろ過法により不活化ウィルス浮遊液を濃縮し、原液とする。

2.3.2 鶏伝染性気管支炎ウイルスの各株原液

2.3.2.1 発育鶏卵の培養

1 回に処理する発育鶏卵を個体別発育鶏卵とみなす。

個体別発育鶏卵について、3.3 の試験を行う。

2.3.2.2 ウィルスの培養

各株のプロダクション・シード・ウイルスを 2.3.2.1 の発育鶏卵で培養し、感染増殖させた尿膜腔液の遠心上清を各株のウィルス浮遊液とする。

ウィルス浮遊液について、3.4.1.2 の試験を行う。

2.3.2.3 不活化

各ウィルス浮遊液をホルマリンで不活化し、それぞれの株の不活化ウィルス浮遊液とする。

不活化ウイルス浮遊液について、3.6.1 及び 3.6.2.2 の試験を行う。

2.3.2.4 濃縮

限外ろ過法により不活化ウイルス浮遊液を濃縮し、原液とする。

2.3.3 サルモネラ・エンテリティディス

2.3.3.1 培養

培養した各種菌のワーキングシード菌又はプロダクションシード菌をそれぞれ培地に接種し、培養したものを培養菌液とする。

各培養菌液について 3.5 の試験を行う。

2.3.3.2 不活化

各培養菌液にホルマリンを加え不活化したもの不活化菌液とする。

各不活化菌液について、3.7 の試験を行う。

2.3.3.3 濃縮

限外ろ過法及び遠心法により不活化菌液の濃縮を行い、原液とする。

2.4 最終バルク

ニューカッスル病ウイルス原液、鶏伝染性気管支炎ウイルスの各株原液及びサルモネラ・エンテリティディス原液を濃度調整して混合した後、適当と認められた油性アジュバント及び保存剤を添加したものを最終バルクとする。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、小分製品とする。

小分製品について、3.8 の試験を行う。

3 試験法

3.1 製造用株の試験

3.1.1 マスター・シードウイルスの試験

3.1.1.1 同定試験

シードロット規格の 1.4.2.3.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験

3.1.1.4.1 共通ウイルス否定試験

一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、2.1 及び 2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験

3.1.1.4.2.1 特定ウイルス否定一般試験

鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1 及び 3.1.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて 3.1.1.4.2.2 に規定する試験を実施する製剤については、本試験を実施しなくてもよい。

3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験

鶏白血病ウイルス、細網内皮症ウイルス及び鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、3.2.1、3.2.2 及び 3.2.10 を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて 3.1.1.4.2.1 に規定する試験を実施する製剤については、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 3.2.10 の試験を実施しなくてもよい。

3.1.2 ワーキングシードウイルスの試験

3.1.2.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3 プロダクションシードウイルスの試験

3.1.3.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.4 マスター シード菌の試験

3.1.4.1 同定試験

シードロット規格の 1.4.2.4.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.4.2 夾雜菌否定試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、サルモネラ・エンテリティディス以外の菌の発育を認めてはならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験法とする。

3.1.5 ワーキングシード菌の試験

3.1.5.1 夾雜菌否定試験

3.1.4.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.6 プロダクションシード菌の試験

3.1.6.1 夾雜菌否定試験

3.1.4.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2 発育鶏卵の試験

3.2.1 孵卵性状試験

シードロット規格の 3.2.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3 個体別発育鶏卵の試験

個体別発育鶏卵の 1 %以上又は 30 個以上を対照発育鶏卵とし、これについて次の試験を行う。

3.3.1 培養観察

対照発育鶏卵を、ウイルスを接種することなく、ウイルスの培養と同じ条件で培養し、観察するとき、鶏胚に異常を認めてはならない。

3.3.2 鶏赤血球凝集試験

3.3.1 の試験最終日に尿膜腔液を採取し、0.5vol % 鶏赤血球浮遊液を等量加え、60 分間静置し、観察するとき、赤血球凝集を認めてはならない。

3.4 ウィルス浮遊液の試験

3.4.1 ウィルス含有量試験

3.4.1.1 ニューカッスル病ウイルス

3.4.1.1.1 試験材料

3.4.1.1.1.1 試料

検体をリン酸緩衝食塩液で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.4.1.1.1.2 発育鶏卵

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した 9 ~ 11 日齢のものを用いる。

3.4.1.1.2 試験方法

試料 0.1mL ずつをそれぞれ 5 個以上の発育鶏卵の尿膜腔内に注射し、37 °C で 5 日間培養し、観察する。試験最終日に尿膜腔液を採取し、0.5vol % 鶏赤血球浮遊液を用いて赤血球凝集試験を行う。

3.4.1.1.3 判定

尿膜腔液に赤血球凝集を認めたものを感染とみなし、 EID_{50} を算出する。ただし、24 時間以内に死亡したものは、除外する。

検体のウイルス含有量は、1 mL 中 $10^{8.0}$ EID₅₀ 以上でなければならない。

3.4.1.2 鶏伝染性気管支炎ウイルス

3.4.1.2.1 試験材料

3.4.1.2.1.1 試料

検体をリン酸緩衝食塩液で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.4.1.2.1.2 発育鶏卵

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した 9 ~ 10 日齢のものを用いる。

3.4.1.2.2 試験方法

試料 0.1mL ずつをそれぞれ 5 個以上の発育鶏卵の尿膜腔内に注射し、37 °Cで 7 ~ 8 日間培養し、観察する。試験最終日に鶏胚の変化を観察する。

3.4.1.2.3 判定

鶏胚に死亡又は変性（発育不全、カーリング）を認めたものを感染とみなし、EID₅₀ を算出する。

ただし、24 時間以内に死亡したものは、除外する。

検体のウイルス含有量は、1 mL 中 $10^{7.0}$ EID₅₀ 以上でなければならない。

3.5 培養菌液の試験

3.5.1 夾雜菌否定試験

3.1.4.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.2 生菌数試験

3.5.2.1 試験材料

3.5.2.1.1 試料

検体を適当と認められたリン酸緩衝食塩液で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.5.2.1.2 培地

適当と認められた寒天培地を用いる。

3.5.2.2 試験方法

試料 0.1mL ずつをそれぞれ 2 枚の寒天培地に塗布し、37 °Cで 18 時間培養した後、生じたサルモネラ・エンテリティディスの集落数を数える。

3.5.2.3 判定

各段階の希釈液ごとの集落数の平均値、希釈倍率及び培地への接種量から生菌数を算出する。検体の生菌数は、1 mL 中 10^9 個以上でなければならない。

3.6 不活化ウイルス浮遊液の試験

3.6.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.6.2 不活化試験

3.6.2.1 ニューカッスル病ウイルス

3.6.2.1.1 試験材料

3.6.2.1.1.1 注射材料

検体を注射材料とする。

3.6.2.1.1.2 発育鶏卵

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した 9 ~ 11 日齢のものを用いる。

3.6.2.1.2 試験方法

注射材料 0.1mL ずつを 10 個以上の発育鶏卵の尿膜腔内に注射し、37 °Cで 5 日間培養した後、尿膜腔液を採取し、更に 1 代継代し、37 °Cで 5 日間培養し、観察する。

試験最終日に尿膜腔液を採取し、0.5vol % 鶏赤血球浮遊液を用いて赤血球凝集試験を行う。

3.6.2.1.3 判定

鶏胚は、正常に発育しなければならず、尿膜腔液に赤血球凝集を認めてはならない。

3.6.2.2 鶏伝染性気管支炎ウイルスの各株

3.6.2.2.1 試験材料

3.6.2.2.1.1 注射材料

検体を注射材料とする。

3.6.2.2.1.2 発育鶏卵

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した 9 ~ 10 日齢のものを用いる。

3.6.2.2.2 試験方法

注射材料 0.1mL ずつを 10 個以上の発育鶏卵の尿膜腔内に注射し、37 °Cで 5 日間培養した後、尿膜腔液を採取し、更に 1 代継代し、37 °Cで 5 日間培養し、観察する。試験最終日に鶏胚の変化を観察する。

3.6.2.2.3 判定

鶏胚は、正常に発育しなければならない。

3.7 不活化菌液の試験

3.7.1 不活化試験

3.7.1.1 試験材料

3.7.1.1.1 試料

検体を試料とする。

3.7.1.1.2 培地

適当と認められた寒天培地を用いる。

3.7.1.2 試験方法

試料を培地に接種して培養する。

3.7.1.3 判定

試料を接種した培地では、いかなる菌の発育も認めてはならない。

3.8 小分製品の試験

3.8.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する均質な懸濁液でなければならず、異物及び異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.8.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.8.3 チメロサール定量試験

チメロサール添加製剤については、適当と認められた方法で試験品を処理したものを試料とし、一般試験法のチメロサール定量法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.8.4 ホルマリン定量試験

適当と認められた方法で試験品を処理したものを試料とし、一般試験法のホルマリン定量法を準用して試験するとき、ホルマリンの含有量は、固有の値以下でなければならない。

3.8.5 安全試験

3.8.5.1 試験材料

3.8.5.1.1 注射材料

試験品を注射材料とする。

3.8.5.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した発育鶏卵由来の 3 ~ 5 週齢の鶏を用いる。

3.8.5.2 試験方法

試験動物の 10 羽を試験群、3 羽を対照群とする。

注射材料の 1 羽分ずつを試験群の肩部皮下に注射し、対照群と共に 4 週間観察し、試験最終日に注射部位を剖検する。

3.8.5.3 判定

観察期間中、試験群及び対照群に臨床的な異常を認めてはならない。また、剖検したとき、注射部位に著しい異常を認めてはならない。

3.8.6 力価試験

3.8.6.1 ニューカッスル病力価試験

3.8.6.1.1 試験材料

3.8.6.1.1.1 試験動物

3.8.5 の試験に用いた動物を用いる。

3.8.6.1.1.2 赤血球凝集抗原

「ニューカッスル病診断用赤血球凝集抗原」を用いる。

3.8.6.1.2 試験方法

3.8.5 の試験最終日に試験群及び対照群から得られた各個体の血清について、ニューカッスル病ウイルス赤血球凝集抑制試験を行う。

3.8.6.1.3 判定

赤血球の凝集が抑制された血清の最高希釈倍数を赤血球凝集抑制抗体価（以下この項において「HI抗体価」という。）とする。

試験群の 80 % 以上が HI 抗体価 80 倍以上でなければならない。この場合、対照群は、全て HI 抗体価 5 倍以下でなければならない。

3.8.6.2 鶏伝染性気管支炎力価試験

3.8.6.2.1 試験材料

3.8.6.2.1.1 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した発育鶏卵由来の 3 ~ 5 週齢の鶏を用いる。

3.8.6.2.1.2 中和試験用ウイルス

それぞれの製造用株を用いる。ただし、そのウイルス量は、生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した 9 ~ 10 日齢の発育鶏卵の尿膜腔内に注射し、ウイルス価を測定するとき、1 mL 中 $10^{5.0}$ EID₅₀ 以上でなければならない。

3.8.6.2.1.3 発育鶏卵

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した 9 ~ 10 日齢のものを用いる。

3.8.6.2.2 試験方法

試験動物の 10 羽を注射群、3 羽を対照群とする。

注射材料の 1 羽分ずつを試験群の肩部皮下に 4 週間隔で 2 回注射し、第 2 回目の注射後 6 週目に試験群及び対照群から得られた血清について、ウイルス希釈法により中和試験を行う。血清は、それぞれ各群ごとに等量プールし、非働化する。

中和試験用ウイルスをリン酸緩衝食塩液で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を 3 群に分け、第 1 群には試験群のプール血清を、第 2 群には対照群のプール血清を、第 3 群にはウイルス対照としてリン酸緩衝食塩液を、それぞれ等量加えて混合する。これらの混合液を 4 °C で 18 ~ 24 時間又は 37 °C で 60 分間処理する。処理した試料 0.1mL ずつを 5 個以上の発育鶏卵の尿膜腔内に注射し、37 °C で 7 ~ 8 日間培養し、観察する。

3.8.6.2.3 判定

鶏胚に死亡又は変性（発育不全、カーリング）を認めたものを感染とみなし、EID₅₀ を算出する。ただし、24 時間以内に死亡したものは、除外する。

試験群のそれぞれの株に対する中和指数は、対照群に対し 2.0 以上でなければならない。この場合、対照群の中和指数は、ウイルス対照に対し 1.0 以下でなければならない。

3.8.6.3 鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス）力価試験

3.8.6.3.1 抗原含有量試験

3.8.6.3.1.1 試験材料

試験品及び参照抗原（付記1）、参照陽性血清（付記2）及び参照陰性血清（付記3）を用いる。

3.8.6.3.2 試験方法

3.8.6.3.2.1 試験品及び参照抗原の前処理

3.8.6.3.2.1.1 試験品の前処理

試験品2mLを30℃で10分間加温した後、2w/v% n-オクチル- β -D-グルコピラノサイド添加リン酸緩衝食塩液（以下この項において「OG-PBS」という。）（付記4）0.1mL、クロロホルム6mL、10w/v% 塩化ナトリウム水溶液3.9mLを加え、よく攪拌した後、数分間静置する。上層2mLを分取し、遠心分離後、上清を完全に除去し、沈渣を0.5mLの炭酸緩衝液（付記5）に再浮遊させたものを試験品抗原試料とする。

3.8.6.3.2.1.2 参照抗原の前処理

参照抗原1バイアルをリン酸緩衝食塩液（以下この項において「PBS」という。）（付記6）で溶解した後、同液で1回遠心洗浄し、沈渣を10mLのPBSに再浮遊させてよく攪拌する。この液0.5mLを分取し、OG-PBS 0.1mLを加えてよく攪拌した後、1時間静置する。遠心分離後、上清を完全に除去し、沈渣を0.5mLの炭酸緩衝液に再浮遊させたものを参照抗原試料とする。

3.8.6.3.2.2 酵素抗体反応（以下この項において「ELISA」という。）

試験品抗原試料及び参照抗原試料を炭酸緩衝液で50倍に希釈したもの、あらかじめ炭酸緩衝液100μLを入れたELISA用プレートに100μLずつ加え、更に同希釈液で2倍階段希釈する。4℃で18時間反応させた後、洗浄液（付記7）で洗浄する。次に1w/v%牛血清アルブミン液（付記8）を各穴に100μLずつ加え、1時間反応させた後、洗浄液で洗浄する。さらに、参照陽性血清及び参照陰性血清を血清希釈液（付記9）で1,000倍に希釈し、30℃で10分間加温したものを各抗原の希釈系列に100μLずつ加える。30分間反応させた後、洗浄液で4回洗浄する。30℃で10分間加温した標識抗体（付記10）を各穴に100μLずつ加え、30分間反応させた後、洗浄液で4回洗浄する。基質液（付記11）を30℃で10分間加温した基質希釈液（付記12）で10倍に希釈し、各穴に100μLずつ加え、10～15分間反応させた後、反応停止液（付記13）を各穴に100μLずつ加えて反応を停止させ、波長492nmで各穴の吸光度を測定する。

3.8.6.3.3 判定

試験品抗原試料の800倍希釈列における参照陽性血清に対する平均吸光度値をS、参照抗原試料の800倍希釈列における参照陽性血清に対する平均吸光度値をR、試験品抗原試料の800倍希釈列における参照陰性血清に対する吸光度値をN1、参照抗原試料の800倍希釈列における参照陰性血清に対する吸光度値をN2とし、S/R比を $(S-N1)/(R-N2)$ により求めるととき、1.0以上でなければならない。また、Rは0.5～0.9未満、N1及びN2は0.2以下、参照抗原試料の3,200倍希釈列における参照陽性血清に対する平均吸光度値は0.5未満でなければならない。

3.8.7 抗原性確認試験

3.8.7.1 試験材料

3.8.7.1.1 試験動物

3.8.5の試験に用いた動物を用いる。

3.8.7.1.2 凝集反応用抗原

「ひな白痢急速診断用菌液」を用いる。

3.8.7.2 試験方法

3.8.5の試験最終日に試験群及び対照群から得られた各個体の血清を非働化し、凝集反応用抗原を用いて急速平板凝集反応を行う。

凝集反応用抗原1滴（約0.03mL）と血清1滴（約0.03mL）を反応用ガラス板上でよく混和し、凝集の有無を観察する。

3.8.7.3 判定

凝集反応用抗原と血清を混和した後、1分間以内に凝集したものを陽性、1分間以内に凝集しないものを陰性とする。

試験群は、90%以上が陽性でなければならぬ。この場合、対照群では、全て陰性でなければならぬ。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、製造後2年間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

5 その他

5.1 添付文書等記載事項

- 1 本剤を鶏に使用する場合は、事前に最寄りの家畜保健衛生所に相談の上、指示を受け、標識した無注射鶏を1%程度残す旨
- 2 本剤を投与した鶏はひな白痢の抗体検査で陽性を示す旨
- 3 肉用鶏には使用しない旨
- 4 採卵鶏又は種鶏を廃鶏として食鳥処理場へ出荷する前の所定の期間は使用しない旨

付記1 参照抗原

サルモネラ・エンテリティディス037-90株、038-90株及び039-90株のホルマリン不活化菌浮遊液を等量ずつ混合し、安定剤と水を加える。本液1.75mLを分取して前処理を行い抗原試料を調製した後、更に800倍希釈した液について、参考陽性血清を用いたELISAを行ったとき、基質液の反応時間10分で吸光度値が0.5となるように濃度を調整したものであり、1バイアル当たり1.75mLずつ小分けして、凍結乾燥し、保存する。

付記2 参照陽性血清

生ワクチン製造用材料の規格1.1に適合した発育鶏卵由来の鶏をサルモネラ・エンテリティディスで免疫して得た血清であり、「ひな白痢急速診断用菌液」を用いて急速平板凝集反応を行ったとき、抗体価8~16倍を示す。小分けして、凍結乾燥し、保存する。

付記3 参照陰性血清

生ワクチン製造用材料の規格1.1に適合した発育鶏卵由来の鶏から得た血清であり、「ひな白痢急速診断用菌液」を用いて急速平板凝集反応を行ったとき、陽性反応を示さない。小分けして、凍結乾燥し、保存する。

付記4 2w/v% n-オクチル- β -D-グルコピラノサイド添加リン酸緩衝食塩液

1,000mL中

n-オクチル- β -D-グルコピラノサイド	20g
塩化ナトリウム	8.0g
塩化カリウム	0.2g
リン酸二水素カリウム	0.2g
無水リン酸水素二ナトリウム	1.15g
水	残量

pHを7.4~7.6に調整する。

付記5 炭酸緩衝液

1,000mL中

炭酸ナトリウム	1.59g
---------	-------

炭酸水素ナトリウム	2.93 g
アジ化ナトリウム	0.2 g
水	残量
pH を 9.6 に調整する。	

付記 6 リン酸緩衝食塩液	
1,000mL 中	
塩化ナトリウム	8.0 g
塩化カリウム	0.2 g
リン酸二水素カリウム	0.2 g
無水リン酸水素二ナトリウム	2.9 g
水	残量
pH を 7.4 ~ 7.6 に調整する。	

付記 7 洗浄液
ポリソルベート 20 0.5mL をリン酸緩衝食塩液 1,000mL に溶解したもの。

付記 8 1 w/v %牛血清アルブミン液
牛血清アルブミン 1.0 g を使用直前に洗浄液 100mL に溶解したもの。

付記 9 血清希釈液	
1,000mL 中	
牛胎子血清	10 mL
ポリソルベート 20	1 mL
リン酸緩衝食塩液	残量

付記 10 標識抗体
ペルオキシダーゼ標識抗鶏 IgG 抗体を標識抗体希釈液（付記 14）で希釈したもの。

付記 11 基質液	
1,000mL 中	
o-フェニレンジアミン	5 g
クエン酸一水和物	21 g
無水リン酸水素二ナトリウム	28.4 g
水	残量

溶解後、速やかに小分けして、-70 °C以下に保存する。

付記 12 基質希釈液	
1,000mL 中	
クエン酸一水和物	21.01 g
無水リン酸水素二ナトリウム	28.40 g
過酸化水素 (30 %)	1 mL
水	残量

付記 13 反応停止液

1,000mL 中	
硫酸	84 mL
水	残 量

付記 14 標識抗体希釈液

1,000mL 中	
牛胎子血清	1 mL
ポリソルベート 20	2 mL
リン酸緩衝食塩液	残 量

ワクチン（シードロット製剤）の部のジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パライフルエンザ・犬パルボウイルス感染症混合生ワクチン（シード）の項の次に次のように加える。

ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パライフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合生ワクチン（シード）

1 定義

シードロット規格に適合した弱毒ジステンパーウイルス、弱毒犬アデノウイルス（2型）、弱毒犬パライフルエンザウイルス、弱毒犬パルボウイルス及び弱毒犬コロナウイルスを同規格に適合した株化細胞又は初代細胞で増殖させて得たウイルス液の混合液を凍結乾燥したワクチンである。

2 製法

2.1 製造用株

2.1.1 ジステンパーウイルス

2.1.1.1 名称

弱毒ジステンパーウイルス DFE-HC 株又はこれと同等と認められた株

2.1.1.2 性状

犬に注射しても、病原性を示さない。発育鶏卵の漿尿膜上又は感受性のある培養細胞に接種すると、ポック又は CPE を伴って増殖する。

2.1.1.3 マスター・シードウイルス

2.1.1.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスター・シードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏腎初代細胞又は適當と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスター・シードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70 ℃ 以下又は凍結乾燥して 5 ℃ 以下で保存する。

マスター・シードウイルスについて、3.1.1 の試験を行う。

マスター・シードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスター・シードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5 代以内でなければならない。

2.1.1.4 ワーキング・シードウイルス

2.1.1.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキング・シードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏腎初代細胞又は適當と認められた細胞で増殖及び継代する。

ワーキング・シードウイルスは、凍結して -70 ℃ 以下又は凍結乾燥して 5 ℃ 以下で保存する。

ワーキング・シードウイルスについて、3.1.2 の試験を行う。

2.1.1.5 プロダクション・シードウイルス

2.1.1.5.1 増殖及び保存

プロダクション・シードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏腎初代細胞又は適當と認められた細胞で増殖させる。

プロダクション・シードウイルスを保存する場合は、凍結して -70 ℃ 以下又は凍結乾燥して 5 ℃ 以下で保存する。

プロダクション・シードウイルスを保存する場合は、3.1.3 の試験を行う。

2.1.2 犬アデノウイルス（2型）

2.1.2.1 名称

弱毒犬アデノウイルス（2型）OD-N/SL 株又はこれと同等と認められた株

2.1.2.2 性状

犬に注射しても、病原性を示さない。感受性のある培養細胞に接種すると、CPE を伴って増殖する。

2.1.2.3 マスター・シード・ウイルス

2.1.2.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスター・シード・ウイルスは、犬腎株化細胞又は適當と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスター・シード・ウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

マスター・シード・ウイルスについて、3.1.1 の試験を行う。

マスター・シード・ウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスター・シード・ウイルスから小分製品までの最高継代数は、5 代以内でなければならない。

2.1.2.4 ワーキング・シード・ウイルス

2.1.2.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキング・シード・ウイルスは、犬腎株化細胞又は適當と認められた細胞で増殖及び継代する。

ワーキング・シード・ウイルスは、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

ワーキング・シード・ウイルスについて、3.1.2 の試験を行う。

2.1.2.5 プロダクション・シード・ウイルス

2.1.2.5.1 増殖及び保存

プロダクション・シード・ウイルスは、犬腎株化細胞又は適當と認められた細胞で増殖させる。

プロダクション・シード・ウイルスを保存する場合は、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

プロダクション・シード・ウイルスを保存する場合は、3.1.3 の試験を行う。

2.1.3 犬パラインフルエンザウイルス

2.1.3.1 名称

弱毒犬パラインフルエンザウイルス DL-E 株又はこれと同等と認められた株

2.1.3.2 性状

犬に注射しても、病原性を示さない。感受性のある培養細胞に接種すると増殖し、細胞はモルモットの赤血球を吸着する。

2.1.3.3 マスター・シード・ウイルス

2.1.3.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスター・シード・ウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞又は適當と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスター・シード・ウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

マスター・シード・ウイルスについて、3.1.1 の試験を行う。

マスター・シード・ウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスター・シード・ウイルスから小分製品までの最高継代数は、5 代以内でなければならない。

2.1.3.4 ワーキング・シード・ウイルス

2.1.3.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキング・シード・ウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞又は適當と認められた細胞で増殖及び継代する。

ワーキング・シード・ウイルスは、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

ワーキング・シード・ウイルスについて、3.1.2 の試験を行う。

2.1.3.5 プロダクション・シード・ウイルス

2.1.3.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、SPF動物規格の2.6に適合した鶏胚初代細胞又は適当と認められた細胞で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して-70°C以下又は凍結乾燥して5°C以下で保存する。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3の試験を行う。

2.1.4 犬パルボウイルス

2.1.4.1 名称

弱毒犬パルボウイルス 29-F/LT 株又はこれと同等と認められた株

2.1.4.2 性状

犬に注射しても、病原性を示さない。犬及び猫由来細胞で核内封入体を伴って増殖し、その培養ウイルス液は、豚及びサルの赤血球を凝集する。

2.1.4.3 マスターシードウイルス

2.1.4.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、猫腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して-70°C以下又は凍結乾燥して5°C以下で保存する。

マスターシードウイルスについて、3.1.1の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5代以内でなければならない。

2.1.4.4 ワーキングシードウイルス

2.1.4.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、猫腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖及び継代する。

ワーキングシードウイルスは、凍結して-70°C以下又は凍結乾燥して5°C以下で保存する。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2の試験を行う。

2.1.4.5 プロダクションシードウイルス

2.1.4.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、猫腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して-70°C以下又は凍結乾燥して5°C以下で保存する。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3の試験を行う。

2.1.5 犬コロナウイルス

2.1.5.1 名称

弱毒犬コロナウイルス 5821-B 株又はこれと同等と認められた株

2.1.5.2 性状

犬に注射しても、病原性を示さない。感受性のある培養細胞に接種すると、CPEを伴って増殖する。

2.1.5.3 マスターシードウイルス

2.1.5.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、猫腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して-70°C以下又は凍結乾燥して5°C以下で保存する。

マスターシードウイルスについて、3.1.1の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5代以内でなければならない。

2.1.5.4 ワーキングシードウイルス

2.1.5.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、猫腎株化細胞又は適當と認められた細胞で増殖及び継代する。

ワーキングシードウイルスは、凍結して-70°C以下又は凍結乾燥して5°C以下で保存する。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2の試験を行う。

2.1.5.5 プロダクションシードウイルス

2.1.5.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、猫腎株化細胞又は適當と認められた細胞で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して-70°C以下又は凍結乾燥して5°C以下で保存する。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3の試験を行う。

2.2 製造用材料

2.2.1 ジステンペーウイルス

2.2.1.1 培養細胞

SPF動物規格の2.6に適合した鶏腎初代細胞又は製造に適當と認められた培養細胞を用いる。

2.2.1.2 培養液

製造に適當と認められた培養液を用いる。

2.2.1.3 マスタープライマリーセルシード（プロダクションプライマリーセルシード）

2.2.1.3.1 増殖、継代及び保存

マスタープライマリーセルシード（プロダクションプライマリーセルシード）は、2.2.1.2の培養液で増殖させ、継代及び保存しない。

マスタープライマリーセルシード（プロダクションプライマリーセルシード）について、3.2.1の試験を行う。

2.2.2 犬アデノウイルス（2型）

2.2.2.1 株化細胞

犬腎株化細胞又は製造に適當と認められた株化細胞を用いる。

2.2.2.2 培養液

製造に適當と認められた培養液を用いる。

2.2.2.3 マスターセルシード

2.2.2.3.1 作製、保存及びプロダクションセルシードまでの最高継代数

マスターセルシードは、2.2.2.2の培養液で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターセルシードは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して-70°C以下で保存する。

マスターセルシードについて、3.3.1の試験を行う。

マスターセルシードは、ワクチンの製造又は試験以外の目的で継代しない。マスターセルシードからプロダクションセルシードまでの最高継代数は、20代以内でなければならない。

2.2.2.4 ワーキングセルシード

2.2.2.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングセルシードは、2.2.2.2の培養液で増殖及び継代する。

ワーキングセルシードは、凍結して-70°C以下で保存する。

ワーキングセルシードについて、3.3.2の試験を行う。

2.2.2.5 プロダクションセルシード

2.2.2.5.1 増殖及び保存

プロダクションセルシードは、2.2.2.2 の培養液で増殖させる。

プロダクションセルシードを保存する場合は、凍結して -70 ℃以下で保存する。

プロダクションセルシードを保存する場合は、3.3.3 の試験を行う。

2.2.3 犬パラインフルエンザウイルス

2.2.3.1 培養細胞

SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞又は製造に適當と認められた培養細胞を用いる。

2.2.3.2 培養液

製造に適當と認められた培養液を用いる。

2.2.3.3 マスタープライマリーセルシード（プロダクションプライマリーセルシード）

2.2.3.3.1 増殖、継代及び保存

マスタープライマリーセルシード（プロダクションプライマリーセルシード）は、2.2.3.2 の培養液で増殖させ、継代及び保存しない。

マスタープライマリーセルシード（プロダクションプライマリーセルシード）について、3.2.1 の試験を行う。

2.2.4 犬パルボウイルス

2.2.4.1 株化細胞

猫腎株化細胞又は製造に適當と認められた株化細胞を用いる。

2.2.4.2 培養液

製造に適當と認められた培養液を用いる。

2.2.4.3 マスターセルシード

2.2.4.3.1 作製、保存及びプロダクションセルシードまでの最高継代数

マスターセルシードは、2.2.4.2 の培養液で増殖させ、連續した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターセルシードは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70 ℃以下で保存する。

マスターセルシードについて、3.3.1 の試験を行う。

マスターセルシードは、ワクチンの製造又は試験以外の目的で継代しない。マスターセルシードからプロダクションセルシードまでの最高継代数は、20 代以内でなければならない。

2.2.4.4 ワーキングセルシード

2.2.4.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングセルシードは、2.2.4.2 の培養液で増殖及び継代する。

ワーキングセルシードは、凍結して -70 ℃以下で保存する。

ワーキングセルシードについて、3.3.2 の試験を行う。

2.2.4.5 プロダクションセルシード

2.2.4.5.1 増殖及び保存

プロダクションセルシードは、2.2.4.2 の培養液で増殖させる。

プロダクションセルシードを保存する場合は、凍結して -70 ℃以下で保存する。

プロダクションセルシードを保存する場合は、3.3.3 の試験を行う。

2.2.5 犬コロナウイルス

2.2.5.1 株化細胞

猫腎株化細胞又は製造に適當と認められた株化細胞を用いる。

2.2.5.2 培養液

製造に適當と認められた培養液を用いる。

2.2.5.3 マスターセルシード

2.2.5.3.1 作製、保存及びプロダクションセルシードまでの最高継代数

マスターセルシードは、2.2.5.2 の培養液で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターセルシードは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70 °C 以下で保存する。

マスターセルシードについて、3.3.1 の試験を行う。

マスターセルシードは、ワクチンの製造又は試験以外の目的で継代しない。マスターセルシードからプロダクションセルシードまでの最高継代数は、20 代以内でなければならない。

2.2.5.4 ワーキングセルシード

2.2.5.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングセルシードは、2.2.5.2 の培養液で増殖及び継代する。

ワーキングセルシードは、凍結して -70 °C 以下で保存する。

ワーキングセルシードについて、3.3.2 の試験を行う。

2.2.5.5 プロダクションセルシード

2.2.5.5.1 増殖及び保存

プロダクションセルシードは、2.2.5.2 の培養液で増殖させる。

プロダクションセルシードを保存する場合は、凍結して -70 °C 以下で保存する。

プロダクションセルシードを保存する場合は、3.3.3 の試験を行う。

2.3 原液

2.3.1 ジステンパーウイルス原液

2.3.1.1 プロダクションプライマリーセルシードの培養

1 回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前のプロダクションプライマリーセルシードに異常を認めてはならない。

個体別培養細胞について、3.4 の試験を行う。

2.3.1.2 ウィルスの培養

プロダクションシードウイルスを 2.3.1.1 の細胞で培養し、適当と認められた時期に個体別培養細胞ごとに採取した培養液のろ液又は遠心上清を原液とする。この場合、適当と認められた安定剤を添加してもよい。

原液について、3.5.1 及び 3.5.2.1 の試験を行う。

2.3.2 犬アデノウイルス（2型）原液

2.3.2.1 プロダクションセルシードの培養

1 回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前のプロダクションセルシードに異常を認めてはならない。

2.3.2.2 ウィルスの培養

プロダクションシードウイルスを 2.3.2.1 の細胞で培養し、適当と認められた時期に個体別培養細胞ごとに採取した培養液のろ液又は遠心上清を原液とする。この場合、適当と認められた安定剤を添加してもよい。

原液について、3.5.1 及び 3.5.2.2 の試験を行う。

2.3.3 犬パラインフルエンザウイルス原液

2.3.3.1 プロダクションプライマリーセルシードの培養

1 回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前のプロダクションプライマリーセルシードに異常を認めてはならない。

個体別培養細胞について、3.4 の試験を行う。

2.3.3.2 ウィルスの培養

プロダクションシードウイルスを 2.3.3.1 の細胞で培養し、適当と認められた時期に個体別培養細

胞ごとに採取した培養液のろ液又は遠心上清を原液とする。この場合、適当と認められた安定剤を添加してもよい。

原液について、3.5.1 及び 3.5.2.3 の試験を行う。

2.3.4 犬パルボウイルス原液

2.3.4.1 プロダクションセルシードの培養

1回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前のプロダクションセルシードに異常を認めてはならない。

2.3.4.2 ウィルスの培養

プロダクションシードウイルスを 2.3.4.1 の細胞で培養し、適当と認められた時期に個体別培養細胞ごとに採取した培養液のろ液又は遠心上清を原液とする。この場合、適当と認められた安定剤を添加してもよい。

原液について、3.5.1 及び 3.5.2.4 の試験を行う。

2.3.5 犬コロナウイルス原液

2.3.5.1 プロダクションセルシードの培養

1回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前のプロダクションセルシードに異常を認めてはならない。

2.3.5.2 ウィルスの培養

プロダクションシードウイルスを 2.3.5.1 の細胞で培養し、適当と認められた時期に個体別培養細胞ごとに採取した培養液のろ液又は遠心上清を原液とする。この場合、適当と認められた安定剤を添加してもよい。

原液について、3.5.1 及び 3.5.2.5 の試験を行う。

2.4 最終バルク

ジステンパーウイルス原液、犬アデノウイルス（2型）原液、犬パライソフルエンザウイルス原液、犬パルボウイルス原液及び犬コロナウイルス原液を混合し、最終バルクとする。この場合、適当と認められた安定剤を添加してもよい。

2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、凍結乾燥し、小分製品とする。

小分製品について、3.6 の試験を行う。

3 試験法

3.1 製造用株の試験

3.1.1 マスター・シードウイルスの試験

3.1.1.1 同定試験

シードロット規格の 1.4.2.1.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験

3.1.1.4.1 共通ウイルス否定試験

一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、2.1 及び 2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験

3.1.1.4.2.1 特定ウイルス否定一般試験

猫由来細胞を用いる場合には、猫白血病ウイルス及び猫肉腫ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1 及び 3.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

鶏由来細胞を用いる場合には、鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1 及び 3.1.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて、3.1.1.4.2.2 に規定する試験を実施する製剤については、本試験を実施しなくてもよい。

3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験

犬又は猫由来細胞を用いる場合には、牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、3.2.5、3.2.6 及び 3.2.9 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

鶏由来細胞を用いる場合には、鶏白血病ウイルス、細網内皮症ウイルス、牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス及び鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、3.2.1、3.2.2、3.2.5、3.2.6、3.2.9 及び 3.2.10 を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて、3.1.1.4.2.1 に規定する試験を実施する製剤については、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 3.2.10 の試験を実施しなくてもよい。

3.1.1.5 対象動物を用いた免疫原性試験

一般試験法の対象動物を用いた免疫原性試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.6 対象動物を用いた安全性確認試験

一般試験法の対象動物を用いた安全性確認試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.7 病原性復帰確認試験

一般試験法の病原性復帰確認試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2 ワーキングシードウイルスの試験

3.1.2.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3 プロダクションシードウイルスの試験

3.1.3.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2 初代細胞の試験

3.2.1 マスタークリーチャー（マスタークリーチャー）の試験

3.2.1.1 培養性状試験

シードロット規格の 2.2.4.2.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3 株化細胞の試験

3.3.1 マスター細胞シードの試験

3.3.1.1 培養性状試験

シードロット規格の 2.1.4.2.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.1.2 起源動物種同定試験

シードロット規格の 2.1.4.2.1.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.1.3 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.1.4 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.1.5 外来性ウイルス否定試験

3.3.1.5.1 共通ウイルス否定試験

一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.2、2.1 及び 2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.1.5.2 特定ウイルス否定試験

3.3.1.5.2.1 特定ウイルス否定一般試験

猫由来細胞を用いる場合には、猫白血病ウイルス及び猫肉腫ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.2 及び 3.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢－粘膜病ウイルス、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.2、3.2.5、3.2.6 及び 3.2.9 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.1.6 核学的（染色体）性状試験

シードロット規格の 2.1.4.2.1.6 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.1.7 腫瘍形成性／腫瘍原性試験

シードロット規格の 2.1.4.2.1.7 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.2 ワーキングセルシードの試験

3.3.2.1 培養性状試験

シードロット規格の 2.1.4.2.2.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.2.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.2.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.3 プロダクションセルシードの試験

3.3.3.1 培養性状試験

シードロット規格の 2.1.4.2.3.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.3.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.3.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4 個体別培養細胞の試験

個体別培養細胞のそれぞれ 1 %以上を対照培養細胞とし、これについて次の試験を行う。

3.4.1 培養観察

対照培養細胞を、ウイルスを接種することなく、ウイルスの培養と同じ条件で培養する。対照培養細胞をプールし、4 本以上の培養瓶及びカバーガラスを入れた 4 枚以上のシャーレに継代し、7 日間以上培養し、観察するとき、CPE を認めてはならない。

3.4.2 赤血球吸着試験

3.4.1 の試験最終日に培養瓶の培養液を除き、リン酸緩衝食塩液で細胞表面を 2 回洗浄し、0.1 vol % モルモット赤血球浮遊液を重層し、60 分間静置した後、赤血球吸着の有無を観察するとき、培養細

胞に赤血球の吸着を認めてはならない。

3.5 原液の試験

3.5.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.2 ウイルス含有量試験

3.5.2.1 ジステンパーウイルス含有量試験

3.5.2.1.1 試験材料

3.5.2.1.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液（付記1）又は適当と認められた培養液で10倍階段希釀し、各段階の希釀液を試料とする。

3.5.2.1.1.2 培養細胞

Vero細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.5.2.1.2 試験方法

試料0.1mLずつを4本以上の培養細胞に接種し、37℃で7日間回転培養し、観察する。

3.5.2.1.3 判定

培養細胞にCPEを認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

検体のウイルス含有量は、1mL中10^{4.5}TCID₅₀以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウイルス含有量とする。

3.5.2.2 犬アデノウイルス（2型）含有量試験

3.5.2.2.1 試験材料

3.5.2.2.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液又は適当と認められた培養液で10倍階段希釀し、各段階の希釀液を試料とする。

3.5.2.2.1.2 培養細胞

豚腎培養細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.5.2.2.2 試験方法

試料0.1mLずつを4本以上の培養細胞に接種し、37℃で7日間回転培養し、観察する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験法とする。

3.5.2.2.3 判定

培養細胞にCPEを認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

検体のウイルス含有量は、1mL中10^{6.5}TCID₅₀以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウイルス含有量とする。

3.5.2.3 犬パラインフルエンザウイルス含有量試験

3.5.2.3.1 試験材料

3.5.2.3.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液又は適当と認められた培養液で10倍階段希釀し、各段階の希釀液を試料とする。

3.5.2.3.1.2 培養細胞

Vero細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.5.2.3.2 試験方法

試料0.1mLずつを4本以上の培養細胞に接種し、30℃で7日間回転培養し、観察する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験法とする。

3.5.2.3.3 判定

培養細胞にCPEを認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

検体のウイルス含有量は、1mL中10^{6.5}TCID₅₀以上でなければならない。ただし、農林水産大臣

が特に認めた場合には、そのウイルス含有量とする。

3.5.2.4 犬パルボウイルス含有量試験

3.5.2.4.1 試験材料

3.5.2.4.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液又は適当と認められた培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.5.2.4.1.2 培養細胞

猫腎継代細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.5.2.4.2 試験方法

試料0.1mLずつを4本以上の培養細胞に接種し、32℃で24時間静置培養した後、ウイルス増殖用培養液と交換し、更に32℃で6日間回転培養する。培養した後、培養液を採取し、これに等量の牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液（付記2）を加え、更にこの混合液と等量のVAD6.0液（付記3）で濃度を調整した0.3～0.5vol%豚赤血球浮遊液を加え、2～5℃で静置後観察する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験法とする。

3.5.2.4.3 判定

培養液に赤血球凝集を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

検体のウイルス含有量は、1mL中10^{6.5}TCID₅₀以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウイルス含有量とする。

3.5.2.5 犬コロナウイルス含有量試験

3.5.2.5.1 試験材料

3.5.2.5.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液又は適当と認められた培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.5.2.5.1.2 培養細胞

猫腎継代細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.5.2.5.2 試験方法

試料0.1mLずつを4本以上の培養細胞に接種し、37℃で7日間回転培養し、観察する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験法とする。

3.5.2.5.3 判定

培養細胞にCPEを認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

検体のウイルス含有量は、1mL中10^{5.0}TCID₅₀以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウイルス含有量とする。

3.6 小分製品の試験

3.6.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する乾燥物でなければならない。溶解したものは、固有の色調を有する液体でなければならない。異物及び異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.6.2 真空度試験

一般試験法の真空度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.6.3 含湿度試験

一般試験法の含湿度試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.6.4 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.6.5 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。た

だし、原液を含む中間工程でマイコプラズマ否定試験を実施する場合には、本試験の実施を省略することができる。

3.6.6 ウイルス含有量試験

3.6.6.1 ジステンパーウイルス含有量試験

3.6.6.1.1 試験材料

3.6.6.1.1.1 試料

各抗血清（付記5から8までの血清）を非効化したもので試験品中のジステンパーウイルス以外のウイルスを中和する。これをウイルス増殖用培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.6.6.1.1.2 培養細胞

Vero細胞を用いる。

3.6.6.1.2 試験方法

試料0.1mLずつを4本（穴）以上の培養細胞に接種し、37℃で7日間チューブ法による回転培養又はプレート法による静置培養で培養し、観察する。

3.6.6.1.3 判定

培養細胞にCPEを認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

試験品のウイルス含有量は、1頭分当たりチューブ法では10^{3.5}TCID₅₀以上、プレート法では10^{2.1}TCID₅₀以上でなければならない。

3.6.6.2 犬アデノウイルス（2型）含有量試験

3.6.6.2.1 試験材料

3.6.6.2.1.1 試料

各抗血清（付記4及び6から8までの血清）を非効化したもので試験品中の犬アデノウイルス（2型）以外のウイルスを中和する。これをウイルス増殖用培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.6.6.2.1.2 培養細胞

豚腎培養細胞又は犬腎株化細胞を用いる。

3.6.6.2.2 試験方法

試料0.1mLずつを4本（穴）以上の培養細胞に接種し、37℃で7日間チューブ法による回転培養又はプレート法による静置培養で培養し、観察する。

3.6.6.2.3 判定

培養細胞にCPEを認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

試験品のウイルス含有量は、1頭分当たりチューブ法では10^{5.5}TCID₅₀以上、プレート法では10^{2.3}TCID₅₀以上でなければならない。

3.6.6.3 犬パラインフルエンザウイルス含有量試験

3.6.6.3.1 試験材料

3.6.6.3.1.1 試料

各抗血清（付記4、5、7及び8の血清）を非効化したもので試験品中の犬パラインフルエンザウイルス以外のウイルスを中和する。これをウイルス増殖用培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.6.6.3.1.2 培養細胞

Vero細胞を用いる。

3.6.6.3.2 試験方法

試料0.1mLずつを4本（穴）以上の培養細胞に接種し、30℃で7日間チューブ法による回転培養又はプレート法による静置培養で培養し、観察する。

3.6.6.3.3 判定

培養細胞にCPEを認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

試験品のウイルス含有量は、1頭分当たりチューブ法では10^{5.5}TCID₅₀以上、プレート法では10^{3.7}TCID₅₀以上でなければならない。

3.6.6.4 犬パルボウイルス含有量試験

3.6.6.4.1 試験材料

3.6.6.4.1.1 試料

各抗血清（付記4から6まで及び8の血清）を非効化したもので試験品中の犬パルボウイルス以外のウイルスを中和する。これをウイルス増殖用培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.6.6.4.1.2 培養細胞

猫腎株化細胞を用いる。

3.6.6.4.2 試験方法

試料の0.1mLずつを4本（穴）以上の培養細胞に接種し、32℃で24時間静置培養した後、ウイルス増殖用培養液と交換し、32℃で6日間チューブ法による回転培養又はプレート法による静置培養で培養する。培養した後、培養液を採取し、これに等量の牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液を加え、更にこの混合液と等量のVAD6.0液で濃度を調整した0.3～0.5vol%豚赤血球浮遊液を加え、2～5℃で静置した後、観察する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験法によるものとする。

3.6.6.4.3 判定

培養液に赤血球凝集を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

試験品のウイルス含有量は、1頭分当たりチューブ法では10^{5.5}TCID₅₀以上、プレート法では10^{3.1}TCID₅₀以上でなければならない。

3.6.6.5 犬コロナウイルス含有量試験

3.6.6.5.1 試験材料

3.6.6.5.1.1 試料

各抗血清（付記4から7までの血清）を非効化したもので試験品中の犬コロナウイルス以外のウイルスを中和する。これをウイルス増殖用培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.6.6.5.1.2 培養細胞

猫腎株化細胞を用いる。

3.6.6.5.2 試験方法

試料0.1mLずつを4本（穴）以上の培養細胞に接種し、37℃で7日間チューブ法による回転培養又はプレート法による静置培養で培養し、観察する。

3.6.6.5.3 判定

培養細胞にCPEを認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

試験品のウイルス含有量は、1頭分当たりチューブ法では10^{4.0}TCID₅₀以上、プレート法では10^{2.2}TCID₅₀以上でなければならない。

3.6.7 異常毒性否定試験

一般試験法の異常毒性否定試験法を準用し試験するとき、適合しなければならない。

3.6.8 安全試験

3.6.8.1 試験材料

3.6.8.1.1 注射材料

試験品を注射材料とする。

3.6.8.1.2 試験動物

6か月齢未満の犬を用いる。

3.6.8.2 試験方法

試験動物 3 頭を試験群、2 頭を対照群とする。試験群に注射材料 1 頭分を用法に従ってそれぞれ注射し、対照群と共に 8 週間観察する。

3.6.8.3 判定

観察期間中、試験群及び対照群に異常を認めてはならない。

3.6.9 力価試験

3.6.9.1 ジステンパーカ力価試験

3.6.9.1.1 試験材料

3.6.9.1.1.1 試験動物

3.6.8 の試験に用いた犬を用いる。

3.6.9.1.1.2 中和試験用ウイルス

犬ジステンパーウィルス DFE-HC 株又は適当と認められたジステンパーウィルス株を用いる。

3.6.9.1.1.3 培養細胞

適当と認められた培養細胞を用いる。

3.6.9.1.2 試験方法

3.6.8 の初回注射後 4 週目に試験群及び対照群から得られた血清について、中和試験を行う。各試験群の血清は、それぞれ等量をプールする。

各プール血清を非働化し、1 vol % 牛胎子血清加リン酸緩衝食塩液又は適当と認められた希釀液で 5 倍階段希釀する。各希釀血清と 0.1mL 中約 200TCID₅₀ の中和試験用ウイルス液とを等量混合し、2 ~ 5 °C で 1 夜又は 37 °C で 60 分間処理する。この各混合液 0.1mL ずつを 4 本以上の培養細胞に接種し、37 °C で 7 日間回転培養し、観察する。

3.6.9.1.3 判定

細胞を観察し、CPE を阻止したものを陽性とし、中和抗体価を ED₅₀ で求める。

試験群の中和抗体価は、40 倍以上でなければならない。この場合、対照群では、10 倍未満でなければならない。

3.6.9.2 犬アデノウイルス（2型）感染症力価試験

3.6.9.2.1 試験材料

3.6.9.2.1.1 試験動物

3.6.8 の試験に用いた犬を用いる。

3.6.9.2.1.2 中和試験用ウイルス

犬アデノウイルス（2型）OD-N 株又は適当と認められた犬アデノウイルス（2型）株を用いる。

3.6.9.2.1.3 培養細胞

犬腎株化細胞を用いる。

3.6.9.2.2 試験方法

3.6.8 の初回注射後 4 週目に試験群及び対照群から得られた血清について、中和試験を行う。各試験群の血清は、それぞれ等量をプールする。

各プール血清を非働化し、1 vol % 牛胎子血清加リン酸緩衝食塩液又は適当と認められた希釀液で 2 倍階段希釀する。各希釀血清と 0.1mL 中約 200TCID₅₀ の中和試験用ウイルス液とを等量混合し、35 ~ 37 °C で 60 分間処理する。この各混合液 0.1mL ずつを 4 本以上の培養細胞に接種し、37 °C で 7 日間回転培養し、観察する。

3.6.9.2.3 判定

培養細胞の CPE を阻止したものを陽性とし、中和抗体価を ED₅₀ で求める。

試験群の中和抗体価は、50 倍以上でなければならない。この場合、対照群では、10 倍未満でなければならない。

3.6.9.3 犬パラインフルエンザ力価試験

3.6.9.3.1 試験材料

3.6.9.3.1.1 試験動物

3.6.8 の試験に用いた犬を用いる。

3.6.9.3.1.2 中和試験用ウイルス

犬パラインフルエンザウイルス DL-1 株又は適当と認められた犬パラインフルエンザウイルス株を用いる。

3.6.9.3.1.3 培養細胞

Vero 細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.6.9.3.2 試験方法

3.6.8 の初回注射後 4 週目に試験群及び対照群から得られた血清について、中和試験を行う。各試験群の血清は、それぞれ等量をプールする。

各プール血清を非凍化し、1 vol % 牛胎子血清加リン酸緩衝食塩液又は適当と認められた希釀液で 2 倍階段希釀する。各希釀血清と 0.1mL 中約 200TCID₅₀ の中和試験用ウイルス液とを等量混合し、適当な温度で 60 分間処理する。この各混合液 0.1mL ずつを 4 本以上の培養細胞に接種し、37 °C で 7 日間回転培養し、観察する。

3.6.9.3.3 判定

培養細胞の CPE を阻止したものを陽性とし、中和抗体価を ED₅₀ で求める。

試験群の中和抗体価は、10 倍以上でなければならない。この場合、対照群では、10 倍未満でなければならない。

3.6.9.4 犬パルボウイルス感染症力価試験

3.6.9.4.1 試験材料

3.6.9.4.1.1 試験動物

3.6.8 の試験に用いた犬を用いる。

3.6.9.4.1.2 中和試験用ウイルス

犬パルボウイルス CP-49 株又は適当と認められた犬パルボウイルス株を用いる。

3.6.9.4.1.3 培養細胞

猫腎株化細胞を用いる。

3.6.9.4.2 試験方法

3.6.8 の初回注射後 4 週目に試験群及び対照群から得られた血清について、中和試験を行う。各試験群の血清は、それぞれ等量をプールする。

各プール血清を非凍化し、1 vol % 牛胎子血清加リン酸緩衝食塩液又は適当と認められた希釀液で 2 倍階段希釀する。各希釀血清と 0.1mL 中約 200TCID₅₀ の中和試験用ウイルス液とを等量混合し、35 ~ 37 °C で 60 分間処理する。この各混合液 0.1mL ずつを 4 本以上の培養細胞に接種し、37 °C で 24 時間静置培養した後、ウイルス増殖用培養液で液交換し、更に 37 °C で 6 日間回転培養する。培養最終日に、培養液を採取し、これに等量の牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液を加え、更にこの混合液と等量の VAD6.0 液で濃度を調整した 0.3 ~ 0.5vol % 豚赤血球浮遊液を加え、2 ~ 5 °C で静置した後、観察する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験法によるものとする。

3.6.9.4.3 判定

赤血球凝集を阻止したものを陽性とし、中和抗体価を ED₅₀ で求める。

試験群の中和抗体価は、200 倍以上でなければならない。この場合、対照群では、4 倍未満でなければならない。

3.6.9.5 犬コロナウイルス感染症力価試験

3.6.9.5.1 試験材料

3.6.9.5.1.1 試験動物

3.6.8 の試験に用いた犬を用いる。

3.6.9.5.1.2 中和試験用ウイルス

犬コロナウイルス 5821-B 株又は適當と認められた犬コロナウイルス株を用いる。

3.6.9.5.1.3 培養細胞

猫腎株化細胞を用いる。

3.6.9.5.2 試験方法

3.6.8 の試験最終日に試験群及び対照群から得られた血清について、中和試験を行う。各試験群の血清は、それぞれ等量をプールする。

各プール血清を非働化し、1 vol %牛胎子血清加リン酸緩衝食塩液又は適當と認められた希釈液で2倍階段希釈する。各希釈血清と0.1mL 中約200TCID₅₀ の中和試験用ウイルス液とを等量混合し、37℃で60分間処理する。この各混合液0.1mL ずつを4本以上の培養細胞に接種し、37℃で7日間回転培養し、観察する。

3.6.9.5.3 判定

培養細胞のCPEを阻止したものを陽性とし、中和抗体価をED₅₀ で求める。

試験群の中和抗体価は、8倍以上でなければならない。この場合、対照群では、4倍未満でなければならない。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、製造後2年3か月間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

付記1 ウィルス増殖用培養液

1,000mL 中	
トリプトース・ホスフェイト・プロス	2.95 g
イーグル MEM	残 量
炭酸水素ナトリウムでpHを7.0～7.4に調整する。	
必要最少量の抗生物質を加えてもよい。	

付記2 牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液

1,000mL 中	
塩化ナトリウム	7.01 g
ホウ酸	3.09 g
水酸化ナトリウム	0.96 g
水	残 量
牛血清アルブミンを0.2w/v %となるように加えた後、水酸化ナトリウム液でpHを9.0に調整する。	

付記3 VAD6.0 液

1,000mL 中	
塩化ナトリウム	8.77 g
無水リン酸水素二ナトリウム	5.68 g
リン酸水素二ナトリウム二水和物	40.56 g
水	残 量

牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液と等量混合してpHを6.0に調整する。

付記4 抗ジステンパーウィルス血清

ジステンパーウィルスで免疫した兎、モルモット又はフェレットの血清であって、試験品中

のジステンパーウイルスを完全に中和できるもの。

付記5 抗犬アデノウイルス（2型）血清

犬アデノウイルス（2型）で免疫した兎又はモルモットの血清であって、試験品中の犬アデノウイルス2型を完全に中和できるもの。

付記6 抗犬パラインフルエンザウイルス血清

犬パラインフルエンザウイルスで免疫した兎又はモルモットの血清であって、試験品中の犬パラインフルエンザウイルスを完全に中和できるもの。

付記7 抗犬パルボウイルス血清

犬パルボウイルスで免疫した兎又はモルモットの血清であって、試験品中の犬パルボウイルスを完全に中和できるもの。

付記8 抗犬コロナウイルス血清

犬コロナウイルスで免疫した兎の血清であって、試験品中の犬コロナウイルスを完全に中和できるもの。

ワクチン（シードロット製剤）の部のジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬レプトスピラ病混合ワクチン（シード）の項の次に次のように加える。

ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・コペンハーゲニー・ヘブドマディス）混合ワクチン（シード）

1 定義

シードロット規格に適合した弱毒ジステンパーウイルス、弱毒犬アデノウイルス（2型）、弱毒犬パラインフルエンザウイルス及び弱毒犬パルボウイルスを同規格に適合した株化細胞又は初代細胞で増殖させて得たウイルス液の混合液を凍結乾燥したワクチン（以下この項において「混合生ワクチン」という。）と、シードロット規格に適合したレプトスピラ・カニコーラ（以下この項において「L・カニコーラ」という。）、レプトスピラ・コペンハーゲニー（以下この項において「L・コペンハーゲニー」という。）及びレプトスピラ・ヘブドマディス（以下この項において「L・ヘブドマディス」という。）の培養菌液を不活化・混合したワクチン（以下この項において「液状不活化ワクチン」という。）とを組み合わせたワクチンである。

2 製法

2.1 製造用株

2.1.1 ジステンパーウイルス

2.1.1.1 名称

弱毒ジステンパーウイルス DFE-HC 株又はこれと同等と認められた株

2.1.1.2 性状

犬に注射しても、病原性を示さない。発育鶏卵の漿尿膜上又は感受性のある培養細胞に接種すると、ポック又は CPE を伴って増殖する。

2.1.1.3 マスターシードウイルス

2.1.1.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏腎初代細胞又は適当と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

マスターシードウイルスについて、3.1.1 の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5 代以内でなければならない。

2.1.1.4 ワーキングシードウイルス

2.1.1.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏腎初代細胞又は適当と認められた細胞で増殖及び継代する。

ワーキングシードウイルスは、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2 の試験を行う。

2.1.1.5 プロダクションシードウイルス

2.1.1.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏腎初代細胞又は適當と認められた細胞で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3 の試験を行う。

2.1.2 犬アデノウイルス（2型）

2.1.2.1 名称

弱毒犬アデノウイルス（2型）OD-N/SL 株又はこれと同等と認められた株

2.1.2.2 性状

犬に注射しても、病原性を示さない。感受性のある培養細胞に接種すると、CPE を伴って増殖する。

2.1.2.3 マスターシードウイルス

2.1.2.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、犬腎株化細胞又は適當と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

マスターシードウイルスについて、3.1.1 の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5 代以内でなければならない。

2.1.2.4 ワーキングシードウイルス

2.1.2.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、犬腎株化細胞又は適當と認められた細胞で増殖及び継代する。

ワーキングシードウイルスは、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2 の試験を行う。

2.1.2.5 プロダクションシードウイルス

2.1.2.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、犬腎株化細胞又は適當と認められた細胞で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3 の試験を行う。

2.1.3 犬パラインフルエンザウイルス

2.1.3.1 名称

弱毒犬パラインフルエンザウイルス DL-E 株又はこれと同等と認められた株

2.1.3.2 性状

犬に注射しても、病原性を示さない。感受性のある培養細胞に接種すると増殖し、細胞はモルモット赤血球を吸着する。

2.1.3.3 マスターシードウイルス

2.1.3.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞又は適當と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

マスターシードウイルスについて、3.1.1 の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルス

から小分製品までの最高継代数は、5代以内でなければならない。

2.1.3.4 ワーキングシードウイルス

2.1.3.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞又は適当と認められた細胞で増殖及び継代する。

ワーキングシードウイルスは、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2 の試験を行う。

2.1.3.5 プロダクションシードウイルス

2.1.3.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞又は適当と認められた細胞で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3 の試験を行う。

2.1.4 犬パルボウイルス

2.1.4.1 名称

弱毒犬パルボウイルス 29-F/LT 株又はこれと同等と認められた株

2.1.4.2 性状

犬に注射しても、病原性を示さない。犬及び猫由来細胞で核内封入体を伴って増殖し、その培養ウイルス液は、豚及び猿の赤血球を凝集する。

2.1.4.3 マスターシードウイルス

2.1.4.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシードウイルスは、猫腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシードウイルスは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

マスターシードウイルスについて、3.1.1 の試験を行う。

マスターシードウイルスは、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシードウイルスから小分製品までの最高継代数は、5代以内でなければならない。

2.1.4.4 ワーキングシードウイルス

2.1.4.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシードウイルスは、猫腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖及び継代する。

ワーキングシードウイルスは、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

ワーキングシードウイルスについて、3.1.2 の試験を行う。

2.1.4.5 プロダクションシードウイルス

2.1.4.5.1 増殖及び保存

プロダクションシードウイルスは、猫腎株化細胞又は適当と認められた細胞で増殖させる。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、凍結して -70 °C 以下又は凍結乾燥して 5 °C 以下で保存する。

プロダクションシードウイルスを保存する場合は、3.1.3 の試験を行う。

2.1.5 L・カニコーラ

2.1.5.1 名称

L・カニコーラ フント ユートレヒトIV株又はこれと同等と認められた株

2.1.5.2 性状

モルモット及びハムスターの腹腔内に注射すると増殖する。

抗 L・カニコーラ血清（付記 1）に対して特異的に凝集する。

2.1.5.3 マスターシード菌

2.1.5.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシード菌は、適当と認められた培地で増殖させ、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシード菌は、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70 °C 以下で保存する。

マスターシード菌について、3.1.4 の試験を行う。

マスターシード菌は、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシード菌から小分製品までの最高継代数は、10 代以内でなければならない。

2.1.5.4 ワーキングシード菌

2.1.5.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシード菌は、適当と認められた培地で増殖及び継代する。

ワーキングシード菌は、凍結して -70 °C 以下で保存する。

ワーキングシード菌について、3.1.5 の試験を行う。

2.1.5.5 プロダクションシード菌

2.1.5.5.1 増殖及び保存

プロダクションシード菌は、適当と認められた培地で増殖させる。

プロダクションシード菌を保存する場合は、凍結して -70 °C 以下で保存する。

プロダクションシード菌を保存する場合は、3.1.6 の試験を行う。

2.1.6 L・コペンハーゲニー

2.1.6.1 名称

L・コペンハーゲニー 芝浦株又はこれと同等と認められた株

2.1.6.2 性状

モルモット及びハムスターの腹腔内に注射すると、増殖する。

抗 L・コペンハーゲニー血清（付記 2）に対して特異的に凝集する。

2.1.6.3 マスターシード菌

2.1.6.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシード菌は、適当と認められた培地で増殖させ、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシード菌は、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70 °C 以下で保存する。

マスターシード菌について、3.1.4 の試験を行う。

マスターシード菌は、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシード菌から小分製品までの最高継代数は、10 代以内でなければならない。

2.1.6.4 ワーキングシード菌

2.1.6.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシード菌は、適当と認められた培地で増殖及び継代する。

ワーキングシード菌は、凍結して -70 °C 以下で保存する。

ワーキングシード菌について、3.1.5 の試験を行う。

2.1.6.5 プロダクションシード菌

2.1.6.5.1 増殖及び保存

プロダクションシード菌は、適当と認められた培地で増殖させる。

プロダクションシード菌を保存する場合は、凍結して -70 °C 以下で保存する。

プロダクションシード菌を保存する場合は、3.1.6 の試験を行う。

2.1.7 L・ヘブドマディス

2.1.7.1 名称

L・ヘブドマディス 秋疫B株又はこれと同等と認められた株

2.1.7.2 性状

モルモット及びハムスターの腹腔内に注射すると増殖する。

抗L・ヘブドマディス血清（付記3）に対して特異的に凝集する。

2.1.7.3 マスターシード菌

2.1.7.3.1 作製、保存及び小分製品までの最高継代数

マスターシード菌は、適当と認められた培地で増殖させ、保存用の容器に分注する。

分注したマスターシード菌は、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して-70°C以下で保存する。

マスターシード菌について、3.1.4の試験を行う。

マスターシード菌は、ワクチンの製造以外の目的で継代しない。マスターシード菌から小分製品までの最高継代数は、10代以内でなければならない。

2.1.7.4 ワーキングシード菌

2.1.7.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングシード菌は、適当と認められた培地で増殖及び継代する。

ワーキングシード菌は、凍結して-70°C以下で保存する。

ワーキングシード菌について、3.1.5の試験を行う。

2.1.7.5 プロダクションシード菌

2.1.7.5.1 増殖及び保存

プロダクションシード菌は、適当と認められた培地で増殖させる。

プロダクションシード菌を保存する場合は、凍結して-70°C以下で保存する。

プロダクションシード菌を保存する場合は、3.1.6の試験を行う。

2.2 製造用材料

2.2.1 ジステンパーウイルス

2.2.1.1 培養細胞

SPF動物規格の2.6に適合した鶏腎初代細胞又は製造に適当と認められた培養細胞を用いる。

2.2.1.2 培養液

製造に適当と認められた培養液を用いる。

2.2.1.3 マスタープライマリーセルシード（プロダクションプライマリーセルシード）

2.2.1.3.1 増殖、継代及び保存

マスタープライマリーセルシード（プロダクションプライマリーセルシード）は、2.2.1.2の培養液で増殖させ、継代及び保存しない。

マスタープライマリーセルシード（プロダクションプライマリーセルシード）について、3.2.1の試験を行う。

2.2.2 犬アデノウイルス（2型）

2.2.2.1 株化細胞

犬腎株化細胞又は製造に適当と認められた株化細胞を用いる。

2.2.2.2 培養液

製造に適当と認められた培養液を用いる。

2.2.2.3 マスターセルシード

2.2.2.3.1 作製、保存及びプロダクションセルシードまでの最高継代数

マスターセルシードは、2.2.2.2の培養液で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターセルシードは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して-70°C以下で保存する。

マスターセルシードについて、3.3.1 の試験を行う。

マスターセルシードは、ワクチンの製造又は試験以外の目的で継代しない。マスターセルシードからプロダクションセルシードまでの最高継代数は、20 代以内でなければならない。

2.2.2.4 ワーキングセルシード

2.2.2.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングセルシードは、2.2.2.2 の培養液で増殖及び継代する。

ワーキングセルシードは、凍結して -70 °C 以下で保存する。

ワーキングセルシードについて、3.3.2 の試験を行う。

2.2.2.5 プロダクションセルシード

2.2.2.5.1 増殖及び保存

プロダクションセルシードは、2.2.2.2 の培養液で増殖させる。

プロダクションセルシードを保存する場合は、凍結して -70 °C 以下で保存する。

プロダクションセルシードを保存する場合は、3.3.3 の試験を行う。

2.2.3 犬パラインフルエンザウイルス

2.2.3.1 培養細胞

SPF 動物規格の 2.6 に適合した鶏胚初代細胞又は製造に適当と認められた培養細胞を用いる。

2.2.3.2 培養液

製造に適当と認められた培養液を用いる。

2.2.3.3 マスタープライマリーセルシード（プロダクションプライマリーセルシード）

2.2.3.3.1 増殖、継代及び保存

マスタープライマリーセルシード（プロダクションプライマリーセルシード）は、2.2.3.2 の培養液で増殖させ、継代及び保存しない。

マスタープライマリーセルシード（プロダクションプライマリーセルシード）について、3.2.1 の試験を行う。

2.2.4 犬パルボウイルス

2.2.4.1 株化細胞

猫腎株化細胞又は製造に適当と認められた株化細胞を用いる。

2.2.4.2 培養液

製造に適当と認められた培養液を用いる。

2.2.4.3 マスターセルシード

2.2.4.3.1 作製、保存及びプロダクションセルシードまでの最高継代数

マスターセルシードは、2.2.4.2 の培養液で増殖させ、連続した工程により作製し、保存用の容器に分注する。

分注したマスターセルシードは、特定の製造番号又は製造記号を付し、凍結して -70 °C 以下で保存する。

マスターセルシードについて、3.3.1 の試験を行う。

マスターセルシードは、ワクチンの製造又は試験以外の目的で継代しない。マスターセルシードからプロダクションセルシードまでの最大継代数は、20 代以内でなければならない。

2.2.4.4 ワーキングセルシード

2.2.4.4.1 増殖、継代及び保存

ワーキングセルシードは、2.2.4.2 の培養液で増殖及び継代する。

ワーキングセルシードは、凍結して -70 °C 以下で保存する。

ワーキングセルシードについて、3.3.2 の試験を行う。

2.2.4.5 プロダクションセルシード

2.2.4.5.1 増殖及び保存

プロダクションセルシードは、2.2.4.2 の培養液で増殖させる。

プロダクションセルシードを保存する場合は、凍結して -70 °C 以下で保存する。

プロダクションセルシードを保存する場合は、3.3.3 の試験を行う。

2.2.5 L・カニコーラ

2.2.5.1 培地

製造に適当と認められた培地を用いる。

2.2.6 L・コペンハーゲニー

2.2.6.1 培地

製造に適当と認められた培地を用いる。

2.2.7 L・ヘブドマディス

2.2.7.1 培地

製造に適当と認められた培地を用いる。

2.3 原液

2.3.1 ジステンパーウイルス原液

2.3.1.1 プロダクションプライマリーセルシードの培養

1回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前のプロダクションプライマリーセルシードに異常を認めてはならない。

個体別培養細胞について、3.4 の試験を行う。

2.3.1.2 ウィルスの培養

プロダクションシードウイルスを 2.3.1.1 の細胞で培養し、適当と認められた時期に個体別培養細胞ごとに採取した培養液のろ液又は遠心上清を原液とする。この場合、適当と認められた安定剤を添加してもよい。

原液について、3.6.1 及び 3.6.2.1 の試験を行う。

2.3.2 犬アデノウイルス（2型）原液

2.3.2.1 プロダクションセルシードの培養

1回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前のプロダクションセルシードに異常を認めてはならない。

2.3.2.2 ウィルスの培養

プロダクションシードウイルスを 2.3.2.1 の細胞で培養し、適当と認められた時期に個体別培養細胞ごとに採取した培養液のろ液又は遠心上清を原液とする。この場合、適当と認められた安定剤を添加してもよい。

原液について、3.6.1 及び 3.6.2.2 の試験を行う。

2.3.3 犬パラインフルエンザウイルス原液

2.3.3.1 プロダクションプライマリーセルシードの培養

1回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前のプロダクションプライマリーセルシードに異常を認めてはならない。

個体別培養細胞について、3.4 の試験を行う。

2.3.3.2 ウィルスの培養

プロダクションシードウイルスを 2.3.3.1 の細胞で培養し、適当と認められた時期に個体別培養細胞ごとに採取した培養液のろ液又は遠心上清を原液とする。この場合、適当と認められた安定剤を添加してもよい。

原液について、3.6.1 及び 3.6.2.3 の試験を行う。

2.3.4 犬パルボウイルス原液

2.3.4.1 プロダクションセルシードの培養

1回に処理し、培養した細胞を個体別培養細胞とみなす。ウイルス接種前のプロダクションセル

シードに異常を認めてはならない。

2.3.4.2 ウイルスの培養

プロダクションシードウイルスを 2.3.4.1 の細胞で培養し、適當と認められた時期に個体別培養細胞ごとに採取した培養液のろ液又は遠心上清を原液とする。この場合、適當と認められた安定剤を添加してもよい。

原液について、3.6.1 及び 3.6.2.4 の試験を行う。

2.3.5 L・カニコーラ原液

2.3.5.1 培養

プロダクションシード菌を培地に接種し、培養したものを作業菌液とする。

作業菌液について、3.5 の試験を行う。

2.3.5.2 不活化

適當と認められた方法で作業菌液を不活化し、遠心して集菌し、適當と認められた溶液に浮遊させたものを原液とする。

原液について、3.6.3 の試験を行う。

2.3.6 L・コペンハーゲニー原液

2.3.6.1 培養

プロダクションシード菌を培地に接種し、培養したものを作業菌液とする。

作業菌液について、3.5 の試験を行う。

2.3.6.2 不活化

適當と認められた方法で作業菌液を不活化し、遠心して集菌し、適當と認められた溶液に浮遊させたものを原液とする。

原液について、3.6.3 の試験を行う。

2.3.7 L・ヘブドマディス原液

2.3.7.1 培養

プロダクションシード菌を培地に接種し、培養したものを作業菌液とする。

作業菌液について、3.5 の試験を行う。

2.3.7.2 不活化

適當と認められた方法で作業菌液を不活化し、遠心して集菌し、適當と認められた溶液に浮遊させたものを原液とする。

原液について、3.6.3 の試験を行う。

2.4 最終バルク

2.4.1 混合生ワクチン

ジステンパーウイルス原液、犬アデノウイルス（2型）原液、犬パラインフルエンザウイルス原液及び犬パルボウイルス原液を混合し、最終バルクとする。この場合、適當と認められた安定剤を添加してもよい。

2.4.2 液状不活化ワクチン

適當と認められた溶液で濃度調整した L・カニコーラ原液、L・コペンハーゲニー原液及び L・ヘブドマディス原液を混合し、最終バルクとする。この場合、適當と認められた保存剤を添加してもよい。

2.5 小分製品

2.5.1 混合生ワクチン

最終バルクを小分容器に分注し、凍結乾燥し、小分製品とする。

小分製品について、3.7 の試験を行う。

2.5.2 液状不活化ワクチン

最終バルクを小分容器に分注し、小分製品とする。

小分製品について、3.7 の試験を行う。

3 試験法

3.1 製造用株の試験

3.1.1 マスターシードウイルスの試験

3.1.1.1 同定試験

シードロット規格の 1.4.2.1.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験

3.1.1.4.1 共通ウイルス否定試験

一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、2.1 及び 2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験

3.1.1.4.2.1 特定ウイルス否定一般試験

猫由来細胞を用いる場合には、猫白血病ウイルス及び猫肉腫ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1 及び 3.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

鶏由来細胞を用いる場合には、鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1 及び 3.1.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて 3.1.1.4.2.2 に規定する試験を実施する製剤については、本試験を実施しなくてもよい。

3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験

犬又は猫由来細胞を用いる場合には、牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、3.2.5、3.2.6 及び 3.2.9 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

鶏由来細胞を用いる場合には、鶏白血病ウイルス、細網内皮症ウイルス、牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス及び鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.1、3.2.1、3.2.2、3.2.5、3.2.6、3.2.9 及び 3.2.10 を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて 3.1.1.4.2.1 に規定する試験を実施する製剤については、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 3.2.10 の試験を実施しなくてもよい。

3.1.1.5 対象動物を用いた免疫原性試験

一般試験法の対象動物を用いた免疫原性試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.6 対象動物を用いた安全性確認試験

一般試験法の対象動物を用いた安全性確認試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.7 病原性復帰確認試験

一般試験法の病原性復帰確認試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2 ワーキングシードウイルスの試験

3.1.2.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3 プロダクションシードウイルスの試験

3.1.3.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.3.2 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.4 マスター・シード菌の試験

3.1.4.1 同定試験

シードロット規格の 1.4.2.4.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.4.2 夾雜菌否定試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.5 ワーキングシード菌の試験

3.1.5.1 夾雜菌否定試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.6 プロダクションシード菌の試験

3.1.6.1 夾雜菌否定試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2 初代細胞の試験

3.2.1 マスター・プライマリーセルシード（プロダクション・プライマリーセルシード）の試験

3.2.1.1 培養性状試験

シードロット規格の 2.2.4.2.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3 株化細胞の試験

3.3.1 マスター・セルシードの試験

3.3.1.1 培養性状試験

シードロット規格の 2.1.4.2.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.1.2 起源動物種同定試験

シードロット規格の 2.1.4.2.1.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.1.3 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.1.4 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.1.5 外来性ウイルス否定試験

3.3.1.5.1 共通ウイルス否定試験

一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.2、2.1 及び 2.2 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.1.5.2 特定ウイルス否定試験

3.3.1.5.2.1 特定ウイルス否定一般試験

猫由来細胞を用いる場合には、猫白血病ウイルス及び猫肉腫ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.2 及び 3.1.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢・粘膜病ウイルス、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎

ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.2、3.2.5、3.2.6 及び 3.2.9 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.1.6 核学的（染色体）性状試験

シードロット規格の 2.1.4.2.1.6 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.1.7 腫瘍形成性／腫瘍原性試験

シードロット規格の 2.1.4.2.1.7 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.2 ワーキングセルシードの試験

3.3.2.1 培養性状試験

シードロット規格の 2.1.4.2.2.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.2.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.2.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.3 プロダクションセルシードの試験

3.3.3.1 培養性状試験

シードロット規格の 2.1.4.2.3.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.3.2 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.3.3.3 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.4 個体別培養細胞の試験

個体別培養細胞の 1 %以上を対照培養細胞とし、これについて次の試験を行う。

3.4.1 培養観察

対照培養細胞を、ウイルスを接種することなく、ウイルスの培養と同じ条件で培養する。対照培養細胞をプールし、4 本以上の培養瓶及びカバーガラスを入れた 4 枚以上のシャーレに継代し、7 日間以上培養し、観察するとき、CPE を認めてはならない。

3.4.2 赤血球吸着試験

3.4.1 の試験最終日に培養瓶の培養液を除き、リン酸緩衝食塩液で細胞表面を 2 回洗浄し、0.1 vol % モルモット赤血球浮遊液を重層し、60 分間静置した後、赤血球吸着の有無を観察するとき、培養細胞に赤血球の吸着を認めてはならない。

3.5 培養菌液の試験

3.5.1 夾雜菌否定試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.5.2 総菌数試験

菌数計算盤を用いて菌数を計算するとき、総菌数は 1 mL 中 1×10^9 個以上でなければならない。

3.6 原液の試験

3.6.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.6.2 ウィルス含有量試験

3.6.2.1 ジステンパーウィルス含有量試験

3.6.2.1.1 試験材料

3.6.2.1.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液（付記 4）又は適當と認められた培養液で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.6.2.1.1.2 培養細胞

Vero 細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.6.2.1.2 試験方法

試料 0.1mL ずつを 4 本以上の培養細胞に接種し、37 °Cで 7 日間回転培養し、観察する。

3.6.2.1.3 判定

培養細胞に CPE を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀ を算出する。

検体のウイルス含有量は、1 mL 中 10^{4.5}TCID₅₀ 以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウイルス含有量とする。

3.6.2.2 犬アデノウイルス（2型）含有量試験

3.6.2.2.1 試験材料

3.6.2.2.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液又は適当と認められた培養液で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.6.2.2.1.2 培養細胞

豚腎培養細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.6.2.2.2 試験方法

試料 0.1mL ずつを 4 本以上の培養細胞に接種し、37 °Cで 7 日間回転培養し、観察する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験法とする。

3.6.2.2.3 判定

培養細胞に CPE を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀ を算出する。

検体のウイルス含有量は、1 mL 中 10^{6.5}TCID₅₀ 以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウイルス含有量とする。

3.6.2.3 犬パラインフルエンザウイルス含有量試験

3.6.2.3.1 試験材料

3.6.2.3.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液又は適当と認められた培養液で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.6.2.3.1.2 培養細胞

Vero 細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.6.2.3.2 試験方法

試料 0.1mL ずつを 4 本以上の培養細胞に接種し、30 °Cで 7 日間回転培養し、観察する。

3.6.2.3.3 判定

培養細胞に CPE を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀ を算出する。

検体のウイルス含有量は、1 mL 中 10^{6.5}TCID₅₀ 以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウイルス含有量とする。

3.6.2.4 犬パルボウイルス含有量試験

3.6.2.4.1 試験材料

3.6.2.4.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液又は適当と認められた培養液で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.6.2.4.1.2 培養細胞

猫腎株化細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.6.2.4.2 試験方法

試料 0.1mL ずつを 4 本以上の培養細胞に接種し、32 °Cで 24 時間静置培養した後、ウイルス増殖用培養液と交換し、更に 32 °Cで 6 日間回転培養する。培養した後、培養液を採取し、これに等量の牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液（付記 5）を加え、更にこの混合液と等量の 0.3 ~ 0.5vol %

豚赤血球浮遊液を加え、2～5℃で静置後観察する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験法によるものとする。

3.6.2.4.3 判定

培養液に赤血球凝集を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

検体のウイルス含有量は、1 mL 中 10^{6.5}TCID₅₀以上でなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、そのウイルス含有量とする。

3.6.3 不活化試験

3.6.3.1 試験材料

3.6.3.1.1 試料

検体 5 mL を 100 倍量以上のリン酸緩衝食塩液を用い、2～5℃で 1 夜透析し、不活化剤を除去したものを試料とする。

3.6.3.1.2 培地

適当と認められた培地を用いる。

3.6.3.2 試験方法

培地 20mL を入れた試験管 3 本に試料 0.5mL ずつを接種し、35～37℃で 6～8 日間培養し、各試験管から 1 白金耳を採取し、暗視野法で鏡検する。

3.6.3.3 判定

レプトスピラの増殖を認めてはならない。

3.7 小分製品の試験

3.7.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、混合ワクチンは、固有の色調を有する乾燥物でなければならない。また、液状不活化ワクチンは、固有の色調を有する液体でなければならない、異物及び異臭を認めてはならない。混合生ワクチンを液状不活化ワクチンで溶解したものは、固有の色調を有する液体でなければならない、異物及び異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

3.7.2 pH 測定試験

一般試験法の pH 測定試験法を準用して試験するとき、液状不活化ワクチンの pH は、固有の値を示さなければならない。

3.7.3 真空度試験

一般試験法の真空度試験法を準用して試験するとき、混合生ワクチンは、適合しなければならない。

3.7.4 含湿度試験

一般試験法の含湿度試験法を準用して試験するとき、混合生ワクチンは、適合しなければならない。

3.7.5 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.7.6 マイコプラズマ否定試験

一般試験法のマイコプラズマ否定試験法を準用して試験するとき、混合生ワクチンは、適合しなければならない。ただし、原液を含む中間工程でマイコプラズマ否定試験を実施する場合には、本試験の実施を省略することができる。

3.7.7 ウィルス含有量試験

3.7.7.1 ジステンパーウィルス含有量試験

3.7.7.1.1 試験材料

3.7.7.1.1.1 試料

混合生ワクチンを液状不活化ワクチンと同量の滅菌精製水で溶解する。各抗血清（付記 7 から 9

まで) を非働化したもので試験品中のジステンパーウイルス以外のウイルスを中和する。これをウイルス増殖用培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.7.7.1.1.2 培養細胞

Vero 細胞を用いる。

3.7.7.1.2 試験方法

試料 0.1mL ずつを4本(穴)以上の培養細胞に接種し、37℃で7日間チューブ法による回転培養又はプレート法による静置培養で培養し、観察する。

3.7.7.1.3 判定

培養細胞にCPEを認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

試験品のウイルス含有量は、1頭分当たりチューブ法では10^{3.5}TCID₅₀以上、プレート法では10^{2.1}TCID₅₀以上でなければならない。

3.7.7.2 犬アデノウイルス(2型)含有量試験

3.7.7.2.1 試験材料

3.7.7.2.1.1 試料

混合生ワクチンを液状不活化ワクチンと同量の滅菌精製水で溶解する。各抗血清(付記6、8及び9)を非働化したもので試験品中の犬アデノウイルス(2型)以外のウイルスを中和する。これをウイルス増殖用培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.7.7.2.1.2 培養細胞

豚腎培養細胞又は犬腎株化細胞を用いる。

3.7.7.2.2 試験方法

試料 0.1mL ずつを4本(穴)以上の培養細胞に接種し、37℃で7日間チューブ法による回転培養又はプレート法による静置培養で培養し、観察する。

3.7.7.2.3 判定

培養細胞にCPEを認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

試験品のウイルス含有量は、1頭分当たりチューブ法では10^{5.5}TCID₅₀以上、プレート法では10^{2.3}TCID₅₀以上でなければならない。

3.7.7.3 犬パラインフルエンザウイルス含有量試験

3.7.7.3.1 試験材料

3.7.7.3.1.1 試料

混合生ワクチンを液状不活化ワクチンと同量の滅菌精製水で溶解する。各抗血清(付記6、7及び9)を非働化したもので試験品中の犬パラインフルエンザウイルス以外のウイルスを中和する。これをウイルス増殖用培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.7.7.3.1.2 培養細胞

Vero 細胞を用いる。

3.7.7.3.2 試験方法

試料 0.1mL ずつを4本(穴)以上の培養細胞に接種し、30℃で7日間チューブ法による回転培養又はプレート法による静置培養し、観察する。

3.7.7.3.3 判定

培養細胞にCPEを認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

試験品のウイルス含有量は、1頭分当たりチューブ法では10^{5.5}TCID₅₀以上、プレート法では10^{3.7}TCID₅₀以上でなければならない。

3.7.7.4 犬パルボウイルス含有量試験

3.7.7.4.1 試験材料

3.7.7.4.1.1 試料

混合生ワクチンを液状不活化ワクチンと同量の滅菌精製水で溶解する。各抗血清(付記6から8

まで)を非効化したもので試験品中の犬パルボウイルス以外のウイルスを中和する。これをウイルス増殖用培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

3.7.7.4.1.2 培養細胞

猫腎株化細胞を用いる。

3.7.7.4.2 試験方法

試料0.1mLずつを4本(穴)以上の培養試験管に接種し、32℃で24時間静置培養した後、ウイルス増殖用培養液と交換し、32℃で6日間チューブ法による回転培養又はプレート法による静置培養で培養する。培養した後、培養液を採取し、これに等量の牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液を加え、更にこの混合液と等量のVAD6.0液で濃度を調整した0.3～0.5vol%豚赤血球浮遊液を加え、2～5℃で静置した後、観察する。

3.7.7.4.3 判定

培養液に赤血球凝集を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

試験品のウイルス含有量は、1頭分当たりチューブ法では10^{5.5}TCID₅₀以上、プレート法では10^{5.1}TCID₅₀以上でなければならない。

3.7.8 チメロサール定量試験

チメロサールを添加した液状不活化ワクチンについて、一般試験法のチメロサール定量試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.7.9 異常毒性否定試験

一般試験法の異常毒性否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.7.10 安全試験

3.7.10.1 試験材料

3.7.10.1.1 注射材料

試験品を注射材料とする。

3.7.10.1.2 試験動物

6か月齢未満の犬を用いる。

3.7.10.2 試験方法

試験動物3頭を試験群、2頭を対照群とする。試験群に注射材料1頭分を用法に従ってそれぞれ注射し、対照群と共に4週間観察する。

3.7.10.3 判定

観察期間中、試験群及び対照群に異常を認めてはならない。

3.7.11 力価試験

3.7.11.1 ジステンパーカ価試験

3.7.11.1.1 試験材料

3.7.11.1.1.1 試験動物

3.7.10の試験に用いた犬を用いる。

3.7.11.1.1.2 中和試験用ウイルス

適当と認められたジステンパーウィルス株を用いる。

3.7.11.1.1.3 培養細胞

適当と認められた培養細胞を用いる。

3.7.11.1.2 試験方法

3.7.10の試験最終日に試験群及び対照群から得られた血清について、中和試験を行う。各試験群の血清は、それぞれ等量をプールする。

各プール血清を非効化し、1vol%牛胎子血清加リン酸緩衝食塩液又は適当と認められた希釈液で5倍階段希釈する。各希釈血清と0.1mL中約200TCID₅₀の中和試験用ウイルス液とを等量混合し、2～5℃で1夜又は37℃で60分間処理する。この各混合液0.1mLずつを4本以上の培養細胞に接

種し、37 °Cで7日間回転培養し、観察する。

3.7.11.1.3 判定

細胞を観察し、CPEを阻止したものを陽性とし、中和抗体価をED₅₀で求める。

試験群の中和抗体価は、40倍以上でなければならない。この場合、対照群では、10倍未満でなければならない。

3.7.11.2 犬アデノウイルス（2型）感染症力価試験

3.7.11.2.1 試験材料

3.7.11.2.1.1 試験動物

3.7.10の試験に用いた犬を用いる。

3.7.11.2.1.2 中和試験用ウイルス

適当と認められた犬アデノウイルス（2型）株を用いる。

3.7.11.2.1.3 培養細胞

犬腎株化細胞を用いる。

3.7.11.2.2 試験方法

3.7.10の試験最終日に試験群及び対照群から得られた血清について、中和試験を行う。各試験群の血清は、それぞれ等量をプールする。

各プール血清を非凍化し、1 vol %牛胎子血清加リン酸緩衝食塩液又は適当と認められた希釈液で2倍階段希釈する。各希釈血清と0.1mL中約200TCID₅₀の中和試験用ウイルス液とを等量混合し、35～37 °Cで60分間処理する。この各混合液0.1mLずつを4本以上の培養細胞に接種し、37 °Cで7日間回転培養し、観察する。

3.7.11.2.3 判定

培養細胞のCPEを阻止したものを陽性とし、中和抗体価をED₅₀で求める。

試験群の中和抗体価は、50倍以上でなければならない。この場合、対照群では、10倍未満でなければならない。

3.7.11.3 犬パラインフルエンザ力価試験

3.7.11.3.1 試験材料

3.7.11.3.1.1 試験動物

3.7.10の試験に用いた犬を用いる。

3.7.11.3.1.2 中和試験用ウイルス

適当と認められた犬パラインフルエンザウイルス株を用いる。

3.7.11.3.1.3 培養細胞

Vero細胞又は適当と認められた培養細胞を用いる。

3.7.11.3.2 試験方法

3.7.10の試験最終日に試験群及び対照群から得られた血清について、中和試験を行う。各試験群の血清は、それぞれ等量をプールする。

各プール血清を非凍化し、1 vol %牛胎子血清加リン酸緩衝食塩液又は適当と認められた希釈液で2倍階段希釈する。各希釈血清と0.1mL中約200TCID₅₀の中和試験用ウイルス液とを等量混合し、適当な温度で60分間処理する。この各混合液0.1mLずつを4本以上の培養細胞に接種し、37 °Cで7日間回転培養し、観察する。

3.7.11.3.3 判定

培養細胞のCPEを阻止したものを陽性とし、中和抗体価をED₅₀で求める。

試験群の中和抗体価は、10倍以上でなければならない。この場合、対照群では、10倍未満でなければならない。

3.7.11.4 犬パルボウイルス感染症力価試験

3.7.11.4.1 試験材料

3.7.11.4.1.1 試験動物

3.7.10 の試験に用いた犬を用いる。

3.7.11.4.1.2 中和試験用ウイルス

犬パルボウイルス CP-49 株又は適当と認められた犬パルボウイルス株を用いる。

3.7.11.4.1.3 培養細胞

猫腎株化細胞を用いる。

3.7.11.4.2 試験方法

3.7.10 の試験最終日に試験群及び対照群から得られた血清について、中和試験を行う。各試験群の血清は、それぞれ等量をプールする。

各プール血清を非衡化し、1 vol %牛胎子血清加リン酸緩衝食塩液又は適当と認められた希釈液で2倍階段希釈する。各希釈血清と0.1mL 約200TCID₅₀の中和試験用ウイルス液とを等量混合し、35～37℃で60分間処理する。この各混合液0.1mLずつを4本以上の培養細胞に接種し、37℃で24時間静置培養した後、ウイルス増殖用培養液で液交換し、更に37℃で6日間回転培養する。培養最終日に、培養液を採取し、これに等量の牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液を加え、さらに、この混合液と等量のVAD6.0液(付記10)で濃度を調整した0.3～0.5vol %豚赤血球浮遊液を添加し、2～5℃で静置した後、赤血球凝集の有無を観察する。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その試験法によるものとする。

3.7.11.4.3 判定

赤血球凝集を阻止したものを陽性とし、中和抗体価をED₅₀で求める。

試験群の中和抗体価は、200倍以上でなければならない。この場合、対照群では、4倍未満でなければならない。

3.7.11.5 犬レプトスピラ病力価試験

3.7.11.5.1 試験材料

3.7.11.5.1.1 注射材料

混合生ワクチンを液状不活化ワクチンで溶解した試験品を注射材料とする。

3.7.11.5.1.2 試験動物

体重約300gのモルモット又は体重60～100gのハムスターを用いる。

3.7.11.5.1.3 凝集反応用菌液

L・カニコーラ、L・コペンハーゲニー及びL・ヘブドマディスの生菌浮遊液を用いる。

3.7.11.5.2 試験方法

注射材料1mLずつを10匹の試験動物に7日間隔で2回皮下注射する。2回目注射後14日目に得られた各個体の血清について、凝集反応用菌液を用いて、溶菌凝集反応を行う。

3.7.11.5.3 判定

L・カニコーラ及びL・コペンハーゲニーの菌液に対しては80%以上が8倍以上の凝集価を、L・ヘブドマディスに対しては10倍以上の凝集価を示さなければならない。

4 貯法及び有効期間

有効期間は、製造後2年3か月間とする。ただし、農林水産大臣が特に認めた場合には、その期間とする。

付記1 抗L・カニコーラ血清

L・カニコーラの不活化菌液で免疫した兎又はモルモットの血清であって、凝集抗体価40倍以上のもの。

付記2 抗L・コペンハーゲニー血清

L・コペンハーゲニーの不活化菌液で免疫した兎又はモルモットの血清であって、凝集抗体

価40倍以上のもの。

付記3 抗L・ヘブドマディス血清

L・ヘブドマディスの不活性化菌液で免疫した兎又はモルモットの血清であつて、凝集抗体価40倍以上のもの。

付記4 ウイルス増殖用培養液

1,000mL 中

トリプトース・ホスフェイト・プロス

2.95 g

牛胎子血清

20 mL

イーグル MEM

残 量

炭酸水素ナトリウムでpHを7.0～7.4に調整する。

必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

付記5 牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液

1,000mL 中

塩化ナトリウム

7.01 g

ホウ酸

3.09 g

水酸化ナトリウム

0.96 g

水

残 量

牛血清アルブミンを0.2w/v%となるように加えた後、水酸化ナトリウム液でpHを9.0に調整する。

付記6 抗ジステンパーウイルス血清

ジステンパーウイルスで免疫した兎、モルモット又はフェレットの血清であつて、試験品のウイルスを完全に中和する力値を有するもの。

付記7 抗犬アデノウイルス(2型) 血清

犬アデノウイルス(2型)で免疫した兎又はモルモットの血清であつて、試験品のウイルスを完全に中和する力値を有するもの。

付記8 抗犬パラインフルエンザウイルス血清

犬パラインフルエンザウイルスで免疫した兎又はモルモットの血清であつて、試験品のウイルスを完全に中和する力値を有するもの。

付記9 抗犬パルボウイルス血清

犬パルボウイルスで免疫した兎又はモルモットの血清であつて、試験品のウイルスを完全に中和する力値を有するもの。

付記10 VAD6.0 液

1,000mL 中

塩化ナトリウム

8.77 g

無水リン酸水素二ナトリウム

5.68 g

リン酸二水素ナトリウム二水和物

40.56 g

水

残 量

ホウ酸緩衝食塩液と等量混合して pH を 6.0 に調整する。

(別紙2)

○農林水産省告示第二千五号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年八月十日

農林水産大臣 郡司 彰

〔〔次のよつては、省略してその關係書類を農林水産省通報・金周通水産安全管理課及び都道府県庁に備え置かず縦覽に供する。〕〕

ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部の豚インフルエンザ（アジュバント加）不活化ワクチンの項の次に次のように加える。

豚インフルエンザ不活化ワクチン（油性アジュバント加 溶解用液）

豚インフルエンザウイルスを培養細胞で増殖させて得たウイルス液を不活化した後凍結乾燥したもの（以下この項において「乾燥ワクチン」という。）で、使用時に油性アジュバントを含む溶解用液で溶解するワクチンである。

1 小分製品の試験

1.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法により試験を行い、これに適合しなければならない。

1.2 不活化試験

1.2.1 試験材料

1.2.1.1 注射材料

乾燥ワクチンを溶解用液と同量のリン酸緩衝食塩液で溶解したものを注射材料とする。

1.2.1.2 発育鶏卵

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 の 10 ~ 12 日齢のものを用いる。

1.2.2 試験方法

注射材料 0.2mL ずつを 4 個以上の発育鶏卵の尿膜腔内に注射し、36 ~ 37 °C で培養し、3 日間隔で尿膜腔液を 2 代まで継代する。2 代目の尿膜腔液に 0.5vol % の鶏の赤血球浮遊液を等量加え、室温で 60 分間静置し、赤血球凝集の有無を観察する。

ただし、赤血球凝集を示す尿膜腔液があった場合には、その尿膜腔液を等量混合して 3 代まで継代し、3 代目の尿膜腔液について同様の試験を繰り返した後、判定する。

1.2.3 判定

赤血球凝集を認めない場合、活性ウイルス陰性と判定する。

試験品に活性ウイルスを認めてはならない。

1.3 毒性限度確認試験

一般試験法の毒性限度確認試験法 1 により試験を行い、これに適合しなければならない。

1.4 力値試験

1.4.1 試験材料

1.4.1.1 注射材料

試験品をリン酸緩衝食塩液で 10 倍に希釈したものを注射材料とする。

1.4.1.2 試験動物

4 週齢のマウスを用いる。

1.4.1.3 赤血球凝集抗原

試験品に含まれるそれぞれのウイルス株と同一亜型のウイルスで調製した赤血球凝集抗原（付記）を用いる。

1.4.2 試験方法

注射材料 0.5mL ずつを試験動物 20 匹の腹腔内に注射した後、4 群に分け、14 日目に得られた血清を各群ごとにプールして、赤血球凝集抑制試験を行う。

被検血清を RDE 及び鶏赤血球処理又は適当と認められた方法で処理する。これをリン酸緩衝食塩液で 2 倍階段希釈し、各希釈液 0.2mL に 0.2mL 中 8 単位の赤血球凝集抗原を等量加え、室温で 60 分間処理する。これに 0.5vol % の鶏の赤血球浮遊液を 0.4mL ずつ加え、室温に 60 分間静置し、赤

血球凝集の有無を観察する。

1.4.3 判定

赤血球凝集を抑制した血清の最高希釈倍数を赤血球凝集抑制抗体価とする。

各群のプール血清の赤血球凝集抑制抗体価は、H1N1 亜型及び H3N2 亜型で8倍以上でなければならない。

付記 赤血球凝集抗原

豚インフルエンザウイルス A型 A/swine/Iowa/08/00 (H1N1) 株及び A/swine/Iowa/06/00 (H3N2) 株又はこれらと同等と認められたウイルス株を用いて、それぞれ調製したもの。

ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部のマイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（アジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチンの項の次に次のように加える。

マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマー・アジュバント・油性アジュバント加） 不活化ワクチン

マイコプラズマ・ハイオニューモニエの培養菌液又はこれを濃縮したものを不活化し、カルボキシビニルポリマー・アジュバント及び油性アジュバントを添加したワクチンである。

1 小分製品の試験

1.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

1.2 毒性限度確認試験

一般試験法の毒性限度確認試験法 1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、注射量は 0.2mL とし、体重測定は 4 日目に行うものとする。

1.3 力価試験

1.3.1 試験材料

1.3.1.1 注射材料

試験品及び参照ワクチン（付記 1）を注射材料とする。

1.3.1.2 試験動物

6～7 週齢の ICR 系雌マウスを用いる。

1.3.1.3 酵素抗体反応（以下この項において「ELISA」という。）用抗原

固相化抗原（付記 2）を用いる。

1.3.2 試験方法

試験動物の 40 匹を試験群、5 匹を対照群とする。

試験群を 1 群 20 匹の 2 群に分け、1 群（以下この項において「試験品群」という。）には試験品を、他の 1 群（以下この項において「参照ワクチン群」という。）には参照ワクチンをそれぞれ 0.2mL ずつ皮下に注射する。注射後 2 週間目に、試験品群、参照ワクチン群及び対照群から得られた各個体の血清について、ELISA を行う。

試験品群、参照ワクチン群及び対照群の血清を希釀液（付記 3）で 100 倍に希釀したものを抗原吸着プレート（付記 4）の 2 穴ずつに $100 \mu L$ ずつ加え、希釀液のみの穴をブランクとする。また、参照陽性血清（付記 5）を希釀液で 100 倍に希釀したものを抗原吸着プレートの 4 穴に $100 \mu L$ ずつ加える。37 °C で 30 分間反応させた後、洗浄液（付記 6）で 4 回洗浄する。次に、各穴に標識抗体（付記 7）を $100 \mu L$ ずつ加え、37 °C で 30 分間反応させた後、洗浄液で 4 回洗浄する。基質液（付記 8）を各穴に $100 \mu L$ ずつ加え、37 °C で 20 分間遮光して反応させた後、1 w/v % ドデシル硫酸ナトリウム溶液を各穴に $100 \mu L$ ずつ加えて反応を停止させ、波長 405nm で各穴の吸光度を測定する。

1.3.3 判定

各被検血清の吸光度からブランクの平均吸光度を引いた値を各被検血清の吸光度値として平均吸光度値を算出する。

試験品群の血清の平均吸光度値は、参照ワクチン群の血清の平均吸光度値と同値以上を示さなければならない。ただし、試験品群の血清の平均吸光度値が参照ワクチン群の血清の平均吸光度値を下回った場合であっても、両者に有意差がない場合は、適合とする（片側 t 検定、 $P \geq 0.05$ ）。

また、対照群の血清の平均吸光度値は 0.1 未満でなければならず、参照陽性血清の平均吸光度値

は 0.5 ~ 1.0 でなければならない。

付記 1 参照ワクチン

マイコプラズマ・ハイオニューモニエ製造用株又はこれと同等の免疫原性を有する株の培養菌液又はこれを濃縮したものを不活化し、カルボキシビニルポリマー・アジュバント及び油性アジュバントを添加したワクチンであり、豚における攻撃試験において有効性が確認されたものであって、動物医薬品検査所が適当と認めたもの。

付記 2 固相化抗原

マイコプラズマ・ハイオニューモニエ製造用株又はこれと同等の免疫原性を有する株の培養菌液を遠心集菌し、TNE 液(付記 9)で菌体を洗浄する。洗浄菌体をたん白質濃度が $200 \mu \text{g/mL}$ となるように濃度を調整したもの。凍結して -20°C 以下又は凍結乾燥して 10°C 以下で保存する。

付記 3 希釈液

1,000mL 中	
トリス緩衝食塩液 (付記 10)	100 mL
牛血清アルブミン	1.0 g
ポリソルベート 20	0.5 mL
豚血清 (付記 11)	20 mL
水	残 量

用時調製する。

付記 4 抗原吸着プレート

固相化抗原を炭酸緩衝液(付記 12)でたん白量が $10 \mu \text{g/mL}$ となるように濃度を調整したものをお 96 穴マイクロプレートの各穴に $100 \mu \text{L}$ ずつ加え、 37°C で 1 時間反応させた後、 $2 \sim 7^{\circ}\text{C}$ で 18 時間反応させ、洗浄液で 4 回洗浄したもの。

付記 5 参照陽性血清

製造用株又はこれと同等の免疫原性を有する株の培養菌液又はこれを濃縮したものを不活化し、カルボキシビニルポリマー・アジュバント及び油性アジュバントを添加したワクチンで免疫したマウスの血清であって、希釈液で 100 倍に希釈して ELISA を行うとき、平均吸光度値が 0.5 ~ 1.0 となるように濃度を調整したもの。凍結して -20°C 以下又は凍結乾燥して 10°C 以下で保存する。

付記 6 洗浄液

1,000mL 中	
塩化ナトリウム	8.5 g
無水リン酸二水素ナトリウム	0.253 g
無水リン酸水素二ナトリウム	1.19 g
ポリソルベート 20	3.0 mL
水	残 量

pH を 7.1 ~ 7.3 に調整する。

付記 7 標識抗体

ペルオキシダーゼ標識抗マウス IgG 抗体を希釈液で至適濃度に希釈したもの。

付記 8 基質液

A 液 : 0.6g の 2.2' - アジノージ (3-エチルベンゾチアゾリンスルホネート) を 1,000mL の
0.3g/L グリシン加クエン酸緩衝液で溶解したもの。

B 液 : 0.02w/v % 過酸化水素溶液

A 液と B 液を使用時に等量混合する。

付記 9 TNE 液

1,000mL 中

トリスヒドロキシメチルアミノメタン	3.94 g
エデト酸ナトリウム	3.72 g
塩化ナトリウム	14.6 g
水	残 量

付記 10 トリス緩衝食塩液

1,000mL 中

トリスヒドロキシメチルアミノメタン	60.55 g
塩化ナトリウム	87.66 g
無水エデト酸ナトリウム	3.72 g
水	残 量

pH を 7.3 ~ 7.5 に調整する。

付記 11 豚血清

マイコプラズマ・ハイオニューモニエ補体結合反応の抗体価が 64 倍以下の豚血清。

付記 12 炭酸緩衝液

1,000mL 中

炭酸ナトリウム	1.59 g
炭酸水素ナトリウム	2.93 g
水	残 量

pH を 9.6 ~ 9.8 に調整する。

ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部の豚インフルエンザ・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチンの項の次に次のように加える。

豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマー・アジュバント加）不活化ワクチン

組換え DNA 技術を応用して製造された豚サーコウイルス 2 型オープソリーディングフレーム 2 (以下この項において「PCV2ORF2」という。) 遺伝子を挿入したバキュロウイルスを培養細胞で増殖させて得たウイルス液を不活化し、カルボキシビニルポリマーアジュバントを添加したワクチン(以下この項において「PCV2 ワクチン」という。) とマイコプラズマ・ハイオニューモニエの培養菌液を不活化し、カルボキシビニルポリマーアジュバントを添加したワクチン(以下この項において「Mhp ワクチン」という。) を組み合わせたワクチンである。

1 小分製品の試験

1.1 無菌試験

PCV2 ワクチンと Mhp ワクチンそれぞれを試験品として一般試験法の無菌試験法により試験を行い、これに適合しなければならない。

1.2 安全試験

1.2.1 試験材料

1.2.1.1 注射材料

PCV2 ワクチンと Mhp ワクチンそれぞれを注射材料とする。

1.2.1.2 試験動物

3 ~ 5 週齢の豚を用いる。

1.2.2 試験方法

注射材料 2 頭分ずつを 2 頭の試験動物の左右の頸部筋肉内にそれぞれ注射し、21 日間観察する。

1.2.3 判定

観察期間中、試験動物に臨床的な異常を認めてはならない。

1.3 力価試験

1.3.1 豚サーコウイルス 2 型感染症力価試験

1.3.1.1 試験材料

PCV2 ワクチン、参照ワクチン(付記 1)、陰性対照(付記 2)、陽性対照(付記 3)、抗 PCV2ORF2 豚 IgG(付記 4)、抗 PCV2ORF2 モノクローナル抗体(付記 5) 及び酵素標識抗体(付記 6) を用いる。

1.3.1.2 試験方法

1.3.1.2.1 酵素抗体反応(以下この項において「ELISA」という。) 用固相化プレートの作製

抗 PCV2ORF2 豚 IgG を吸着用緩衝液(付記 7) で 5,000 ~ 6,000 倍に希釈したものを 100 μ L ずつ 96 穴 ELISA プレートに分注し、35 ~ 39 °C で 1 夜静置する。洗浄・希釈液(付記 8) で 3 回洗浄し、ブロッキング液(付記 9) を 250 μ L ずつ加え、35 ~ 39 °C で 60 分間反応させる。この固相化プレートを洗浄・希釈液で 3 回洗浄し、固相化プレートとする。

1.3.1.2.2 試料等の調整

PCV2 ワクチン、参照ワクチン、陰性対照及び陽性対照を洗浄・希釈液でそれぞれ 30 倍から 2 倍階段希釈した各段階の希釈液を試料とする。

1.3.1.2.3 反応

各試料 $100 \mu L$ ずつを固相化プレートの 3 穴に加え、 $35 \sim 39^\circ C$ で 60 分間反応させる。反応後、各穴を洗浄・希釀液で 3 回洗浄する。洗浄・希釀液で 300 倍に希釀した抗 PCV2ORF2 モノクローナル抗体を各穴に $100 \mu L$ ずつ分注し、 $35 \sim 39^\circ C$ で 60 分間反応させる。反応後、各穴を洗浄・希釀液で 3 回洗浄する。1 vol % ウサギ血清加希釀用緩衝液（付記 10）で 5,000 ~ 20,000 倍に希釀した酵素標識抗体を各穴に $100 \mu L$ ずつ分注し、 $35 \sim 39^\circ C$ で 45 分間反応させる。反応後、洗浄・希釀液で 3 回洗浄する。基質液（付記 11）を $100 \mu L$ ずつ各穴に分注し、室温で 15 分間反応させる。その後、1 mol/L 塩酸溶液を $100 \mu L$ ずつ各穴に分注し、反応を停止させる。

1.3.1.2.4 吸光度測定

波長 $450nm$ で吸光度を測定する。

1.3.1.3 判定

参照ワクチンの力価を 1.0 として、PCV2 ワクチンの相対力価を統計学的計算方法（付記 12）により算出するとき、PCV2 ワクチンの相対力価は、1.0 ~ 3.75 でなければならない。この際、陽性対照の 480 倍希釀液の平均吸光度は 0.998 ~ 2.500 でなければならず、陰性対照の 30 倍希釀液の平均吸光度は 0.124 以下でなければならない。

1.3.2 マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症力価試験

1.3.2.1 試験材料

1.3.2.1.1 注射材料

Mhp ワクチンをワクチン希釀液（付記 13）で 90 倍に希釀した後、更に生理食塩液で 2 倍に希釀したものを注射材料とする。

1.3.2.1.2 試験動物

6 ~ 7 週齢の SPF の ddY 系雌マウスを用いる。

1.3.2.1.3 ELISA 用抗原

固相化抗原（付記 14）を用いる。

1.3.2.2 試験方法

試験動物の 20 匹を試験群、10 匹を対照群とする。

注射材料 $0.1mL$ ずつを試験群の腹部皮下に注射する。注射後 3 週間目に、試験群及び対照群から得られた各個体の血清について、ELISA を行う。

試験群及び対照群の血清並びに参考陽性血清（付記 15）をブロッキング液（付記 16）で 10 倍に希釀したものを、更に同液で 2 倍階段希釀する。これらの血清希釀液を抗原吸着プレート（付記 17）の穴に $100 \mu L$ ずつ加え、ブロッキング液のみの穴を血清対照とする。 $37^\circ C$ で 1 時間反応させた後、洗浄液（付記 18）で 3 回洗浄する。次に、ブロッキング液で至適濃度に希釀した酵素標識抗体を各穴に $100 \mu L$ ずつ加え、 $37^\circ C$ で 1 時間反応させた後、洗浄液で 3 回洗浄する。その後、基質液を各穴に $100 \mu L$ ずつ加えて 10 分間反応させた後、各穴に 1 mol/L 塩酸を $100 \mu L$ ずつ加えて反応を停止させ、波長 $450nm$ で吸光度を測定する。

1.3.2.3 判定

血清対照の各穴の吸光度値の平均値に 0.5 を加えた値以上の吸光度値を示した血清の最高希釀倍数を抗体価とする。

試験群では、70 % 以上が抗体価 320 倍以上でなければならない。この場合、対照群では、全て抗体価 20 倍以下でなければならない。また、参考陽性血清は、抗体価 320 ~ 640 倍でなければならない。

付記 1 参照ワクチン

PCV2 ワクチンであって、動物医薬品検査所が適当と認めたもの。

付記2 險性対照

Spodoptera frugiperda 細胞培養液に PCV2 ワクチンのアジュバントを 20vol % 含むもの。

付記3 陽性対照

PCV2 ワクチンの製造方法で製造されたもので、PCV2ORF2 抗原液を 80vol % 及びアジュバントを 20vol % 含むもの。

付記4 抗 PCV2ORF2 豚 IgG

PCV2 ワクチンで免疫した CDCC (帝王切開由来初乳未摂取) 豚血清から精製した抗 PCV2ORF2 豚 IgG であって、間接蛍光抗体価が 1,500 倍以上のもの。

付記5 抗 PCV2ORF2 モノクローナル抗体

PCV2ORF2 に特異的なモノクローナル抗体を産生するハイブリドーマ細胞 6C4-2-4A3-5D10 の培養上清

付記6 酵素標識抗体

ペルオキシダーゼ標識した抗マウス IgG (H+L) 山羊血清

付記7 吸着用緩衝液

1,000mL 中

炭酸水素ナトリウム	2.93 g
炭酸ナトリウム	1.59 g
水	残量
pH を 9.5 ~ 9.7 に調整する。	

付記8 洗浄・希釈液

1,000mL 中

塩化ナトリウム	8.0 g
塩化カリウム	0.2 g
リン酸水素二ナトリウム、無水	1.15 g
リン酸二水素カリウム	0.2 g
ポリソルベート 20	0.5 mL
水	残量

pH を 7.2 ~ 7.4 に調整する。

付記9 ブロッキング液

洗浄・希釈液に脱脂粉乳を 5.0w/v % になるように加えたもの。

付記10 1 vol % ウサギ血清加希釈用緩衝液

洗浄・希釈液にウサギ正常血清を 1 vol % になるように加えたもの。

付記11 基質液

A 液：テトラメチルベンゼンジン 0.4g を 26v/v % N-N-ジメチルホルムアミド 1,000mL で溶解したもの。

B 液：クエン酸緩衝液に 0.02vol % 過酸化水素水を含む液

使用時に A 液と B 液を等量混合して用いる。

付記 12 統計学的計算方法

動物医薬品検査所が適当と認めたもの。

付記 13 ワクチン希釀液

0.5w/v %カルボキシビニルポリマー液（付記 19）を生理食塩液で 5 倍に希釀したもの。

付記 14 固相化抗原

マイコプラズマ・ハイオニューモニエ製造用株又はこれと同等の免疫原性を有する株の培養菌液を遠心集菌し、菌体を洗浄した後、超音波処理をしてたん白質濃度が約 $173 \mu \text{g/mL}$ となるように調製した抗原。

付記 15 参照陽性血清

マイコプラズマ・ハイオニューモニエ製造用株又はこれと同等の免疫原性を有する株の培養菌液を不活化し、カルボキシビニルポリマーアジュバントを添加したワクチンで免疫したマウスの血清であって、1.3.2 の試験により抗体価が 320 ~ 640 倍となるように濃度を調整したもの。凍結して -50 °C 以下で保存する。

付記 16 ブロッキング液

1,000mL 中

スキムミルク

50 g

洗浄液

残 量

必要に応じ、200nm 以下のフィルターでろ過滅菌する。

付記 17 抗原吸着プレート

マイコプラズマ固相化抗原をトリス緩衝食塩液（付記 20）で 25 倍に希釀し、96 穴 ELISA プレートの各穴に $100 \mu \text{L}$ ずつ加え、37 °C で 1 時間反応させた後、洗浄液で 3 回洗浄する。その後、ブロッキング液を各穴に $100 \mu \text{L}$ ずつ加え、37 °C で 1 時間反応させた後、洗浄液で 3 回洗浄したもの。

付記 18 洗浄液

1,000mL 中

ポリソルベート 20

0.5 mL

トリス緩衝食塩液

残 量

pH を 7.2 ~ 7.4 に調整する。

付記 19 0.5w/v %カルボキシビニルポリマー液

1,000mL 中

カルボキシビニルポリマー

5 g

水

残 量

pH を 7.2 ~ 7.5 に調整して、121 °C で 30 分間高压滅菌する。

付記 20 トリス緩衝食塩液

1,000mL 中

トリスヒドロキシメチルアミノメタン 2.42 g
塩化ナトリウム 8.77 g
水 残量
pH を 7.2 ~ 7.4 に調整する。

ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部の鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（油性アジュバント加）不活化ワクチンの項の次に次のように加える。

鶏サルモネラ症（サルモネラ・インファンティス・サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（油性アジュバント加）不活化ワクチン

サルモネラ・インファンティス（以下この項において「SI」という。）、サルモネラ・エンテリティディス（以下この項において「SE」という。）及びサルモネラ・ティフィムリウム（以下この項において「ST」という。）のそれぞれの培養菌液を不活化し、濃縮したものを混合し、油性アジュバントを添加したワクチンである。

1 小分製品の試験

1.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法により試験を行い、これに適合しなければならない。

1.2 安全試験

1.2.1 試験材料

1.2.1.1 注射材料

試験品を注射材料とする。

1.2.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 由来の 5～7 週齢の鶏を用いる。

1.2.2 試験方法

試験動物の 10 羽を試験群、3 羽を対照群とする。

注射材料 1 羽分ずつを試験群の頸背部中央皮下に注射する。対照群と共に 4 週間観察を行い、観察終了時に注射部位を剖検する。

1.2.3 判定

観察期間中、試験群及び対照群に臨床的な異常を認めてはならない。また、剖検したとき、注射局所に著しい異常を認めてはならない。

1.3 力価試験

1.3.1 鶏サルモネラ症（SI）力価試験

1.3.1.1 試験材料

1.3.1.1.1 試験動物

1.2 の試験に使用した試験動物を用いる。

1.3.1.1.2 凝集反応用抗原

SI 凝集反応用抗原（付記 1）を用いる。

1.3.1.2 試験方法

1.2 の試験最終日に試験群及び対照群から得られた各個体の血清について、56 ℃で 30 分間非効化した後、マイクロタイマー法で凝集反応を行う。

試験群の血清、SI 参照陽性血清（付記 2）、SE 参照陽性血清（付記 3）及び ST 参照陽性血清（付記 4）を 25w/v % カオリン加リン酸緩衝食塩液（付記 5）と等量混合し、37 ℃で 1 時間反応させた後、9,500G で 5 分間遠心して採取した上清、未処理の対照群の血清及び未処理の参考陰性血清（付記 6）を試料とする。各々の試料を生理食塩液で 5 倍に希釈した後、更に生理食塩水で 2 倍階段希釈し、各希釈血清に SI 凝集反応用抗原を等量加え、振とう混合後、37 ℃で 2 時間感作する。感作終了後、4 ℃で 1 夜静置した後、凝集像を観察する。

1.3.1.3 判定

完全凝集の認められた血清の最高希釈倍数を抗体価とする。

試験群の血清の抗体価の幾何平均値は、100倍以上でなければならない。この場合、対照群の抗体価は、いずれも5倍未満でなければならない。また、SI参考陽性血清の抗体価は640～1,280倍、SE参考陽性血清及びST参考陽性血清の抗体価はいずれも10倍以下で、参考陰性血清の抗体価は5倍未満でなければならない。

1.3.2 鶏サルモネラ症(SE) 力価試験

1.3.2.1 試験材料

1.3.2.1.1 試験動物

1.2の試験に使用した試験動物を用いる。

1.3.2.1.2 凝集反応用抗原

「ひな白痢急速診断用菌液」を用いる。

1.3.2.2 試験方法

1.2の試験最終日に試験群及び対照群から得られた各個体の血清について、56℃で30分間非働化した後、マイクロタイマー法で凝集反応を行う。

試験群の血清、対照群の血清、SI参考陽性血清、SE参考陽性血清、ST参考陽性血清及び参考陰性血清を生理食塩液で5倍に希釈した後、更に生理食塩水で2倍階段希釈し、各希釈血清に100倍に希釈した「ひな白痢急速診断用菌液」を等量加え、振とう混合後、37℃で2時間感作する。感作終了後、4℃で1夜静置した後、凝集像を観察する。

1.3.2.3 判定

完全凝集の認められた血清の最高希釈倍数を抗体価とする。

試験群の血清の抗体価の幾何平均値は、100倍以上でなければならない。この場合、対照群の抗体価は、いずれも5倍未満でなければならない。また、SE参考陽性血清の抗体価は640～1,280倍、ST参考陽性血清の抗体価は160倍以下で、SI参考陽性血清及び参考陰性血清の抗体価はいずれも5倍未満でなければならない。

1.3.3 鶏サルモネラ症(ST) 力価試験

1.3.3.1 試験材料

1.3.3.1.1 試験動物

1.2の試験に使用した試験動物を用いる。

1.3.3.1.2 凝集反応用抗原

ST凝集反応用抗原(付記7)を用いる。

1.3.3.2 試験方法

1.2の試験最終日に試験群及び対照群から得られた各個体の非働化された血清について、1.3.1.2と同様の方法で凝集反応を行う。ただし、凝集反応用抗原にはST凝集反応用抗原を用いる。

1.3.3.3 判定

完全凝集の認められた血清の最高希釈倍数を抗体価とする。

試験群の血清の抗体価の幾何平均値は、100倍以上でなければならない。この場合、対照群の抗体価は、いずれも5倍未満でなければならない。また、ST参考陽性血清の抗体価は640～1,280倍、SE参考陽性血清の抗体価は160倍以下、SI参考陽性血清の抗体価は10倍未満で、参考陰性血清の抗体価は5倍未満でなければならない。

付記1 SI凝集反応用抗原

SI KUVZ-0005株又はこれと同等の抗原性を有する株のホルマリン不活化菌液を100℃で15分間加熱処理し、0.2vol%ホルマリン加リソ酸緩衝食塩液に浮遊させたもので、波長650nmの吸光度値が0.15程度になるように生理食塩液で希釈して1.3.1.2の凝集反応試験を行うとき、

SI、SE 及び ST 参照陽性血清並びに参照陰性血清の凝集抗体価が所定の値を示すことを確認したもの。

付記 2 SI 参照陽性血清

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 由来の鶏を SI KUVZ-0005 株又はこれと同等の抗原性を有する株で免疫して得た血清を非働化したものであって、1.3.1.2 の試験により凝集反応試験を行うとき抗体価は 640 ~ 1,280 倍を示し、1.3.2.2 の試験により凝集反応試験を行うとき抗体価は 5 倍未満を示し、1.3.3.2 の試験により凝集反応試験を行うとき抗体価は 10 倍未満を示す。凍結して -20 °C 以下又は凍結乾燥して 10 °C 以下で保存する。

付記 3 SE 参照陽性血清

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 由来の鶏を SE KUVZ-0792 株又はこれと同等の抗原性を有する株で免疫して得た血清を非働化したものであって、1.3.1.2 の試験により凝集反応試験を行うとき抗体価は 10 倍以下を示し、1.3.2.2 の試験により凝集反応試験を行うとき抗体価は 640 ~ 1,280 倍を示し、1.3.3.2 の試験により凝集反応試験を行うとき抗体価は 160 倍以下を示す。凍結して -20 °C 以下又は凍結乾燥して 10 °C 以下で保存する。

付記 4 ST 参照陽性血清

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 由来の鶏を ST KUVZ-0301 株又はこれと同等の抗原性を有する株で免疫して得た血清を非働化したものであって、1.3.1.2 の試験により凝集反応試験を行うとき抗体価は 10 倍以下を示し、1.3.2.2 の試験により凝集反応試験を行うとき抗体価は 160 倍以下を示し、1.3.3.2 の試験により凝集反応試験を行うとき抗体価は 640 ~ 1,280 倍を示す。凍結して -20 °C 以下又は凍結乾燥して 10 °C 以下で保存する。

付記 5 25w/v % カオリン加リン酸緩衝食塩液

1,000mL 中	
カオリン	250.0 g
リン酸緩衝食塩液	残 量

付記 6 参照陰性血清

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 由来の鶏の血清を非働化したものであって、1.3.1.2、1.3.2.2 及び 1.3.3.2 の試験により凝集反応試験を行うとき、抗体価がいずれも 5 倍未満を示すもの。凍結して -20 °C 以下又は凍結乾燥して 10 °C 以下で保存する。

付記 7 ST 凝集反応用抗原

ST KUVZ-0301 株又はこれと同等の抗原性を有する株のホルマリン不活化菌液を 100 °C で 15 分間加熱処理し、0.2vol % ホルマリン加リン酸緩衝食塩液に浮遊させたもので、波長 650nm の吸光度値が 0.15 程度になるように生理食塩液で希釈して 1.3.3.2 の凝集反応試験を行うとき、SI 参照陽性血清、SE 参照陽性血清及び ST 参照陽性血清並びに参照陰性血清の凝集抗体価が所定の値を示すことを確認したもの。

ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部のマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチンの項を次のように改める。

マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン

弱毒マイコプラズマ・ガリセプチカムの培養菌液を凍結乾燥したワクチン（以下「マイコプラズマ・ガリセプチカム乾燥ワクチン」という。）と、弱毒マイコプラズマ・シノビエの培養菌液を凍結乾燥したワクチン（以下「マイコプラズマ・シノビエ乾燥ワクチン」という。）とを組み合わせたワクチンである。

1 小分製品の試験

1.1 夾雜菌否定試験

一般試験法の無菌試験法により試験を行い、これに適合しなければならない。

1.2 生菌数試験

1.2.1 マイコプラズマ・ガリセプチカム

1.2.1.1 試験材料

1.2.1.1.1 試料

試験品のマイコプラズマ・ガリセプチカム乾燥ワクチン 1,000 羽分を 30mL の希釀用培地 1（付記 1）で溶解し、10 倍階段希釀したものと試料とする。

1.2.1.1.2 培地

希釀用培地 1 と寒天培地 1（付記 2）を用いる。

1.2.1.2 試験方法

試料の 25 μ L を 2 枚の寒天培地 1 に接種し、37 °C、5 vol % 炭酸ガス下で 14 日間培養する。

1.2.1.3 判定

形成された集落数から生菌数を算出する。試験品の生菌数は、1 羽分当たり $10^{6.9}$ 個以上でなければならない。

1.2.2 マイコプラズマ・シノビエ

1.2.2.1 試験材料

1.2.2.1.1 試料

試験品のマイコプラズマ・シノビエ乾燥ワクチン 1,000 羽分を 30mL の希釀用培地 2（付記 3）で溶解し、10 倍階段希釀したものと試料とする。

1.2.2.1.2 培地

希釀用培地 2 と寒天培地 2（付記 4）を用いる。

1.2.2.2 試験方法

試料の 25 μ L を 2 枚の寒天培地 2 に接種し、37 °C、5 vol % 炭酸ガス下で 14 日間培養する。

1.2.2.3 判定

形成された集落数から生菌数を算出する。試験品の生菌数は、1 羽分当たり $10^{6.6}$ 個以上でなければならない。

1.3 安全試験

1.3.1 試験材料

1.3.1.1 接種材料

試験品をリン酸緩衝食塩液で 0.1mL 当たり 10 羽分となるように調整したものと接種材料とする。

1.3.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 由来の 2 ~ 3 週齢の鶏を用いる。

1.3.2 試験方法

試験動物の 10 羽を試験群、5 羽を対照群とする。

接種材料 0.1mL を試験群に点眼接種し、対照群とともに 3 週間観察する。試験最終日に剖検し、鼻腔、眼窩下洞、気管及び気嚢の病変の有無を観察する。

1.3.3 判定

観察期間中、試験群及び対照群に臨床的な異常を認めてはならない。また、剖検で異常を認めてはならない。

1.4 力価試験

1.4.1 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症力価試験

1.4.1.1 接種材料

試験品をリン酸緩衝食塩液で 0.03mL 当たり 1 羽分となるように調整したものを接種材料とする。

1.4.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 由来の 2 ~ 3 週齢の鶏を用いる。

1.4.1.3 凝集反応抗原

マイコプラズマ・ガリセプチカム不活化抗原（付記 5）を用いる。

1.4.1.2 試験方法

試験動物 10 羽を試験群とし、3 羽を対照群とする。

接種材料 0.03mL ずつを試験群に点眼接種する。4 週間後に試験群及び対照群から得られた各個体の血清について、凝集反応抗原を用いて凝集反応を行う。

1.4.1.3 判定

試験群の 70 % 以上が 3 分以内に凝集反応陽性を示さなければならぬ。この場合、対照群は、全て凝集反応陰性でなければならない。

1.4.2 マイコプラズマ・シノビエ感染症力価試験

1.4.2.1 試験材料

1.4.2.1.1 接種材料

試験品をリン酸緩衝食塩液で 0.03mL 当たり 1 羽分となるように調整したものを接種材料とする。

1.4.2.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 由来の 2 ~ 3 週齢の鶏を用いる。

1.4.2.1.3 凝集反応抗原

マイコプラズマ・シノビエ不活化抗原（付記 6）を用いる。

1.4.2.2 試験方法

試験動物 10 羽を試験群とし、3 羽を対照群とする。

接種材料 0.03mL ずつを試験群に点眼接種する。4 週間後に試験群及び対照群から得られた各個体の血清について、凝集反応抗原を用いて凝集反応を行う。

1.4.2.3 判定

試験群の 70 % 以上が 3 分以内に凝集反応陽性を示さなければならぬ。この場合、対照群は、全て凝集反応陰性でなければならない。

付記 1 希釀用培地 1

1,000mL 中

プロテオーゼ・ペプトン

7.4 g

イーストエキストラクト

2.5 g

デキストロース

4.0 g

塩化ナトリウム

5.0 g

リン酸水素二ナトリウム二水和物	1.8 g
フェノールレッド	15 mg
水	残量
pH を 8.2 に調整した後、ろ過滅菌する。	

付記 2 寒天培地 1

100mL 中	
付記 1 からフェノールレッドを除いたもの	90 mL
バクトアガー	1.0 g
高压滅菌後冷却し、正常豚血清を 10mL 加える。	

付記 3 希釀用培地 2

1,000mL 中	
プロテオーゼ・ペプトン	7.4 g
イーストエキストラクト	2.5 g
デキストロース	4.0 g
塩化ナトリウム	5.0 g
リン酸水素二ナトリウム二水和物	1.8 g
フェノールレッド	15 mg
ニコチンアミド	100 mg
水	残量

pH を 8.2 に調整した後、ろ過滅菌する。

付記 4 寒天培地 2

100mL 中	
付記 3 からフェノールレッド及びニコチンアミドを除いたもの	90 mL
バクトアガー	1.0 g
高压滅菌後冷却し、ニコチンアミド 10mg 及び正常豚血清を 10mL 加える。	

付記 5 マイコプラズマ・ガリセプチカム不活化抗原

マイコプラズマ・ガリセプチカム S6 株の液体培養菌液から集菌し、生菌数が約 10^{10} 個/mL となるようにリン酸緩衝食塩液で調整した後、チメロサールで不活化してクリスタルバイオレットで染色したもの。

マイコプラズマ・ガリセプチカム S6 株又はこれと同等と認められた株の免疫血清を用いて血清平板凝集反応を行うとき、3 分以内に凝集を認め、非免疫対照鶏及びマイコプラズマ・シノビエで免疫した鶏の血清では 3 分以内に凝集を認めない。

付記 6 マイコプラズマ・シノビエ不活化抗原

マイコプラズマ・シノビエ SG 株の液体培養菌液から集菌し、生菌数が約 10^{10} 個/mL となるようにリン酸緩衝食塩液で調整した後、チメロサールで不活化してクリスタルバイオレットで染色したもの。

マイコプラズマ・シノビエ SG 株又はこれと同等と認められた株の免疫血清を用いて血清平板凝集反応を行うとき、3 分以内に凝集を認め、非免疫対照鶏及びマイコプラズマ・ガリセプチカムで免疫した鶏の血清では 3 分以内に凝集を認めない。

ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部のジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・コペンハーゲニー・ヘブドマディス）混合ワクチンの項の後に次のように加える。

ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー・グリッポチフォーサ・ポモナ）混合（アジュvant加）ワクチン

弱毒ジステンパーウイルス、弱毒犬アデノウイルス（2型）、弱毒犬パラインフルエンザウイルス及び弱毒犬パルボウイルスをそれぞれ培養細胞で増殖させて得たウイルス液とレプトスピラ・カニコーラ、レプトスピラ・イクテロヘモラジー、レプトスピラ・グリッポチフォーサ及びレプトスピラ・ポモナの全培養菌液を濃縮し、不活化したものの混合液を凍結乾燥したワクチン（以下この項において「混合乾燥ワクチン」という。）並びに犬コロナウイルスを培養細胞で増殖させて得たウイルス液を不活化し、アルミニウムアジュvantを添加したワクチン（以下この項において「液状不活化ワクチン」という。）とを組み合わせたワクチンである。

1 小分製品の試験

1.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法により試験を行い、これに適合しなければならない。

1.2 迷入ウイルス否定試験

液状不活化ワクチンと同量の精製水で混合乾燥ワクチンを溶解したものについて、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法 1.1、2.5.1 及び 2.6.1 を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、中和用抗血清は、抗ジステンパーウイルス血清（付記 1）、抗犬アデノウイルス（2型）血清（付記 2）、抗犬パラインフルエンザウイルス血清（付記 3）及び抗犬パルボウイルス血清（付記 4）をそれぞれ非働化したものを用いる。

1.3 ウィルス含有量試験

1.3.1 ジステンパーウイルス含有量試験

1.3.1.1 試験材料

1.3.1.1.1 試料

混合乾燥ワクチンを液状不活化ワクチンと同量の精製水で溶解したものを試験品とし、各抗血清（付記 2 から 4 まで）を非働化したもので試験品中のジステンパーウイルス以外のウイルスを中和する。これをウイルス増殖用培養液（付記 5）で 10 倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

1.3.1.1.2 培養細胞

犬腎株化細胞を用いる。

1.3.1.2 試験方法

試料 0.1mL ずつを 4 本（穴）以上の培養細胞に接種し、37 °C で 7 日間培養し、観察する。

1.3.1.3 判定

培養細胞に CPE を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀ を算出する。試験品のウイルス含有量は、1 頭分当たり $10^{3.5}$ TCID₅₀ 以上でなければならない。

1.3.2 犬アデノウイルス（2型）含有量試験

1.3.2.1 試験材料

1.3.2.1.1 試料

混合乾燥ワクチンを液状不活化ワクチンと同量の精製水で溶解したものを試験品とし、各抗血清（付記1、3及び4）を非効化したもので試験品中の犬アデノウイルス（2型）以外のウイルスを中和する。これをウイルス増殖用培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

1.3.2.1.2 培養細胞

犬腎細胞を用いる。

1.3.2.2 試験方法

試料0.1mLずつをそれぞれ4本（穴）以上の培養細胞に接種し、37℃で10日間培養し、観察する。

1.3.2.3 判定

培養細胞にCPEを認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。試験品のウイルス含有量は、1頭分当たり10^{5.5}TCID₅₀以上でなければならない。

1.3.3 犬パラインフルエンザウイルス含有量試験

1.3.3.1 試験材料

1.3.3.1.1 試料

混合乾燥ワクチンを液状不活化ワクチンと同量の精製水で溶解したものを試験品とし、各抗血清（付記1、2及び4）を非効化したもので試験品中の犬パラインフルエンザウイルス以外のウイルスを中和する。これをウイルス増殖用培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

1.3.3.1.2 培養細胞

犬腎細胞を用いる。

1.3.3.2 試験方法

試料0.1mLずつをそれぞれ4本（穴）以上の培養細胞に接種し、37℃で10日間培養し、観察する。

培養後、培養液を除き、培養液と等量の0.5vol%モルモット赤血球浮遊液を等量加え、4℃で60分間静置し、観察する。

1.3.3.3 判定

培養細胞に赤血球の吸着を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。試験品のウイルス含有量は、1頭分当たり10^{5.5}TCID₅₀以上でなければならない。

1.3.4 犬パルボウイルス含有量試験

1.3.4.1 試験材料

1.3.4.1.1 試料

混合乾燥ワクチンを液状不活化ワクチンと同量の精製水で溶解したものを試験品とし、各抗血清（付記1から3まで）を非効化したもので試験品中の犬パルボウイルス以外のウイルスを中和する。これをウイルス増殖用培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

1.3.4.1.2 培養細胞

犬腎細胞を用いる。

1.3.4.2 試験方法

試料0.1mLずつをそれぞれ4本（穴）以上の培養細胞に接種し、37℃で24時間培養した後、ウイルス増殖用培養液と交換し、更に37℃で6日間培養する。培養後、培養液を採取し、これに等量の牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液（付記6）を加え、更にこの混合液と等量のVAD6.0液（付記7）で濃度を調整した0.5vol%豚赤血球浮遊液を加え、4℃で1夜静置後、赤血球凝集の有無を観察する。

1.3.4.3 判定

培養液に赤血球凝集を認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。試験品のウイルス含有量は、1mL中10^{6.4}TCID₅₀以上でなければならない。

1.4 毒性限度確認試験

一般試験法の毒性限度確認試験法1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

1.5 不活化試験

1.5.1 試験材料

1.5.1.1 試料

液状不活化ワクチン 2 mL を 100 倍以上のリン酸緩衝食塩液を用い、4°Cで 1 夜透析し、不活化剤を除去したものを試料とする。

1.5.1.2 培養細胞

猫腎継代細胞を用いる。

1.5.2 試験方法

試料を 25cm² 以上の培養細胞 2 本に 1 mL ずつ接種し、37 °Cで 1 時間吸着させた後、リン酸緩衝食塩液で細胞表面を洗浄する。ウイルス増殖用培養液を加えて 37 °Cで 5 日間培養した後、接種した培養細胞を継代し、7 日間培養し観察する。

1.5.3 判定

培養細胞に CPE を認めてはならない。

1.6 犬コロナウイルス感染症力価試験

1.6.1 試験材料

1.6.1.1 注射材料

液状不活化ワクチンを注射材料とする。

1.6.1.2 試験動物

体重約 300g のモルモットを用いる。

1.6.1.3 中和試験用ウイルス

適当と認められた犬コロナウイルス株を用いる。

1.6.1.4 培養細胞

猫腎継代細胞を用いる。

1.6.2 試験方法

試験動物 5 匹を試験群、2 匹を対照群とする。試験群に注射材料 1 mL ずつを 3 週間間隔で 2 回筋肉内注射し、2 回目注射後 7 日目に得られた各個体の血清について中和試験を行う。

被検血清を非効化した後、ウイルス増殖用培養液で 2 倍階段希釈する。各希釈血清と 50 μL 中約 200TCID₅₀ の中和試験用ウイルス液を混合し、37 °Cで 60 分間処理する。各混合液 50 μL ずつをそれぞれ 4 穴以上の培養細胞浮遊液に接種し、37 °Cで 6 日間培養し、観察する。

1.6.3 判定

培養細胞の 4 穴中 2 穴以上に CPE の阻止を認めた血清の最高希釈倍数を中和抗体価とする。

試験群の抗体価は、80 %以上が 8 倍以上でなければならない。この場合、対照群では、2 倍未満でなければならない。

付記 1 抗ジステンパーウイルス血清

犬ジステンパーウイルスで免疫した兎又はモルモットの血清であって、試験品のウイルスを完全に中和する力価を有するもの。

付記 2 抗犬アデノウイルス（2型）血清

犬アデノウイルス（2型）で免疫した兎又はモルモットの血清であって、試験品のウイルスを完全に中和する力価を有するもの。

付記 3 抗犬パラインフルエンザウイルス血清

犬パラインフルエンザウイルスで免疫した兎又はモルモットの血清であって、試験品のウイルスを完全に中和する力価を有するもの。

付記4 抗犬パルボウイルス血清

犬パルボウイルスで免疫した兎、モルモット又はフェレットの血清であって、試験品のウイルスを完全に中和する力値を有するもの。

付記5 ウィルス増殖用培養液

1,000mL 中

牛血清

10～20 mL

トリプトース・ホスフェイト・プロス

2.95 g

イーグル MEM

残 量

炭酸水素ナトリウムで pH を 7.0～7.6 に調整する。

必要最少量の抗生物質を加えてもよい。

付記6 牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液

1,000mL 中

塩化ナトリウム

7.01 g

ホウ酸

3.09 g

水酸化ナトリウム

0.96 g

水

残 量

牛血清アルブミンを 0.2w/v % となるように加えたのち、水酸化ナトリウムで pH9.0 に調整する。

付記7 VAD6.0 液

1,000mL 中

塩化ナトリウム

8.77 g

リン酸水素二ナトリウム

5.68 g

リン酸二水素ナトリウム(二水和物)

40.56 g

水

残 量

牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液と等量混合して pH6.0 に調整する。

ワクチン（シードロット製剤）の部の牛コロナウイルス感染症（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）の項の次に次のように加える。

牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン（シード）

シードロット基準に適合した弱毒牛伝染性鼻気管炎ウイルス及び弱毒牛パラインフルエンザ3型ウイルスをそれぞれ同基準に適合した培養細胞で増殖させて得たウイルス液を混合し、凍結乾燥したワクチンである。

1. 小分製品の試験

1.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法により試験を行い、これに適合しなければならない。

1.2 ウィルス含有量試験

1.2.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス

1.2.1.1 試験材料

1.2.1.1.1 試料

試験品中の牛パラインフルエンザ3型ウイルスを抗牛パラインフルエンザ3型ウイルス血清（付記1）を非効化したもので中和したものをウイルス増殖用培養液（付記2）で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

1.2.1.1.2 培養細胞

牛腎株化NLBK-6細胞を96穴プレートに1～3日間培養し、単層となったものを用いる。

1.2.1.2 試験方法

試料0.2mLずつをそれぞれ4穴以上の培養細胞に接種し、37℃で7日間培養し、観察する。

1.2.1.3 判定

培養細胞にCPEを認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

試験品のウィルス含有量は、1頭分当たり10^{5.0}TCID₅₀以上でなければならない。

1.2.2 牛パラインフルエンザ3型ウイルス

1.2.2.1 試験材料

1.2.2.1.1 試料

試験品中の牛伝染性鼻気管炎ウイルスを抗牛伝染性鼻気管炎ウイルス血清（付記3）を非効化したもので中和したものをウイルス増殖用培養液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

1.2.2.1.2 培養細胞

牛腎株化NLBK-6細胞を96穴プレートに1～3日間培養し、単層となったものを用いる。

1.2.2.2 試験方法

試料0.2mLずつをそれぞれ4穴以上の培養細胞に接種し、37℃で7日間培養し、観察する。

1.2.2.3 判定

培養細胞にCPEを認めたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

試験品のウィルス含有量は、1頭分当たり10^{5.2}TCID₅₀以上でなければならない。

1.3 安全試験

1.3.1 牛接種試験

1.3.1.1 試験材料

1.3.1.1.1 接種材料

試験品を接種材料とする。

1.3.1.1.2 試験動物

体重 80～200kg の牛を用いる。

1.3.1.2 試験方法

接種材料 1 頭分を 1 頭の試験動物の鼻腔内に接種し、14 日間観察する。

1.3.1.3 判定

観察期間中、軽い発熱（40.5 °C以下）を認めても 3 日間以上継続せず、その他の異常を認めてはならない。

1.3.2 乳のみマウス注射試験

1.3.2.1 試験材料

1.3.2.1.1 注射材料

試験品を注射材料とする。

1.3.2.1.2 試験動物

3 日齢以内の乳のみマウスを用いる。

1.3.2.2 試験方法

注射材料 0.01mL ずつを 10 匹の試験動物の脳内に注射し、14 日間観察する。

1.3.2.3 判定

観察期間中、異常を認めてはならない。

事故のため試験動物が半数未満になった場合は、試験を反復する。

1.4 力価試験

1.4.1 牛伝染性鼻気管炎力価試験

1.4.1.1 試験材料

1.4.1.1.1 接種材料

試験品を接種材料とする。

1.4.1.1.2 試験動物

体重約 300g のモルモットを用いる。

1.4.1.1.3 中和試験用ウイルス

牛腎株化 NLBK-6 細胞で増殖させた弱毒牛伝染性鼻気管炎ウイルス RLB106 株を用いる。

1.4.1.1.4 培養細胞

牛腎株化 NLBK-6 細胞を 96 穴プレートに 1～3 日間培養し、単層となつたものを用いる。

1.4.1.2 試験方法

接種材料 1.0mL ずつを 5 匹の試験動物の頸部皮下に 2 週間隔で 2 回注射し、第 2 回目の注射後 2 週目に得られた各個体の血清について中和試験を行う。

被検血清を非働化した後、ウイルス増殖用培養液で 2 倍階段希釈する。各希釈血清 0.5mL と 0.2mL 中約 200TCID₅₀ の中和試験用ウイルス液 0.5mL とを混合し、室温で 60 分間処理する。この混合液 0.2mL ずつを 2 穴以上の培養細胞に接種し、37 °C、5 vol % 炭酸ガス下で 7 日間培養し、観察する。

1.4.1.3 判定

培養細胞の CPE を阻止したものを陽性とし、中和抗体価を ED₅₀ で求める。

中和抗体価 16 倍以上を中和抗体陽性とする。試験動物の中和抗体陽性率は、80 % 以上でなければならない。

1.4.2 牛パラインフルエンザ力価試験

1.4.2.1 試験材料

1.4.2.1.1 接種材料

試験品を接種材料とする。

1.4.2.1.2 試験動物

体重約 350g のモルモットを用いる。

1.4.2.1.3 赤血球凝集抗原

牛パラインフルエンザ3型赤血球凝集抗原（付記4）を用いる。

1.4.2.2 試験方法

接種材料 0.2mL ずつを5匹の試験動物の鼻腔内に接種し、21日目に得られた各個体の血清について赤血球凝集抑制試験を行う。

被検血清 0.2mL にレセプター破壊酵素（RDE）液 0.2mL を加え、37℃で18時間処理した後、56℃で30分間処理し、反応を停止させる。この処理血清をゼラチン・アルブミン加ベロナール緩衝食塩液（以下この項において「希釀液」という。）（付記5）を用いて2倍階段希釀する。各希釀血清 50 μL に4単位の赤血球凝集抗原 50 μL を加え、室温で60分間処理した後、希釀液で濃度を調整した0.3vol%モルモット赤血球浮遊液 50 μL を加え、4℃で1夜静置し、観察する。

1.4.2.3 判定

赤血球凝集を阻止した血清の最高希釀倍数を赤血球凝集抑制抗体価とする。

赤血球凝集抑制抗体価16倍以上を赤血球凝集抑制抗体陽性とする。

試験動物の赤血球凝集抑制抗体陽性率は、80%以上でなければならない。

付記1 抗牛パラインフルエンザ3型ウイルス血清

牛パラインフルエンザ3型ウイルス RLB103 株又は適当と認められた株で免疫した羊又は兎の血清であって、試験品のウイルスを完全に中和する力価を有するもの。

付記2 ウィルス増殖用培養液

1,000mL 中	
トリプトース・ホスフェイト・プロス	2.95 g
イーグル MEM	残 量
炭酸水素ナトリウムで pH を 7.4 ~ 7.6 に調整する。	
必要最少量の抗生物質を加えてよい。	

付記3 抗牛伝染性鼻気管炎ウイルス血清

牛伝染性鼻気管炎ウイルス RLB106 株又は適当と認められた株で免疫した羊又は兎の血清であって、試験品のウイルスを完全に中和する力価を有するもの。

付記4 牛パラインフルエンザ3型赤血球凝集抗原

牛パラインフルエンザ3型ウイルス RLB103 株を NLBK-6 細胞で増殖させて得た培養上清又は適当と認められた株を用いて調製したものであって、赤血球凝集価が32単位以上のもの。

付記5 ゼラチン・アルブミン加ベロナール緩衝食塩液

A液 ベロナール緩衝食塩液	
1,000mL 中	
塩化ナトリウム	8.5 g
バルビタール	0.575 g
バルビタールナトリウム	0.375 g
無水塩化カルシウム	0.028 g
塩化マグネシウム六水和物	0.168 g
水	残 量
B液 1 w/v %ゼラチン液	
100mL 中	
精製ゼラチン	1 g

	残量
水	
使用時加温溶解する。	
C液 5 w/v %牛血清アルブミン液	
100mL 中	
牛血清アルブミン	5 g
水	残量
使用時に、A液 200mL にB液 0.2mL 及びC液 4 mL を加えて調製し、用いる。	

牛レプトスピラ病（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

シードロット規格に適合したレプトスピラ・ボルグピータセニイ血清型ハージョ（以下この項において「レプトスピラ・ハージョ」という。）の培養菌液を不活化し、アルミニウムゲルアジュバントを添加したワクチンである。

1 小分製品の試験

1.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法により試験を行い、これに適合しなければならない。

1.2 毒性限度確認試験

一般試験法の毒性限度確認試験法 1 により試験を行い、これに適合しなければならない。ただし、体重測定は、4 日目に行う。

1.3 力価試験

1.3.1 試験材料

1.3.1.1 注射材料

試験品をリン酸緩衝食塩液で 10 倍希釈したものと注射材料とする。

1.3.1.2 試験動物

体重約 300g のモルモットを用いる。

1.3.1.3 凝集反応用菌液

レプトスピラ凝集反応用菌液（付記 1）を用いる。

1.3.2 試験方法

注射材料 1 mL ずつを 10 匹のモルモットの頸部皮下に 7 日間隔で 2 回注射する。2 回目注射後 14 日目に得られた各個体の血清について、レプトスピラ・ハージョに対する凝集抗体価を、レプトスピラ凝集反応用菌液を用いて、マイクロプレート生菌凝集反応により測定する。

被検血清、参照陽性血清（付記 2）及び参照陰性血清（付記 3）を 56 °C で 30 分間処理する。これを 96 穴平底マイクロプレートを用いて、力価試験用 EMJH 基礎培地（付記 4）で 2 倍階段希釈し、各段階の希釈液 50 μL に凝集反応用菌液を等量ずつ加え、30 °C で 2 ~ 4 時間処理する。

1.3.3 判定

プレートの各穴を暗視野顕微鏡で観察し、菌の凝集を認めた血清の最高希釈倍数を凝集抗体価とする。凝集抗体価が 32 倍以上のとき、凝集抗体陽性とする。

試験動物の凝集抗体陽性率は、70 % 以上でなければならない。また、参照血清は、所定の抗体価を示さなければならない。

付記 1 レプトスピラ凝集反応用菌液

レプトスピラ・ハージョ凍結保存菌液（付記 5）から調製したものを新鮮生菌浮遊液とする。

凍結保存菌液を速やかに融解し、力価試験用 EMJH 培地（付記 6）に接種し、30 °C、40 回転/分で 4 ~ 8 日間振とう培養する。当該培養後、265G で 10 分間遠心した上清を採取し、波長 600nm で透過率を測定する。力価試験用 EMJH 基礎培地で透過率 87 ~ 88T %（約 2×10^8 個/mL）に調整したものを生菌浮遊液とする。

レプトスピラ凝集反応用菌液及び凍結保存菌液は、病原性レプトスピラであるレプトスピラ・ボルグピータセニイに分類される菌株の浮遊液であり、試験者の安全性を確保し、また、環境への漏出を防止するため、取扱いには注意すること。

付記 2 参照陽性血清

レプトスピラ・ハージョ 181 株又はこれと同等の抗原性を示す株をモルモットに免疫して得られた血清であって、レプトスピラ・ハージョ 181 株又はこれと同等の抗原性を示す株に対して凝集価 32 倍を示すように濃度を調整したもの。小分け後に凍結乾燥して保存する。

付記 3 参照陰性血清

非免疫のモルモット血清であって、レプトスピラ・ハージョに対する凝集抗体価が 2 倍未満のもの。小分け後に凍結乾燥して保存する。

付記 4 力価試験用 EMJH 基礎培地

900mL 中

レプトスピラ・メディウムベース EMJH 2.3 g

水 残量

pH を 7.5 ± 0.2 に調整した後、121 °C で 15 分間高压滅菌する。

付記 5 レプトスピラ・ハージョ凍結保存菌液

レプトスピラ・ハージョ 181 株又はこれと同等の抗原性を示す株を力価試験用 EMJH 培地で培養した培養菌液にグリセリンを 10 % 加えたもの。小分けして -70 °C 以下で保存する。

付記 6 力価試験用 EMJH 培地

1,000mL 中

力価試験用 EMJH 基礎培地 900 mL

アルブミン添加溶液（付記 7） 100 mL

無菌的に混合する。

付記 7 アルブミン添加溶液

1,000mL 中

アルブミン溶液（付記 8） 667 mL

硫酸鉄溶液（付記 9） 100 mL

塩化カルシウム、塩化マグネシウム溶液（付記 10） 10 mL

ビタミン B12 溶液（付記 11） 10 mL

ポリソルベート 80 溶液（付記 12） 62.5 mL

硫酸亜鉛溶液（付記 13） 10 mL

チアミン溶液（付記 14） 5 mL

水 残量

各溶液を混合した後、水を加えて 1,000mL とし、ろ過滅菌する。

付記 8 アルブミン溶液

牛アルブミン分画 V 100 g

水 667 mL

4 °C で攪拌し、完全に溶解する。

付記 9 硫酸鉄溶液

硫酸鉄七水和物 5 g

水 1,000 mL

付記 10	塩化カルシウム-塩化マグネシウム溶液		
	塩化カルシウム二水和物	20 g	
	塩化マグネシウム六水和物	20 g	
	水	1,000 mL	
付記 11	ビタミン B12 溶液		
	ビタミン B12 (シアノコバラミン)	0.2 g	
	水	1,000 mL	
付記 12	ポリソルベート 80 溶液		
	ポリソルベート 80	200 mL	
	水	800 mL	
付記 13	硫酸亜鉛溶液		
	硫酸亜鉛七水和物	4 g	
	水	1,000 mL	
付記 14	チアミン溶液		
	塩酸チアミン	10 g	
	水	1,000 mL	

ワクチン（シードロット製剤）の部の牛クロストリジウム・ボツリヌス（C・D型）感染症（アジュバント加）トキソイド（シード）の項の次に次のように加える。

日本脳炎・ゲタウイルス感染症混合不活化ワクチン（シード）

動生剤基準のシードロット規格に適合した日本脳炎ウイルス及びゲタウイルスをそれぞれ同規格に適合した株化細胞で増殖させて得たウイルス液を不活化し、混合したワクチンである。

1 小分製品の試験

1.1 力価試験

1.1.1 日本脳炎力価試験

1.1.1.1 試験材料

1.1.1.1.1 注射材料

試験品をリン酸緩衝食塩液で4倍に希釈したものを注射材料とする。

1.1.1.1.2 試験動物

2～3週齢のマウスを用いる。

1.1.1.1.2 攻撃ウイルス

日本脳炎ウイルス中山株薬検系又は適当と認められた株（付記）を用いる。

1.1.1.1.3 試験方法

試験動物30匹を試験群、60匹を対照群とする。

試験第1日目及び第4日目に、注射材料0.1mLずつを試験群の腹腔内に注射する。試験第8日目に、試験群及び対照群のそれぞれ30匹に攻撃ウイルス0.2mLずつを腹腔内に注射する。さらに、対照群30匹を10匹ずつ3群に分け、各群に攻撃ウイルスを10倍、100倍及び1,000倍に希釈したものを0.2mLずつ腹腔内に注射する。試験群及び対照群について、14日間観察する。

1.1.1.1.4 判定

脳炎症状を示して死亡した動物及び生き残っても脳炎症状を示している動物を死亡したものとみなし、各群の死亡率及び攻撃ウイルスのLD₅₀を算出する。

試験群の耐過率は、40%以上でなければならない。この場合、攻撃ウイルスを注射した対照群の死亡率は90%以上、また、攻撃ウイルスのウイルス量は、0.2mL中10³LD₅₀以下でなければならない。

付記 攻撃ウイルス

日本脳炎ウイルス中山株薬検系又は適当と認められた株を生後3～4週齢のマウスに脳内接種し、発症極期に採脳し、リン酸緩衝食塩液又は適当と認められた希釈液で10倍乳剤とする。

これを遠心した上清を攻撃ウイルスとし、原液又は必要に応じて希釈して攻撃に用いる。

ワクチン（シードロット製剤）の部の鶏伝染性気管支炎生ワクチン（シード）の項を次のように改める。

鶏伝染性気管支炎生ワクチン（シード）

動生剤基準の鶏伝染性気管支炎生ワクチン（シード）の3.5.4から3.5.8までに規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

ワクチン（シードロット製剤）の部のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）を次のように改める。

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）の3.5.4から3.5.9までに規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

ただし、薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定により行われる再審査において、同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第2項第3号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものにあっては、動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）の3.5.7.1に規定するところにより試験を行うものとする。

ワクチン（シードロット製剤）の部のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ（A・C型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）の項の次に次のように加える。

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

動生剤基準のシードロット規格に適合したニューカッスル病ウイルス及び血清型のそれぞれ異なる2種類の鶏伝染性気管支炎ウイルスを同規格に適合した発育鶏卵で増殖させて得たウイルス液並びに同規格に適合したサルモネラ・エンテリティディスの培養菌液をそれぞれ不活化したものと混合し、油性アジュバントを添加したワクチンである。

1 小分製品の試験

1.1 力価試験

1.1.1 ニューカッスル病力価試験

1.1.1.1 試験材料

1.1.1.1.1 注射材料

試験品を注射材料とする。

1.1.1.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格 1.1 に適合した発育鶏卵由來の 3 ~ 5 週齢の鶏を用いる。

1.1.1.1.3 赤血球凝集抗原

「ニューカッスル病診断用赤血球凝集抗原」を用いる。

1.1.1.2 試験方法

試験動物の 10 羽を試験群、3 羽を対照群とする。

注射材料 1 羽分ずつを試験群の肩部皮下に注射し、対照群とともに 4 週間観察する。

試験最終日に試験群及び対照群から得られた各個体の血清について、ニューカッスル病ウイルス赤血球凝集抑制試験を行う。

1.1.1.3 判定

赤血球の凝集が抑制された血清の最高希釈倍数を赤血球凝集抑制抗体価（以下この項において「HI 抗体価」という。）とする。

試験群の 80 % 以上が HI 抗体価 80 倍以上でなければならない。この場合、対照群では、全て HI 抗体価 5 倍以下でなければならない。

ワクチン（シードロット製剤）の部の狂犬病組織培養不活化ワクチン（シード）の項の次に次のように加える。

犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー・グリッポチフォーサ・ポモナ）不活化ワクチン（アジュvant加溶解用液）（シード）

シードロット規格に適合したレプトスピラ・カニコーラ、レプトスピラ・イクテロヘモラジー、レプトスピラ・グリッポチフォーサ及びレプトスピラ・ポモナの全培養菌液を濃縮し、不活化したもの混合液を凍結乾燥したもので、使用時にアジュバントを含む溶解用液で溶解するワクチンである。

1 小分製品の試験

1.1. 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

1.2. 毒性限度確認試験

一般試験法の毒性限度確認試験法1を準用して試験するとき、適合しなければならない。

ワクチン（シードロット製剤）の部の猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症2価・猫汎白血球減少症混合ワクチン（シード）の項の次に次のように加える。

猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症3価・ 猫汎白血球減少症混合ワクチン（シード）

シードロット規格に適合した猫ウイルス性鼻気管炎ウイルスを同規格に適合した培養細胞で増殖させて得たウイルス液を凍結乾燥したワクチン（以下この項において「生ワクチン」という。）並びに同規格に適合した3種類の猫カリシウイルス及び猫汎白血球減少症ウイルスを同規格に適合した培養細胞で増殖させて得たウイルス液をそれぞれ不活化したものと混合した液状ワクチン（以下この項において「液状不活化ワクチン」という。）とを組み合わせたものである。

1 小分製品の試験

1.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法により試験を行い、これに適合しなければならない。

1.2 ウィルス含有量試験

1.2.1 猫ウイルス性鼻気管炎ウイルス含有量試験

1.2.1.1 試験材料

1.2.1.1.1 試料

生ワクチンを液状不活化ワクチンと同量の滅菌精製水で溶解したものをウイルス増殖用培養液（付記1）で10倍段階希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

1.2.1.1.2 培養細胞

猫腎継代細胞を用いる。

1.2.1.1.3 試験方法

試料0.1mLずつを4本以上の培養細胞に接種し、32℃で60分間吸着させた後、ウイルス増殖用培養液を1mLずつ加え、32℃で7日間回転培養し、観察する。

1.2.1.1.4 判定

培養細胞にCPEが認められたものを感染とみなし、TCID₅₀を算出する。

試験品のウイルス含有量は、1頭分当たり10^{5.5}TCID₅₀以上でなければならない。

1.3 異常毒性否定試験

一般試験法の異常毒性否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

1.4 力価試験

1.4.1 猫カリシウイルス力価試験

1.4.1.1 試験材料

1.4.1.1.1 注射材料

試験品を注射材料とする。

1.4.1.1.2 試験動物

体重約100gのラットを用いる。

1.4.1.1.3 培養細胞

猫腎継代細胞を用いる。

1.4.1.1.4 中和試験用ウイルス

猫腎継代細胞で増殖させた猫カリシウイルスのそれぞれの製造用株を用いる。

1.4.1.2 試験方法

試験動物5匹を試験群、2匹を対照群とする。注射材料1頭分ずつを試験群の筋肉内に3週間隔で2回注射し、2回目の注射後7日目に得られた各個体の血清について中和試験を行う。

被検血清を非働化し、ウイルス増殖用培養液で2倍階段希釈する。各希釈血清と0.1mL中約200TCID₅₀を含む中和試験用ウイルス液とを等量混合し、37℃で60分間処理する。各混合液0.1mLずつをそれぞれ4本の培養細胞に接種し、37℃で60分間吸着した後、混合液を除き、ウイルス増殖用培養液を加え、37℃で7日間回転培養する。

1.4.1.3 判定

CPEの阻止が認められたものを陽性とし、中和抗体価をED₅₀で求める。

試験群の中和抗体価は、幾何平均値で16倍以上でなければならない。この場合、対照群では、2倍未満でなければならない。

1.4.2 猫汎白血球減少症力価試験

1.4.2.1 試験材料

1.4.2.1.1 注射材料

試験品を注射材料とする。

1.4.2.1.2 試験動物

体重約100gのラットを用いる。

1.4.2.1.3 赤血球凝集抗原

猫汎白血球減少症ウイルス赤血球凝集抗原（付記2）を用いる。

1.4.2.2 試験方法

試験動物5匹を試験群、2匹を対照群とする。注射材料の1頭分ずつを試験群の臀部筋肉内に注射し、3週間後に試験群及び対照群から得られた各個体の血清について赤血球凝集抑制試験を行う。

被検血清を25w/v%カオリソル液及び豚赤血球で処理した後、牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液（付記3）で2倍段階希釈する。各希釈血清に8単位の赤血球凝集抗原を加え、常温で60分間処理し、VAD6.0液（付記4）で濃度を調整した0.5vol%豚赤血球浮遊液を加え、2～5℃で1夜静置し、赤血球凝集の有無を観察する。

1.4.2.3 判定

赤血球凝集の抑制された血清の最高希釈倍数を赤血球凝集抑制抗体価とする。

試験群の赤血球凝集抑制抗体価は、幾何平均値で128倍以上でなければならない。この場合、対照群では、8倍未満でなければならない。

2 中間製品の試験

2.1 猫カリシウイルス不活化試験

2.1.1 試験材料

2.1.1.1 試料

原液2mLを100倍量以上のリン酸緩衝食塩液を用いて2～5℃で1夜透析したものを試料とする。

2.1.1.2 培養細胞

猫腎継代細胞を用いる。

2.1.2 試験方法

試料の全量を25cm²以上の培養細胞に接種し、1時間吸着させた後、ウイルス増殖用培養液で細胞を洗浄し、ウイルス増殖用培養液を加え、37℃で10日間培養する。

2.1.3 判定

細胞にCPEを認めないとき、活性ウイルス陰性と判定する。

2.2 猫汎白血球減少症ウイルス不活化試験

2.2.1 試験材料

2.1.1に準ずる。

2.2.2 試験方法

試料の全量を3×10⁵個/mLの浮遊細胞5mLを入れた25cm²以上の培養細胞に接種し、37℃で

培養する。細胞が単層を形成した後、ウイルス増殖用培養液に交換し、さらに 10 日間培養する。観察最終日に培養液を採取し、等量の牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液を加え、更にこの混合液と等量の VAD6.0 で濃度を調整した 0.5 % 豚赤血球浮遊液を加え、赤血球の凝集の有無を観察する。

2.2.3 判定

培養細胞に CPE、培養液に赤血球凝集を認めないと、活性ウイルス陰性と判定する。

付記 1 ウィルス増殖用培養液

1,000mL 中	
トリプトース・ホスフェイト・プロス	2.95 g
牛胎子血清	20 mL
イーグル MEM	残 量
炭酸水素ナトリウムで pH を 7.4 ~ 7.6 に調整する。	
必要最少量の抗生物質を加えてよい。	

付記 2 猫汎白血球減少症ウイルス赤血球凝集抗原

猫汎白血球減少症ウイルスを猫腎継代細胞で増殖させて得た培養液又はこれを不活化したものであって、赤血球凝集価が 128 倍以上のもの。

付記 3 牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液

1,000mL 中	
塩化ナトリウム	10.25 g
ホウ酸	3.09 g
水酸化ナトリウム	0.96 g
水	残 量
牛血清アルブミンを 0.2w/v % となるように加えた後、水酸化ナトリウム液で pH を 9.0 に調整する。	

付記 4 VAD6.0 液

1,000mL 中	
塩化ナトリウム	8.77 g
無水リン酸水素二ナトリウム	5.68 g
リン酸二水素ナトリウム二水和物	40.56 g
水	残 量
牛血清アルブミン加ホウ酸緩衝食塩液と等量混合して pH を 6.0 に調整する。	

診断液の部の牛伝染性鼻氣管炎診断用蛍光抗体の項の前に次のように加える。

牛ウイルス性下痢一粘膜病診断用金コロイド標識抗体反応キット

牛ウイルス性下痢ウイルス NS3 たん白に対する金コロイド標識モノクローナル抗体と結合した血液中の抗原の複合体を捕捉用モノクローナル抗体を用いて検出するためのキットである。

1 小分製品の試験

1.1 効価及び特異性試験

1.1.1 試験材料

1.1.1.1 被検材料

反応用デバイスを用いる。

1.1.1.2 反応用抗原等

参照陰性抗原（付記 1）並びに参照陽性抗原（付記 2）を参照陰性抗原でそれぞれ規定の濃度に希釈した参照強陽性抗原（付記 3）及び参照弱陽性抗原（付記 4）を用いる。

1.1.2 試験方法

反応用デバイスの検体滴下部位に各反応用抗原を $100 \mu L$ ずつ滴下して、室温で 15 分間静置して反応させ、判定部位における検体ラインと対照ラインの発色を観察する。

1.1.3 判定

参照陰性抗原を加えた反応用デバイスでは、判定部位に対照ラインのみに発色が認められなければならない。参照強陽性抗原及び参照弱陽性抗原をそれぞれ加えた各反応用デバイスでは、判定部位に対照ライン及び検体ラインに発色が認められなければならない。

付記 1 参照陰性抗原

白血球溶解液を用いる。

付記 2 参照陽性抗原

組換え大腸菌で発現させた牛ウイルス性下痢ウイルス NS3 たん白を精製したもので、たん白質濃度を $10 \sim 50 \mu g/mL$ に調整したもの。

付記 3 参照強陽性抗原

参照陽性抗原を参照陰性抗原で希釈してたん白質濃度を $30 \sim 40 ng/テスト$ に調整したもの。

付記 4 参照弱陽性抗原

参照陽性抗原を参照陰性抗原で希釈してたん白質濃度を $15 \sim 20 ng/テスト$ に調整したもの。

診断液の部のA型インフルエンザ診断用ラテックス標識抗体反応キットの項を次のように改める。

A型インフルエンザ診断用ラテックス標識抗体反応キット

ラテックスで標識したA型インフルエンザウイルスに対するモノクローナル抗体と結合した抗原の複合体を、認識部位の異なる捕捉用モノクローナル抗体を用いて検出するためのキットである。

1 小分製品の試験

1.1 特異性試験

1.1.1 試験材料

1.1.1.1 被検材料

アッセイストリップ又はアッセイスティック及び検体抽出用試薬を用いる。

1.1.1.2 反応用抗原

B型インフルエンザウイルス抗原（付記1）、ニューカッスル病ウイルス抗原（付記2）、鶏伝染性気管支炎ウイルス抗原（付記3）、希釀液（付記4）及び希釀液で8倍希釀した参照陽性抗原（付記5）を用いる。

1.1.2.1 試験方法（アッセイストリップを用いる場合）

反応用抗原 $150 \mu L$ と検体抽出用試薬 $800 \mu L$ を混合したもの $200 \mu L$ ずつをアッセイストリップに添加し、15分間静置して発色を観察する。

1.1.2.2 試験方法（アッセイスティックを用いる場合）

反応用抗原 $150 \mu L$ と検体抽出用試薬 $800 \mu L$ を混合したもの $200 \mu L$ ずつを測定用試験管に加え、その中にアッセイスティックを挿入し、10分間静置して発色を観察する。

1.1.3 判定

B型インフルエンザウイルス抗原、ニューカッスル病ウイルス抗原、鶏伝染性気管支炎ウイルス抗原及び希釀液を添加したアッセイストリップ又はアッセイスティックでは、コントロール位置に赤色のラインのみが認められ、判定位置に青色のラインが認められてはならない。希釀した参照陽性抗原を添加したアッセイストリップ又はアッセイスティックでは、コントロール位置に赤色のライン、判定位置に青色のラインがそれぞれ認められなければならない。

1.2 力価試験

1.2.1 試験材料

1.2.1.1 被検材料

アッセイストリップ又はアッセイスティック及び検体抽出用試薬を用いる。

1.2.1.2 反応用抗原

参照陽性抗原を希釀液で2倍階段希釀した各希釀抗原液を反応用抗原とする。

1.2.2.1 試験方法（アッセイストリップを用いる場合）

反応用抗原 $150 \mu L$ と検体抽出用試薬 $800 \mu L$ を混合したもの $200 \mu L$ ずつをアッセイストリップに添加し、15分間静置して発色を観察する。

1.2.2.2 試験方法（アッセイスティックを用いる場合）

反応用抗原 $150 \mu L$ と検体抽出用試薬 $800 \mu L$ を混合したもの $200 \mu L$ ずつを測定用試験管に加え、その中にアッセイスティックを挿入し、10分間静置して発色を観察する。

1.2.3 判定

判定位置に青色のラインが認められる参照陽性抗原の最高希釀倍数は32～128倍でなければならず、いずれの反応用抗原でもコントロール位置に赤色のラインが認められなければならない。

付記1 B型インフルエンザウイルス抗原

発育鶏卵でB型インフルエンザウイルス B/Shanghai/361/02 株又は適当と認められた株を増殖させ、ウイルス液を不活化し、不活化前のウイルス含有量を $10^{6.0}$ FFU/mL に調整したもの。

付記2 ニューカッスル病ウイルス抗原

発育鶏卵でニューカッスル病ウイルス B₁ 株を増殖させ、ウイルス液を不活化し、不活化前のウイルス含有量を $10^{7.0}$ EID₅₀/mL に調整したもの。

付記3 鶏伝染性気管支炎ウイルス抗原

発育鶏卵で鶏伝染性気管支炎ウイルス KU 株を増殖させ、ウイルス液を不活化し、不活化前のウイルス含有量を $10^{4.5}$ EID₅₀/mL に調整したもの。

付記4 希釀液

1,000mL 中

リン酸一ナトリウム	15.6 g
牛アルブミン	10.0 g
塩化ナトリウム	9.0 g
水	残 量

水酸化ナトリウム溶液で pH を 7.0 に調整する。

アジ化ナトリウムを 0.1w/v % となるように加え、200nm のフィルターでろ過する。

付記5 参照陽性抗原

発育鶏卵でA型インフルエンザウイルス A/Kitakyusyu/159/93 株を増殖させ、ウイルス液を不活化し、不活化前のウイルス含有量を $10^{5.4}$ TCID₅₀/mL に調整したもの。

(別紙3)

○農林水産省告示第一二千六号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第一百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取りせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年八月十日

農林水産大臣　郡司　彰

表ワクホン（ハーネロシト製剤を除く。）の部中

「牛伝染性鼻気管炎・牛ウイ ルス性下痢一粘膜病・牛パ ライソフルエンザ・牛RS ウイルス感染症・牛アデノ	761,500	450,900	29	29	2
---	---------	---------	----	----	---

を

「ウイルス感染症混合生ワク チン						
「牛伝染性鼻氣管炎・牛ウイ ルス性下痢—粘膜病・牛パ ライシングルエンザ・牛RS ウイルス感染症・牛アデノ ウイルス感染症混合生ワク チン	761,500	450,900	35	29	29	2
「豚インフルエンザ(アジュ バント加) 不活化ワクチン	278,900	20,300	15	2	2	2
「豚インフルエンザ(アジュ バント加) 不活化ワクチン	278,900	20,300	15	2	2	2

豚インフルエンザ不活化ワクチン (油性アジュバント 加溶解用液)		268, 300	20, 300	11
マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症 (アジュバント・油性アジュバント 加) 不活化ワクチン		286, 100	20, 300	10
マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症 (アジュバント・油性アジュバント 加) 不活化ワクチン		286, 100	20, 300	2
マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症 (アジュバント・油性アジュバント 加) 不活化ワクチン		277, 200	20, 300	1
		10	2	3

ユーモニエ感染症 (カルボ キシビニルポリマー・アジュ バント・油性アジュバント 加) 不活化ワクチン			
豚インフルエンザ・豚丹毒 混合 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン	341, 300	20, 300	13
豚インフルエンザ・豚丹毒 混合 (油性アジュバント加) 不活化ワクチン	341, 300	20, 300	2
豚サーコウイルス (2型・ 組換え型) 感染症 (カルボ	420, 400	20, 300	11
			11
			2
			11
			2

キシビニルポリマーアジン

バント加) 不活性ワクチン

・マイコプラズマ・ハイオ

ニユーモニエ感染症 (カル

ボキシビニルポリマーアジ

ュバント加) 不活性ワクチ

ン

「鷄サルモネラ症 (サルモネ

521, 500

20, 300

ラ・エンテリティディイス・

サルモネラ・ティフイムリ

ウム) (油性アジュバント

加) 不活性ワクチン

「鷄サルモネラ症 (サルモネ

521, 500

20, 300

9

2

5

8

9

2

」

テ・エンテリティディイス・
サルモネラ・ティフイムリ
ウム) (油性アジュバンント
加) 不活化ワクチン

鶏サルモネラ症 (サルモネ

254,600

20,300

9

ラ・インファンティス・サ
ルモネラ・エンテリティディ
イス・サルモネラ・ティフ
イムリウム) (油性アジュ
バント加) 不活化ワクチン

100,000

37

2
1

6

「ジステンパー・犬アデノウ
イルス (2型) 感染症・犬

5

「パラインフルエンザ・犬パ ルボウイルス感染症・犬コ ロナウイルス感染症・犬レ ・コペンハーゲニ・ヘブ ドマデイズ）混合ワクチン	
「ジステンパー・犬アデノウ イルス（2型）感染症・犬 パライソフルエンザ・犬パ ルボウイルス感染症・犬コ ロナウイルス感染症・犬レ ・コペンハーゲニ・ヘブ	100,000
	341,800
	37
	5

ドマディス) 混合ワクチン

ジステンパー・犬アデノウ

271, 800

131, 000

53

5

イルス(2型) 感染症・犬

パライソフルエンザ・犬コ
ルボウイルス感染症・犬コ
ロナウイルス感染症・犬レ

プトスピラ病(カニコーラ

・イクテロヘモラジー・グ
リッポチフオーサ・ボモナ
) 混合(アジュバント加)
ワクチン

100°

牛ウツバク (ノーニウツバク) ⑥ 鹿

牛コロナウイルス感染症 (アジュバント加) 不活化ワクチン (シード)	352,800	20,300	16	13	2
牛コロナウイルス感染症 (アジュバント加) 不活化ワクチン (シード)	352,800	20,300	16	13	2
牛伝染性鼻氣管炎・牛ペラインフルエンザ混合生ワクチン (シード)	813,200	197,900	22		
牛レプトスピラ病 (アジュ	212,400	20,300	10		

ト

バンント加) 不活化ワクチン (シード)				
牛クロストリジウム・ボツ リヌス (C・D型) 感染症 (アジュバンント加) トキソ イド (シード)	254, 100	20, 300	12	2
牛クロストリジウム・ボツ リヌス (C・D型) 感染症 (アジュバンント加) トキソ イド (シード)	254, 100	20, 300	12	2
日本脳炎・ゲタウイルス感 染症混合不活化ワクチン (123, 400	0	4	4
			2	2

| シード)

「ニユーカッズル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン(シード)	2,200	217,700	2	2	2
マイコブラズマ否定試験、サルモネラ否定試験、生菌数限度試験、ウイルス含有量試験、マーク一試	マイコブラズマ否定試験、サルモネラ否定試験、生菌数限度試験、ウイルス含有量試験、ウイルス含有	マイコブラズマ否定試験、サルモネラ否定試験、生菌数限度試験、ウイルス含有量試験、ウイルス含有	マイコブラズマ否定試験、サルモネラ否定試験、生菌数限度試験、ウイルス含有量試験、ウイルス含有	マイコブラズマ否定試験、サルモネラ否定試験、生菌数限度試験、ウイルス含有量試験、ウイルス含有	マイコブラズマ否定試験、サルモネラ否定試験、生菌数限度試験、ウイルス含有量試験、ウイルス含有
「	「	」	」	」	」

試験及び安全 試験を実施 する場合	316,600	240,100	ウイルス含 有量試験の みを実施す る場合	ウイルス含 有量試験の みを実施す る場合	ウイルス 含有量試 験のみを 実施する 場合	ウイルス 含有量試 験のみを 実施する 場合
試験及び安全 試験を実施 する場合	2,200	217,700	マーカー 試験及び 安全試験 を実施す る場合	マーカー 試験及び 安全試験 を実施す る場合	マーカー 試験及び 安全試験 を実施す る場合	マーカー 試験及び 安全試験 を実施す る場合

ニユーカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリ	355, 900	0	2	2	1
—ザ (A・C型) 混合 (油性アジュバンント加) 不活化ワクチン (シード)					
ニユーカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリ	355, 900	0	2	2	1
—ザ (A・C型) 混合 (油性アジュバンント加) 不活化ワクチン (シード)					
ニユーカッスル病・鶏伝染	355, 900	0	2	2	1

性気管支炎2価・鶏サルモネラ症(サルモネラ・エンテリティディイス)混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(シード)	狂犬病組織培養不活化ワクチン(シード)
125,200	125,200
0	0
12	12
2	2
5mL未満の場合	5mL未満の場合
5	5
5mL以上20mL未満の場合	5mL以上20mL未満の場合
2	2

狂ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症 2 倍	271, 200	20, 300	32	5
・猫汎白血球減少症混合ワクチン (シード)				
狂犬病組織培養不活性ワクチン (シード)	125, 200	0	12	2
5mL未満の場合				
5mL以上2				
0mL未満の場合				
5				
2				
5				
20, 300	37			
28, 400				
犬レプトスピラ病 (カニコ				

ーラ・イクテロヘモラジー
・グリッポチフオーサ・ボ
モナ) 不活化ワクチン (ア
ジュバント加溶解用液) (

シード)

猫ウイルス性鼻気管炎・猫

271, 200

20, 300

32

カリシウイルス感染症 2 倍

・猫汎白血球減少症混合ワ

クチン (シード)

猫ウイルス性鼻気管炎・猫

300, 500

44, 600

43

カリシウイルス感染症 3 倍

5

12

2

・猫汎白血球減少症混合ワクチン(シード)

各々

標準塗擦の器具

牛伝染性鼻氣管炎診断用 光抗体	59,000	0	16	5	1
牛ウイルス性下痢一粘膜病 診断用金コロイド標識抗体 反応キット	18,000	0	5検体用 2	10検体用 1	20検体用 1
牛伝染性鼻氣管炎診断用 光抗体	59,000	0	16	5	1
ツベルクリン	97,500	20,300	11	2	1

[ツベルクリン	97,500	20,300	10	212
[ヨーニン	102,800	20,300	11	212
[ヨーニン	102,800	20,300	10	212
[精製鳥型ツベルクリン	113,400	20,300	12	212
[精製鳥型ツベルクリン	113,400	20,300	10	212

(別紙4)

○農林水産省告示第一千七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年八月十日

農林水産大臣 郡司 彰

ただし書中「(83)まで」を「(87)まで」に改め、(126)を(131)とし、(125)を(129)とし、(129)の次に次のように加える。

(130) 猫白血病診断用抗体・猫免疫不全ウイルス感染症診断用抗原・犬糸状虫症診断用抗体複合キット

ただし書中(124)を(128)とし、(80)から(123)までを四ずつ繰り下げ、(79)を(82)とし、(82)の次に次のように加える。

(83) ジステンペー・犬アデノウイルス(2型)感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症

・犬レプトスピラ病(カニコーラ・コペンハーゲニー・ヘブドマディス)混合ワクチン(シード)

ただし書中(78)を(81)とし、(77)を(80)とし、(76)を(78)とし、(78)の次に次のように加える。

(79) ジステンパー・犬アデノウイルス(2型) 感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症
・犬コロナウイルス感染症混合生ワクチン(シード)

ただし書中(75)を(77)とし、(16)から(74)までを二ずつ繰り下げ、(15)を(16)とし、(16)の次に次のように加える。

(17) 馬鼻肺炎(アジュバント加)不活化ワクチン(シード)

ただし書中(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 破傷風(アジュバント加)トキソイド(シード)

「薬事法関係事務の取扱いについて」(平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知)
 (下線部分は改正部分)

改 正 後		現 行	
別表第4 動物用医薬品の検定に関する標準処理期間		別表第4 動物用医薬品の検定に関する標準処理期間	
製 剂	標準処理期間(日)	製 剂	標準処理期間(日)
(血清の部) (略)	(略)	(血清の部) (略)	(略)
(ワクチン(シードロット製剤を除く。)の部) (略)	(略)	(ワクチン(シードロット製剤を除く。)の部) 豚インフルエンザ(アジュベント加)不活化ワクチン 豚インフルエンザ不活化ワクチン(油性アジュベント加溶 解用液)	(略)
豚インフルエンザ(アジュベント加)不活化ワクチン 豚インフルエンザ不活化ワクチン(油性アジュベント加溶 解用液)	70 70	マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュベント・油性アジュベント加)不活化ワクチン マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシ ビニルポリマー・アジュベント・油性アジュベント加)不活 化ワクチン	70 70
マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(アジュベント・油性アジュベント加)不活化ワクチン マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシ ビニルポリマー・アジュベント・油性アジュベント加)不活 化ワクチン	(略)	豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュベント加) 不 活化ワクチン 豚サーコウイルス(2型・組換え型)感染症(カルボキシ ビニルポリマー・アジュベント加)不活化ワクチン・マイコ プラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニル	(略)

ボリマーアジュベント加) 不活性ワクチン

(略)	70	鶏サルモネラ症 (サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム) (油性アジュベント加) 不活性ワクチン 鶏サルモネラ症 (サルモネラ・インファンティディス・サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム) (油性アジュベント加) 不活性ワクチン	(略)
(略)	70	鶏サルモネラ症 (サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム) (油性アジュベント加) 不活性ワクチン 鶏サルモネラ症 (サルモネラ・インファンティディス・サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム) (油性アジュベント加) 不活性ワクチン	(略)
(略)	80	ジステンパー・犬アデノウイルス (2型) 感染症・犬パラインフルエンザ・犬ペルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病 (カニコーラ・コペンハーゲニー・ヘブドマディス) 混合ワクチン ジステンパー・犬アデノウイルス (2型) 感染症・犬パラインフルエンザ・犬ペルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病 (カニコーラ・イクテロヘモラジー・グリッポチフォーサ・ポモナ) 混合 (アジュベンント加) ワクチン	(略)
(略)	80	ジステンパー・犬アデノウイルス (2型) 感染症・犬パラインフルエンザ・犬ペルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病 (カニコーラ・イクテロヘモラジー・グリッポチフォーサ・ポモナ) 混合 (アジュベンント加) ワクチン (ワクチン (シードロップ製剤) の部)	(略)
(略)	70	牛コロナウイルス感染症 (アジュベント加) 不活性ワクチン (シード) 牛伝染性鼻管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン (シード) 牛レプトスピラ病 (アジュベント加) 不活性ワクチン (シード)	(略)

牛クロストリジウム・ボツリヌス (C・D型) 感染症 (ア ジュベント加) トキソイド (シード)	80	牛クロストリジウム・ボツリヌス (C・D型) 感染症 (ア ジュベント加) トキソイド (シード)	80
日本脳炎・ダニウイルス感染症混合不活性ワクチン (シード)	60	日本脳炎・ダニウイルス感染症混合不活性ワクチン (シード)	40
(略)		(略)	
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン (シード)		ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン (シード)	
(略)		(略)	
マイコプラズマ否定試験、サルモネラ否定試験、生菌数限度試験、ウイルス含有量試験、マーカー試験及び安全試験を実施する場合	60	マイコプラズマ否定試験、サルモネラ否定試験、生菌数限度試験、ウイルス含有量試験、マーカー試験及び安全試験を実施する場合	60
ウイルス含有量試験のみを実施する場合	40	ウイルス含有量試験のみを実施する場合	40
(略)		(略)	
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザン (A・C型) 混合 (油性アジュベント加) 不活性ワクチン (シード)	70	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザン (A・C型) 混合 (油性アジュベント加) 不活性ワクチン (シード)	70
(略)		(略)	
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏サルモネラ症 (サルモネラ・エンテリティディス) 混合 (油性アジュベント加) 不活性ワクチン (シード)	70	ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザン (A・C型) 混合 (油性アジュベント加) 不活性ワクチン (シード)	70
(略)		(略)	
狂犬病組織培養不活性ワクチン (シード)	40	狂犬病組織培養不活性ワクチン (シード)	40
犬レプトスピラ病 (カニコーラ・イクトロヘモラジン・グリップチオーサ・ボモナ) 不活性ワクチン (アジュベント加溶解用液) (シード)	50	犬レプトスピラ病 (カニコーラ・イクトロヘモラジン・グリップチオーサ・ボモナ) 不活性ワクチン (アジュベント加溶解用液) (シード)	50
猫ウイルス性鼻氣管炎・猫カリシウイルス感染症2価・猫	50	猫ウイルス性鼻氣管炎・猫カリシウイルス感染症2価・猫	50

汎白血球減少症混合ワクチン(シード) 猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症3価・猫 汎白血球減少症混合ワクチン(シード)	70
(診断液の部)	
(略)	
牛ウイルス性下痢一粘膜病診断用金コロイド標識抗体反応 キット	40
牛伝染性鼻気管炎診断用蛍光抗体	60
(略)	
ツベルクリン	90
(略)	
ヨーニン	90
(略)	
精製鳥型ツベルクリン	90
(略)	
汎白血球減少症混合ワクチン(シード)	50
(略)	
ツベルクリン	40
(略)	
ヨーニン	60
(略)	
精製鳥型ツベルクリン	40
(略)	